

令和 5 年第 4 回伊仙町議会定例会

会 期 日 程

令和5年第4回伊仙町議会定例会会期日程表

令和5年12月12日開会～12月15日閉会 会期4日間

月	日	曜	会議別	日 程	備 考
12	12	火	本会議	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○諸報告 （１）諸般の報告（議長の動静） （２）所管事務調査委員長報告（経済建設常任委員長） （３）行政報告（町長） ○請願 1件（経済建設常任委員会へ付託） ○承認 2件（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決） ○議案 9件（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）	
			委員会	○経済建設常任委員会（請願審査）	
〃	13	水	本会議	○一般質問（大河議員、美島議員、永田議員 3名）	
〃	14	木	本会議	○一般質問（福留議員、井上議員、佐田議員 3名）	
〃	15	金	全員協議会	○全員協議会	
			本会議	○議案 6件（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決） ○議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件 ○常任委員会の閉会中の所管事務調査の件 ○閉会	

令和 5 年第 4 回伊仙町議会定例会

第 1 日

令和 5 年12月12日

令和5年第4回伊仙町議会定例会議事日程（第1号）

令和5年12月12日（火曜日） 午前10時10分 開議

1. 議事日程（第1号）

○開会の宣言

○開議の宣言

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 諸報告

○日程第4 請願第3号 東目手久青少年会館の建替えに関する請願（経済建設常任委員会へ付託）

○日程第5 承認第4号 令和5年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第6 承認第5号 令和5年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第7 議案第47号 奄美群島広域事務組合規約の一部を変更する規約（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第8 議案第48号 伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第9 議案第49号 伊仙町防犯設備基金条例の制定（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第10 議案第50号 伊仙町振興計画審議会条例の一部を改正する条例（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第11 議案第51号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第12 議案第52号 伊仙町税条例の一部を改正する条例（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第13 議案第53号 伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第14 議案第54号 伊仙町立保健センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第15 議案第55号 伊仙町立学校設置条例の一部を改正する条例（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	井上和代議員	2番	久保量議員
3番	大河善市議員	4番	杉山肇議員
5番	牧本和英議員	6番	佐田元議員
7番	清平二議員	8番	岡林剛也議員
9番	上木千恵造議員	10番	永田誠議員
11番	福留達也議員	12番	前徹志議員
13番	樺山一議員	14番	美島盛秀議員

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 元原克也君 事務局書記 實夏三君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	総務課長	久保等君
未来創生課長	佐平勝秀君	くらし支援課長	稲田大輝君
子育て支援課長	久保修次君	地域福祉課長	大山拳君
経済課長	橋口智旭君	建設課長	高橋雄三君
耕地課長	稲田良和君	きゅらまち観光課長	上木雄太君
水道課長	富岡俊樹君	農委事務局長	豊島克仁君
教育長	伊田正則君	教委総務課長	町本勝也君
社会教育課長	中富譲治君	学校給食センター所長	森一途君
健康増進課長	伊藤晋吾君	選挙管理委員会書記長	重村浩次君
総務課長補佐	寶永英樹君		

△開 会（開議） 午前１０時１０分

○議長（前 徹志議員）

ただいまから、令和５年第４回伊仙町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

△ 日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（前 徹志議員）

日程第１ 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、井上和代議員、久保 量議員を、予備署名議員は大河善市議員、杉山 肇議員を指名します。

△ 日程第２ 会期の決定

○議長（前 徹志議員）

日程第２ 会期の決定について議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日12月12日から12月15日までの４日間としたいと思います
が、ご異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日12月12日から12月15日までの４日間
と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、お配りしてあります日程表のとおりです。

△ 日程第３ 諸報告

○議長（前 徹志議員）

日程第３ 諸般の報告を行います。

初めに、議長より、令和５年第３回定例会以降、本定例会までの諸般の報告を行います。

議長の動静等の報告については、皆様方のお手元に配付してありますとおりであります。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

伊仙町監査委員より、令和５年11月分までの例月出納検査の結果、各会計への出納状況及び現金
の保管状況については適正に保管されている。しかし、一部、改善されるべき点も見受けられると
の報告がなされております。

また、閲覧を希望される方は、事務局に常備してありますので、ご確認ください。

次に、経済建設委員会による閉会中の継続審査の申出に基づき所管事務調査の報告を求めます。

○経済建設常任委員長（樺山 一議員）

経済建設常任委員会の委員長報告を行います。

総務文教厚生常任委員会並びに経済建設常任委員会の合同で実施した閉会中の所管事務調査について、令和5年10月26日から10月30日にかけて、委員14名及び事務局職員2名の合計16名にて和歌山県太地町へ伺い、島の特産品でもあります伊仙町産の黒糖を活用した商品開発の取組について調査、研修を行いましたのでご報告を申し上げます。

10月27日に訪れた太地町は和歌山県南部の東牟婁郡に位置し、世界自然遺産熊野古道的那智勝浦側にある熊野灘に面した人口約2,600人、面積5.81km²と和歌山県でも一番小さく、その全域が海と那智勝浦町に囲まれた港町であります。太地町は、くじらの町として全国でも有名で、古くから捕鯨が盛んな地域でありゴンドウクジラなどを対象とした沿岸捕鯨が行われ、町の税収の3割は捕鯨によるものとのことでした。

このような捕鯨や漁業が太地町の主な産業となっていますが、今回、私たちが視察に訪れたのは伊仙町犬田布にある徳南製糖工場において作られた黒糖を原料として那智黒あめや黒糖かりんとう、黒糖羊かんなどの銘菓を製造販売されている株式会社那智黒総本舗に伺いました。

「那智黒」とは那智周辺で取られる囲碁の碁石に使われる石の名称で、黒あめは碁石と同じ大きさで製造されておりました。

株式会社那智黒総本舗は、明治10年に創業され、それ以降、140年以上にわたり、黒あめを中心に製造され続けてきた大変歴史のある会社で、現社長の坂野氏は7代目でありました。

黒あめの味の決め手となる黒糖が非常に重要であり、当初は他方面から黒糖を買い付けていたものの、徳南製糖工場で作られた黒糖は品質が非常に高く、現在までに50年以上取引を行っているとのことでありました。

また、徳南製糖工場が農家から買い取るさとうきびはハーベスターなどの機械で収穫されたさとうきびではなく、一本一本が人の手によって収穫されたものであり、それこそが那智黒あめの味を引き出している最大の要因でもあるのではないかと思います。

黒糖の年間仕入れ総量は約27tで、コロナ禍による売上減少等によるピーク時に比べて仕入れ量は減少しているものの徐々に回復傾向にあることから今後も引き続きお互い切磋琢磨していきたいとのことでありました。また、坂野社長からも「弊社と徳南製糖様とは運命共同体である」との言葉もあり、揺るぎない信頼性が感じられました。

委員から、今後の買付量増量についての質疑がありましたが、あめ玉一つの黒糖含有量は20%から30%程度しかないこと、近年の消費者ニーズに合わせて少量のタイプのパッケージに移行したことからどうしても製造量が減少しており、消費量に合わせた製造を行っているとのことでした。

今後の仕入れ増量に向けた取組として、全国へのさらなる販売促進をはじめ、新たな商品開発なども積極的に行っていきたいとの説明でありました。

その後、同社敷地内にあります黒あめ製造工場を見学し、仕入れた黒糖と水飴に砂糖が混ぜられ、

大きな釜で焦げる直前まで炊かれたものをゆっくりと冷やしながら固めていき、小石と同じ大きさにカットされ、袋詰めになってから箱詰めまでの作業風景を見学させていただきました。

最後に、近年は少子高齢化や後継者不足により農業の大型機械化が進み、手作業でのさとうきび収穫を行う農家は非常に少なくなっており、今となっては貴重な資源であります。

今回の調査、研修を通し、今後、このような農家に対して何らかの支援を町として行っていくことで先人たちから受け継がれてきた島のさとうきび産業のさらなる発展と次世代に引き継いでいくきっかけになるのではないかと感じました。

以上、当委員会における閉会中の所管事務調査報告といたします。

令和5年12月12日、経済建設常任委員会委員長、樺山 一。

○議長（前 徹志議員）

次に、町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

○町長（大久保 明君）

ただいま、議長から行政報告の許可を得ましたので行ってまいります。

60年近くあった伊仙町庁舎から新しい庁舎になって最初の行政報告を行えることを心から多くの方々に感謝申し上げたいと思います。

9月9日に犬田布中校区会の親睦会が鹿児島市で開催されまして、この中で慰霊塔の修復について説明をいたしました。このときは多くの方々が返礼品の問題は問題でないというような形で既に多くの寄附金を頂きました。

9月18日には、令和5年度の農村漁村振興交付金事業、これはブルー・スカイのほうで申請して県の申請を取ったところであります。

これから、このブルー・スカイは、今、彼らがやっている統合失調症、それからアルコール依存から脱却した方々ではなくて、いろんな保護士会のほうからも総務省の関連の方々が、今後、罪を犯して社会に帰ってきててもほとんど社会で働く場がないということが大きな課題になっております。そのことをこのブルー・スカイの中でやっていくという総務省からの要望がございました。今後、人口減少社会の中にあってもこういった方々がいかに社会に参加して生産に関わっていけるかということは、これはなかなかできることではありません、農福連携をしてきた中で。

ただ、全国でもこのことに関しては、伊仙町が、例えば、にじいろクラブにしてもこれも全国から注目をされております。そういった誰もが活躍するまちづくりに向かってさらに推進していけるのではないかと考えております。

9月20日、21日には、企業版ふるさと納税を今回していただいた大阪にいらっしゃる久保進社長、また、そのご子息、そして、また関連の会社から各1,000万の寄附計3,000万の寄附を頂きました。この使途に関しましては教育関係のほうでの活用をと決められておりますので、今後、伊仙町教育委員会が中心となってこの事業を推進していくことができると思います。

地元の方がこのように頑張っているということでありました。このとき久保社長より味覚糖の話

がございまして、今までなかなか接点がなかった中で紹介をしていただきまして、その後、お会いしている状況でございます。

翌9月22日におきましては、慰霊塔の寄附協力という形で阪急交通社、それから海軍の中心でありました水交会のほうに要望をしてきました。

帰って、9月24日には旧庁舎の閉庁式、そして、今回は職員のみでありましたけども、新庁舎の開所式を行いました。60年にわたり伊仙町の政治をつかさどってきた伊仙町旧庁舎は大変名残惜しいことであります。その歴史を我々はまたしっかりと吟味してその方向性を新しい時代につないでいかなければならないと考えております。

9月30日には徳洲会グループの幹部会がありまして、約400の方が集まった中で、この慰霊塔修復のクラウドファンディングの説明をいたしました。

その中で、これがなぜ必要であるかということ、そして、この慰霊塔の発起人になった方は何回も申しましたけれども、二・二六事件のときの岡田総理をとっさの判断で地下にかくまった迫水久常先生であります。この方はご存じのとおり、昭和の言葉を書いた方で、編集した方でございます。そして、この同級生の方が小林秀雄という日本の文学戦前・戦中の大御所でもあります小林秀雄先生と一緒に「戦艦大和ノ最期」というベストセラーを書いた吉田満さん、そして、文化勲章を受賞した中村晋也先生の作品であるということで、これは、私、個人的には国が管理すべきであるぐらいの価値があると思うし、そのことをこの徳洲会の会合の中で説明いたしましたら多くのリーダーの方々がこのことを誰も知らなかったわけありますので、このような歴史的価値の慰霊塔が徳之島にあるということはほとんどの方が知らない状況の中で、今回、いろんなクラウドファンディングではなくて、もう一般寄附という形で要望してきた状況でございます。

先ほど申し上げた味覚糖の会社にその後行きまして、2代目、3代目の方々はなかなか国内にいらっしゃらないということで、先代から仕えていた人にいろいろ話をしまして、今後、また、私たちが子どものときに味覚糖を年に一回もらうのが大変楽しみでありました。そういうことなど話をして、今後とも新しい社長さん、なかなか2代目には会えないんですけども、今後お会いして信頼関係を築いていくことが重要であると思っております。

10月7日には、鹿児島県で54年ぶりとなったと思いますけど、国体が開催されました。これはコロナで4年遅れた形でありましたけれども、オープンの際に県内の多くの若者、障害者の方々、多くの方々が開会式を盛り上げていただきました。伊仙町からも家族を含めて3名の方が参加していらっしゃいました。

10月12日、これには書いてありませんけれども、伊仙町の地域女性団体連絡協議会の新しい役員がこの日に決定をしております。多くの方々が今回は地女連の役割を他町に負けないような形でつくってこうという強い決意が得られたところであります。

10月15日には、伊仙町民体育祭が久しぶりに開催されまして、時間は短かったのでありますけれども、多くの方々が参加していたということは大きな前進であり、これからスポーツに関しても伊

仙町が郡内においてもまだまだ徳之島全体のスポーツの普及、そして活躍がまだまだでありますので、そのことがますますできるようにと思っております。

それから、少し飛びまして、10月22日に第26回全国闘牛サミット in 伊仙町大会が開催されました。この中で、工夫を凝らしまして入場式に10自治体ののぼりと、全員が参加して行進するということを行いまして、また、歓迎会におきましては町の女子職員が一生懸命になっておもてなしをやっていたということで闘牛サミットの中身がどんどんどんどん進化しているような状況になっております。

10月24日には、農業農村の中央要請活動、私、代表として参加いたしまして、この中で農水省のポスター、3分の1ぐらいはもう農福連携で固まっております。もう農福連携という形で進めても現実にはなかなか、各自治体、難しい中で、伊仙町が取り組んでいる、先ほど申し上げたキノコにじいろクラブや榮さんたちのやっている活動がかなり評価されておりまして、このことを伊仙町に視察に行きたいというふうな中央の農水省の方々のお言葉でありました。

10月28日には、同じく、鹿児島で開催された障害者スポーツ大会の開会式に参加いたしまして、今や、障害者という言葉そのものが本当に必要であるかどうかというふうな議論さえなされております。

いろんなことで、例えば、視力障害のある方々は他の機能がどんどん伸びていくと麻痺のある方々は他の筋肉がどんどん発展していくとか、障害者という中で、今まで我々が理解できなかった人間の能力というものが発掘されている状況でありますので、そういった意味においては、伊仙町において全ての町民が活躍すると。障害のあるなしにかかわらずということは、今、まさににじいろクラブなどがやっていることが、そして、先ほど申し上げた犯罪を犯した方々がいかに社会参加していくかということを伊仙町は今後全力で取り組んでいくことが時代の大きな流れをつくり出していけるのではないかと。実際、外国ではそういう状況でありますのでそういうまちづくりを進めていかなければいけないと思っております。

あとは、ほーらい祭りが開催されまして長渕剛様の息子さんがその場を盛り上げていただきました。

11月11日に奄美市において日本復帰70周年記念式典がございました。

この中で伊仙町から2人の中学生が参加いたしまして、双子の姉妹でありますけれども、その発表内容、行動が高く評価をされていまして。

11月18日には、ティダネシア交流会という奄美出身の官僚の方々を中心とした会合が5年ぶりに再開されまして、この方々の人脈、そして島に対する思いを我々はもっともっとこれから連携を強くしてやっていかなければなりません。

11月20日には、令和5年度の伊仙町戦没者合同追悼式がございました。参加する方々も少なくなってきた中で、今後参加を増やすためには戦争を知らない世代、そして、その子、孫も参加して盛り上げていく必要があるんじゃないかという意見が会長からなされておりました。

10月28日には、元白鵬（宮城野親方）ご一行様が島内に来まして、ほーらい館のほうで親方の生きてきた情熱、そして、その手法。本当に鬼の形相をしていましたその方が一般社会に出てこれほど多くの人たちを引きつけられるような人格の持ち主であるということも我々も驚きました。

チンギス・ハンという方はモンゴル、世界を席卷した方でありますけれども、恐らく武蔵川親方も宮城野親方も分かっていると思いますけれども、歴史を模したということは言えませんが、ペストという病気がなかったらイギリスまで全てモンゴル帝国が席卷したというのはそういう状況にあったことをやはり宮城野親方は心からそのことを誇りに思っているという話がありました。ですから、あのような方が徳之島ともいろいろ今後とも連携を深めていくということはこれほどの我々にとって明るい話はございません。トレーニング中の鬼の形相を見たらびっくりしますけれどもやっぱりあのぐらいの気持ちでないともう二度と破れないような実績を残すことはできなかったと思いますので今後とも連携を取ってまいりたいと思っております。

これには書いてありませんけれども、11月29日に伊仙環境さんも含めて徳州清掃車と町の裁判が、長い間、年次ごとに行われてまいりましたけれども最終的には町の勝利が決定をいたしました。

昨日、県の浄化槽協会の代表と浄化槽組合の方々が来庁いたしまして、そして、徳州清掃車の方、島内の徳之島町・天城町の清掃の方々が来て、今後は平等な形で多くの清掃会社が参加できるような状況であると私は考えております。来て、いろいろ挨拶をして、あまり話もしないですぐ帰られましたけれども。

今、やはり時代はどんどん変わっていくと思います。これからこの清掃組合も多くの方々が参画して、そこに競争というものが生まれてくることが社会の利益になるわけでありますので、そういった感触を昨日頂いたところでございます。

南西糖業の新体制の方々が挨拶に参りまして、そのときに非常に高齢化とさとうきび離れが進んでいるという話でありましたけれども、今、国の政策は食糧自給率を上げていくということを宣言しているわけであります。

例えば、徳之島においても、土地改良を今新たに要望している、希望しているの方々がいらっしゃいます。ですから、私は土地改良の代表でいますけれども、国のほうで申し上げていることは、今まで改良ができなかったところを、例えば、斜面とかそういうところを土地改良していくことをこれから必要ではないかということを強く要望しております。そして、食糧自給率を上げるということと、もう一つ重要なことは奄振の中においても北を見るのではなくて南を見ていこうと。そうすれば、今、幾つかの会社の方々がさつま芋を生産して、南のほうに出荷することは何ら問題もないわけでありますので、そういうことをできるようにやっていくということをこの前、県の方々にも申し上げました。

ですから、南西糖業は今の時代の変化の中で新しく土地改良をしていくと。それから、沖縄でやっているように土地改良した面とその周辺の道路が同じ面にあります。ですから、ハーベスターは完全に道に出て全部ハーベスターで刈るわけであります。そういうロスもなくなっていくと、多く

の高齢者が土地をなかなか離すことができなかったけれども、今、コロナのこの数年間の間に大きく情勢は変わっておりますので、南西糖業が2社存続していくということは、今、時代が後押しするというふうに私は考えておりますので、そういった意味で、会社の方々にもそういう要望等もしていくことが大事じゃないかと思います。

奄振の中でも「沖縄との連携」ということが初めて文言として出てきているわけでありまして、さとうきび産業は今後また大きな変化で発展する時代が作ることが可能であるというふうに思っておりますので、今後、徳之島行政においても今いろいろ課題もありますけれども、そのことを解決して全島が一体となった形で農業生産額を上げていくことができると。その最も可能性が高いのが徳之島3町であることを私たちは自信を持ってこれから県・国との交渉を担っていくことができると思っていますので議会の方々もご理解いただきたいと思います。

最後に、先般、徳之島直行便の件に関しまして森山先生とJALの幹部に3町長で要請活動に行っていました。今までにはこれはなかった変化でございます。

JALの方々は、この数年間、コロナで相当の打撃を受けたとそれはANAはもっと打撃を受けています。JALが国がいつも何とか補填してくれるだろうという甘い考えがあるわけですがけれども、ANAは全て自己資金でありますのでその差はありますけれども徳之島直行便、伊丹からの直行便に関しまして初めて議論がなされた状況でありますので。

ただ、会社の言い分は「累積赤字を解消してから」という表現をしていましたけれども、それは、今、こういうチャンスのときにやっていくことが利益をより大きくしていくということではないですかという、厚かましい意見を出したりしましたけれども、近い将来、関西からの直行便の可能性が出てくると思います。

最後に、昨日、第6回の奄美群島新ビジョン懇話会がオンラインでございまして、先ほど申し上げたように農業生産額はこれからもっともっとアップしていくような内容にビジョンの中にほとんど書いていないんです。そのことを付け加えていくよう要望したところであります。食糧受給率を上げることが強い国の国策になる時代になったときに、そこには障害者の雇用が生まれ、そして、この徳之島で農業生産が伊仙町は55億まで来ましたがけれども、それをさらに上回るような形でやっていけることを伊仙町議会の方々、南西糖業、そして、あらゆる農業関係の方々と連携を取っていけば、農業生産額60億、70億は決して不可能ではないかと思っておりますので、今後とも皆さん方のご指導を今まで以上にお願いしたいと思います。

以上で行政報告を終わります。長い時間ですけれども、本当にご清聴ありがとうございました。

○議長（前 徹志議員）

以上で、諸報告を終わります。

△ 日程第4 請願第3号 東目手久青少年会館の建替えに関する請願

○議長（前 徹志議員）

日程第4 請願第3号、東目手久青少年会館の建替えに関する請願について議題といたします。

令和5年第3回定例会以降、これまでに受理した陳情は1件、請願は1件です。

したがって、お手元にお配りした陳情請願文書一覧のとおり、陳情第10号につきましては文書配付とし、請願第3号、東目手久青少年会館の建替えに関する請願につきましては経済建設常任委員会へ付託したのでご報告申し上げます。

△ 日程第5 承認第4号 令和5年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認

△ 日程第6 承認第5号 令和5年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認

○議長（前 徹志議員）

日程第5 承認第4号、令和5年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認、日程第6 承認第5号、令和5年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認の2件を一括して議題とします。

提出者より、提案理由の説明を2件一括して求めます。

○町長（大久保 明君）

令和5年第4回伊仙町議会定例会に提案いたしました承認第4号及び承認第5号について提案理由の説明いたします。

承認第4号は、令和5年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年10月25日付で専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告して承認を求めるものであります。

承認第5号は、令和5年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年10月20日付で専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告して承認を求めるものであります。ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

承認第4号、令和5年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（久保 等君）

それでは、承認第4号、令和5年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）の専決処分について説明をいたします。

予算書をお開きください。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額73億8,114万円に歳入歳出それぞれ446万円を増額し、歳入歳

出予算の総額を73億8,560万円とするものであります。

予算書3ページをお開きください。

歳入歳出事項別明細書により、まず歳入について説明いたします。

18款繰入金、補正前の額1億1,824万2,000円に446万円を増額し、補正後の額を1億2,270万2,000円とするものであります。

歳入合計、補正前の額73億8,114万円に446万円を増額し、補正後の額を73億8,560万円とするものであります。

次に、歳出について説明いたします。

予算書4ページです。

10款教育費、補正前の額7億3,394万9,000円に310万円を増額し、補正後の額を7億3,704万9,000円とするものであります。給食センターのパン製造用機器の交換経費であり、子どもたちの給食を提供することによる急を要することから専決を行ったものであります。

11款災害復旧費、補正前の額8,000円に136万円を増額し、補正後の額を136万8,000円とするものであります。糸木名地区における台風6号、8月7日から10日による豪雨によりまして災害箇所を12月6日実施の災害査定に間に合わせるために測量設計費の計上であります。

歳出合計、補正前の額73億8,114万円に446万円を増額し、補正後の額を73億8,560万円とするものであります。

以上、令和5年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）の専決処分について説明を終わります。ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

承認第4号について質疑を行います。

○14番（美島 盛秀議員）

令和5年度一般会計補正予算（第4号）について質疑をいたします。

歳出の6ページ、今、説明があった給食センター運営費とそれから農林水産施設災害復旧、これは基金からの繰入れでありますけれども、現在の基金の残高と、それからの委託料の主な災害伐採委託料ですけれども、測量なんですけれども、場所とその台風6号による被害、どれぐらいの程度の災害でどれぐらい被害を受けているのか説明をお願いいたします。

○総務課長（久保 等君）

私のほうからは基金残高について説明をいたします。

残高としまして12月時点で9億4,888万7,000円というふうになっております。

○耕地課長（稲田 良和君）

ただいまの質問にお答えします。

場所については糸木名地区であります。台風6号接近によりまして8月7日から8月10日雨量が1時間当たり27mmという豪雨の中、のり面が崩壊したということで、幅、延長18mの災害となって

おります。

○14番（美島 盛秀議員）

備品購入費等は、これは緊急を要する子どもたちの給食費の給食関係でありますので大事だったと思います。それとまたこの災害復旧費の測量、これも町民に多大な被害が与えられたということで緊急の専決だったと思います。

そこで、財政調整基金から取り壊して繰入れをして財政に充てているわけなんですけれども、今後こういう給食センター関係、議会のほうから「専決でもすればどうか。早くしなさい」ということを言われてやった経緯があります。ですから、こういう緊急を要することに対しては財政調整基金等を活用して素早く町民の利益になるようなことを進めていただきたい。

今、財政調整基金のほうも9億4,800万、これしか残っておりません。今後はこういう財政調整基金等の積み増し、増加をどうしていけば緊急時にこういう取り壊して繰入れをして活用できるかということを真剣に執行部のほうで考えて、基金のほうも増やせる取組をしていただきたいと思います。終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、承認第4号、令和5年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第4号、令和5年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本件を承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、承認第4号、令和5年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認については承認することに決定しました。

承認第5号、令和5年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認について、補足説明があればこれを許します。

○健康増進課長（伊藤 晋吾君）

承認第5号、令和5年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について補足説明を

いたします。

予算書をお開きください。

この歳入歳出予算の総額 2 億 1,153 万 6,000 円に歳入歳出それぞれ 3 万 5,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 2 億 1,157 万 1,000 円とするものです。

歳入について 5 ページをお開きください。

5 款諸収入 4 項 1 目健康診査事業収入、補正前の額 123 万 6,000 円に 3 万 5,000 円を増額し、補正後の額を 127 万 1,000 円とするものです。こちらは長寿健診の受診者増加に伴う増額であります。

次に歳出について 6 ページをお願いします。

3 款保健事業費 1 項 1 目健康診査事業費、補正前の額 171 万 8,000 円に 3 万 5,000 円を増額し、補正後の額を 175 万 3,000 円とするものです。長寿健診の受診者増加に伴い、健診事業委託料 3 万 5,000 円の増額であります。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いします。

○議長（前 徹志議員）

承認第 5 号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、承認第 5 号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第 5 号、令和 5 年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の専決処分承認を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本件を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、承認第 5 号、令和 5 年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の専決処分の承認については承認することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前 11 時 00 分

再開 午前 11 時 08 分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 日程第 7 議案第47号 奄美群島広域事務組合規約の一部を変更する規約

○議長（前 徹志議員）

日程第 7 議案第47号、奄美群島広域事務組合規約の一部を変更する規約について議題といたします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保 明君）

議案第47号は、奄美群島広域事務組合規約の一部変更につきまして、地方自治法第286条第 2 項及び第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第47号、奄美群島広域事務組合規約の一部を変更する契約について、補足説明があればこれを許します。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

議案第47号、奄美群島広域事務組合規約の一部を変更する規約について補足説明いたします。

本件は、奄美群島広域事務組合の事務所を「奄美市名瀬永田町18番 6 号」を「奄美市名瀬港町15番地」へ移転することに伴う規約変更であります。

移転の主な理由といたしましては、本年 3 月から 4 月にかけて行われた現在の事務所の耐震診断を行った結果、不合格になったためであります。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第47号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第47号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第47号、奄美群島広域事務組合規約の一部を変更する規約を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第47号、奄美群島広域事務組合規約の一部を変更する規約は原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第8 議案第48号 伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

△ 日程第9 議案第49号 伊仙町防犯設備基金条例の制定

△ 日程第10 議案第50号 伊仙町振興計画審議会条例の一部を改正する条例

△ 日程第11 議案第51号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

△ 日程第12 議案第52号 伊仙町税条例の一部を改正する条例

△ 日程第13 議案第53号 伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

△ 日程第14 議案第54号 伊仙町立保健センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

△ 日程第15 議案第55号 伊仙町立学校設置条例の一部を改正する条例

○議長（前 徹志議員）

日程第8 議案第48号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第9 議案第49号、伊仙町防犯設備基金条例の制定、日程第10 議案第50号、伊仙町振興計画審議会条例の一部を改正する条例、日程第11 議案第51号、印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例、日程第12 議案第52号、伊仙町税条例の一部を改正する条例、日程第13 議案第53号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、日程第14 議案第54号、伊仙町立保健センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、日程第15 議案第55号、伊仙町立学校設置条例の一部を改正する条例について、8件を一括して議題とします。

提出者より、提案理由の説明を8件一括して求めます。

○町長（大久保 明君）

議案第48号は、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第49号は、伊仙町防犯設備基金条例の制定、議案第50号は、伊仙町振興計画審議会条例の一部を改正する条例、議案第51号は、印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例、議案第52号は、伊仙町税条例の一部を改正する条例、議案第53号は、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、議案第54号は、伊仙町立保健センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第55号は、伊仙町立学校設置条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案しております。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第48号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（久保 等君）

それでは、議案第48号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

本改正は、令和5年人事院勧告に基づき職員給与について改正するものであります。本年の人事院勧告のポイントとして月例給・ボーナスともに引上げの勧告となっております。

まず、月例給に関して、民間給与との格差3,869円、率にして0.96%を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げる内容であります。

また、期末勤勉手当についても昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績を踏まえ、4.4月分から4.5月分に改正し、引上げ分を期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分するものであります。

施行期日は月例給に関しましては令和5年4月1日、期末勤勉手当の改正は令和5年12月1日からの適用となります。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第48号について質疑を行います。

○7番（清 平二議員）

議案第48号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑いたします。

この条例は職員間の昇給に、例えば、不平等等のそういうのが生じないのかどうかお尋ねします。昇格基準にちゃんと沿ってやっているのかどうかお尋ねします。

○総務課長（久保 等君）

これは一律に上げるものでございまして、個人差ということはございません。

○7番（清 平二議員）

一律に人勧に沿って上げるということですが、例えば1級に何年いると2級に行くとか、そのような職員間の不平等があるのかないのか、やはりその辺のところは職員組合としっかり協議してやっているのかどうかお尋ねします。

○総務課長（久保 等君）

今回、議案第48号に挙げているものは、人事院勧告に基づいての改正でありますので、その号給については変更しないものでございます。

○7番（清 平二議員）

例えば、この条例だけじゃなくて、昇格基準等があると思いますけれども、そういうものに対して職員間の不平等というか昇格基準がちゃんとなっているのかどうか。この条例じゃなくて普段やっているのが、そういうのはあるのかないのかをお尋ねします。

○総務課長（久保 等君）

昇格基準という形では行っておりません。

以前、わたりという制度がありましたが、それも今実施していないという状況でございます。

○7 番（清 平二議員）

やはり職員がやる気のある給料をしていかないと昇格基準、わたり制度がないとなるとやはりその辺のところは職員間の不平等があると思いますので、しっかりとわたり制度をつくって職員の格差を、給料の格差をなくすようにお願いします。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑はありませんか。

○11 番（福留 達也議員）

1 点だけ聞きたいんですけども。

こういった人事院勧告での民間給与との調整ということで勧告があって上がったり下がったりしているんですけども、この人事院勧告の要するに調査というのか、こういったのは日本全体を見渡して公務員と民間が違う、それをもって全国にこういったふうに勧告をしている、こういったもののなんですか、これは。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

国のほうと県のほう、両方で調査を行い、それに基づき、この率が決定するものでございます。民間の会社の給与、それを国と県が調査をして、この率が決まるということになっております。

○11 番（福留 達也議員）

こんなこと言ったらあれですけども、所得が低い自治体と高いところの差があると思うんですけども、こういったものは、勧告であれば、例えば伊仙町の場合、一般的に公務員の方が所得は高いなと思われていると思うんですけども、こういったのは勧告には必ず従わなきゃいけないんですか。それとも、町長の判断等で、いやいや、公務員のほうがあれだから、そんなに引き上げなくていいよとか、そういう判断はできる事項の部類なんですか。

○総務課長（久保 等君）

この人事院勧告については基本的にこの勧告に基づいて実施をしているものでございます。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第48号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第48号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第48号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第49号、伊仙町防犯設備基金条例の制定について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（久保 等君）

議案第49号、伊仙町防犯設備基金条例の制定について補足説明をいたします。

この基金については町民生活に悪影響を及ぼす犯罪事故等を未然に防止する環境を整備し、町民が安心安全に暮らすことができるまちづくりを推進するため本条例を制定するものであります。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第49号について質疑を行います。

○14番（美島 盛秀議員）

議案第49号、伊仙町防犯設備基金条例の制定について質疑をいたします。

この条例なんですけれども、最近、非常に農作物の盗難、あるいは農作業機の盗難とか、いろいろな盗難事故が発生しているようであります。

町内の防犯マイクでも放送等もあったようですけれども、他町村においてもあるかに聞いております。ですから、補正予算のほうでも1,000万円基金を積み立てる予算が措置されておりますけれども、こういうような防犯カメラを設置するそういうときにどういうふうにつけるのかこういう協議する協議会あたりは準備を考えているのかどうかお尋ねいたします。

○総務課長（久保 等君）

この件に関して協議会をつくるということは考えておりませんが、一応、案を出して徳之島警察署と協議を行い、この方が一番設置するにはいいのではないかとこのところを設定しているところでございます。

○14番（美島 盛秀議員）

いろいろ盗難がありますと被害届を警察署に届けるわけなんですけれども、警察署としてはそういう場所とある程度は掌握しているかもしれません。しかし、町民の皆さんにとっては非常に危機感を持っております。ですから、そういう警察の意見等を聞いて、そして、それを町民の皆さんにも報告をして、こういう場所こういう場所が警察からの案がありますけれども、皆さんの意見はないですかと。町民全体の意見も承知する必要があると思うんですけれども、今後、検討をされるようにお願いして終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第49号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第49号、伊仙町防犯設備基金条例の制定を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第49号、伊仙町防犯設備基金条例の制定は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第50号、伊仙町振興計画審議会条例の一部を改正する条例について、補足説明があればこれを許します。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

議案第50号、伊仙町振興計画審議会条例の一部を改正する条例について補足説明いたします。

本件は、第6次伊仙町総合計画並びに第3期伊仙町総合戦略の策定を令和6年度に行うに当たって既存の条例の内容に一部改正が必要であることから提案するものであります。

具体的には、改正前の条例には具体的な審議内容が明記されておらず、抽象的な性質を持った審議会であったことから、今回、新たに第2条の所掌事務の内容を追加し、さらに総合計画と総合戦略を一体化することで総合計画と総合戦略の内容について整合性が図られるとともに、効果、検証なども効率的にできることから今回の議案上程に至りました。

なお、今回の条例に当たっては、12月1日に実施されました行政運営調査会で同案件に関する委員の意見を踏まえて提出させていただいております。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第50号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第50号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第50号、伊仙町振興計画審議会条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第50号、伊仙町振興計画審議会条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第51号、印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明があればこれを許します。

○くらし支援課長（稲田 大輝君）

議案第51号、印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について補足説明いたします。

令和5年12月下旬よりコンビニ交付サービスにおいてスマートフォン用電子証明書を取得することによりマイナンバーカードを利用しなくてもコンビニ交付サービスが利用できるようになります。

現行の条例の中ではコンビニ交付サービスを利用するためには「マイナンバーカードのみ対応可」となっておりますが、条文に「移動端末設備」を追記することによりスマートフォンでも証明書交付サービスが利用できるようになりますと。

以上、ご審議賜りますよう、お願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第51号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第51号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第51号、印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第51号、印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第52号、伊仙町税条例の一部を改正する条例について、補足説明があればこれを許します。

○くらし支援課長（稲田 大輝君）

議案第52号、伊仙町税条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

伊仙町税条例第82条第1号（エ）中の「及び」を「、」に改め、「輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加えることにより特定小型原動機付自転車の種別を追加するものです。

特定小型原動機付自転車とは、車体の大きさが190cm以下、幅60cm以下であり、車体の構造が時速20kmを超えて加速することができないこと、走行中に最高速度の設定を変更することができないこと、オートマチックトランスミッションであること、最高速度表示等が備えられていることが基準になります。これらの基準を満たさないものは、形状が電動キックボード等であっても引き続きその車両区分「一般原動（機）付自転車または自動車」に応じた税率で課税をするもの」を追加することとなります。

以上、審議賜りますよう、お願いします。

○議長（前 徹志議員）

議案第52号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第52号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第52号、伊仙町税条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第52号、伊仙町税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第53号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、補足説明があればこれ

を許します。

○くらし支援課長（稲田 大輝君）

議案第53号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について補足説明します。

全世代対応型社会保障制度を構築するための健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴い、伊仙町国民健康保険税条例の一部も改正するものであります。

主な内容として出産された妊婦さんの産前産後の国民健康保険税の負担額を免除するものであります。ご審議賜りますよう、お願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第53号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第53号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第53号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第53号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前11時39分

再開 午前11時43分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第54号、伊仙町立保健センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明があればこれを許します。

○健康増進課長（伊藤 晋吾君）

議案第54号、伊仙町立保健センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について補足説明いたします。

伊仙町立保健センター設置及び管理に関する条例の一部を次のように改める。

第2条中「伊仙町面縄2284番地」を「伊仙町1842番地」に改める。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第54号について質疑を行います。

○13番（樺山 一議員）

伊仙町立保健センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

この条例の改正は第3回定例会でも出されたと思いますが、保健センターの、今回、提出されているのは2条の場所に関して提出されております。前回は4条の「保健センターは町長が管理運営し、次の職員を置く。所長、保健師職員2人」ということが明記されていますが、この件に関しては改正する必要がなく、このような感じで人員が配置されていると考えてよろしいでしょうか。

○健康増進課長（伊藤 晋吾君）

はい。現在、このような職員を配置しているところでございます。

○13番（樺山 一議員）

今朝、職員の配置表を私はもらったんですが、この職員の配置表で所長、保健師職員2名はどこを指すのかちょっと教えていただけたらと思います、配置表の中で。

○健康増進課長（伊藤 晋吾君）

配置表の中で健康増進課長のほうが所長兼務となっております。あと、保健師のほう。あと、その他職員が3名配属されているところでございます。

○13番（樺山 一議員）

所長は庁舎内にはなくて、ほーらい館のほうに所長がいるということですか。

○健康増進課長（伊藤 晋吾君）

現在、こちら新庁舎のほうの健康増進課にいます。

○13番（樺山 一議員）

庁舎内のほうにいらっしゃるということです。

それから、この保健センターの位置なんですけれども、私が知っている範囲では保健センターがほーらい館ができた当初にほーらい館に移動して、それから、今回はまた新庁舎ができて役場の中に移動したわけですが、なぜそのときに住所変更しなかったのか、条例を改正しなかったのか、その点について伺います。

○健康増進課長（伊藤 晋吾君）

この保健センターの住所、面縄についてはもう大分十何年も前になるとは思います。それでほーらい館のほうに来たのがほーらい館ができてもう15年目になりますけど、その頃になるとは思いますけど。

私が健康増進課に来て、令和4年度に来まして、またこの新庁舎が新築されたということで、こ

の移動するタイミングで住所変更という形で私は気づいたところでございます。それで、9月に一度住所と第2条と第4条を上程した経緯でございます。

○13番（樺山 一議員）

では、職務怠慢でもう忘れていたと解釈してよろしいでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

樺山議員の質疑であります。本来、このほーらい館ができて、そこに事務所を移す際にこの条例を変えとかなければならない事項でありましたが、議員のおっしゃるとおり、その条例を改正することなく今まで来たということでもありますので、ここは職員のそういった条例の改正をしてこなかった事が原因というふうに思われますので、今後、またこういった点をなくすために条例改正等をするように指導していきたいと考えております。

○13番（樺山 一議員）

ほーらい館に移せなかったのはほーらい館の目的外使用になるから移せなかったのか、例えば、移してもよかったのか、分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（久保 等君）

先ほどの樺山議員の質疑であります。地域保健法においても「保健センターは設置することができる」ということで、市町村保健センターは住民に対し健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関して必要な事業を行うことを目的とする」となっていますので、条例等にはほーらい館に移すことには抵触しないんですが、当施設の事業、まちづくり交付金事業で行ったわけなんです。築15年、もう計画を約20年前に計画した事業でありますその申請の際にそこに保健センターが置けるかどうかというところについて抵触するののかというのは調べるのに時間がかかりますので、ここに移すことが何かに触れるということではないと考えております。

○13番（樺山 一議員）

分かりました。また調べて分かりましたら教えていただきたい。その補助金の関係のやつを。

それと、私はほーらい館に置けるんだったら、やはり庁舎内じゃなくて、ほーらい館のほうが私は一番いいんじゃないかと思っております。

例えば、徳之島町でも天城町でも庁舎外に保健センターというのは設置されているわけですから、そのほうがいいんじゃないかと私は思っております。その件については以上です。

それと、この間、保健センター、旧保健センターですよね。あのところに行ったら、そこを塗装したり、改築工事をしていましたけど、あの件についてまた説明をお願いいたします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

当初、令和4年5月1日に奄美ブルー・スカイ農園から行政財産使用許可申請書を出して受理しております。同日、そこへ行政財産使用許可証を提出してございます。その後、令和5年5月1日に行政財産現状変更許可申請書を提出されましたので受理をして許可証を出しております。

○13番（樺山 一議員）

旧保健センターはそのブルー・スカイというところに貸しているということですか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

無償貸付で貸している状況でございます。

○13番（樺山 一議員）

その貸付契約書があれば提出していただけないかなと思います。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 1時05分

再開 午後 1時09分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○13番（樺山 一議員）

ありがとうございます。

これは、総務課長、財産の無償貸付と判断してよろしいですか。

○総務課長（久保 等君）

ただいま、議員が言うとおり、使用許可申請書が出まして、行政財産の使用許可証を出しておりますので、この第3条2使用料については公益事業の用に供しているので無償とするということでありますのでおっしゃったとおり、これで無償で貸付ということでございます。

○13番（樺山 一議員）

地方自治法第96条の1の6で財産を交換し、出資の目的とし、もしくは支払手段として使用または適正な対価なくしてこれを譲渡し、もしくは貸し付けることは議会の議決の対象とうたわれていますけど、なぜ議会の議決を得なかったか、お尋ねします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

農村漁村発イノベーション等整備事業の中での貸付けでございまして、この事業主体が市町村、伊仙町というふうになりまして。ですので、契約等ということじゃなくて、使用許可証ということで対応しているものでございます。

○13番（樺山 一議員）

私は事業主体が伊仙町とか言っていますが、しかし、ブルー・スカイというのは伊仙町の一員ですか。あくまでも私は民間だと思いますよ。

例えば、町民の皆さんは、今、インターネットで見られていると思いますけど、例えば、その無償で借り受ける人はそれは個人的に得しますよ。しかし、それ以外の町民は町有財産を無償で貸し付けたら損をしますよ。そのために私は議決が必要じゃないかと言っているんですよ。町民の財産を貸し付けるにはやっぱり議会の議決を得て、議会でもいろいろ話が通ればそんな可決しますよ。だから、そういうのを手続を踏まないでしているんじゃないかと私は聞いていますけどね。私はあくまでも議決するべきだと思っていますけど、どうですか。県の指導でも受けてまた返事をしたいと思いますがどうですか。

○総務課長（久保 等君）

先ほども申し上げましたとおり、この事業の主体が伊仙町であるためということで判断してございますので、今、議員がおっしゃったことについては再度調べて報告するようにしたいと考えております。

○13番（樺山 一議員）

これは、私、この使用許可証をこれは何年間の使用許可を出しているわけですか。

○総務課長（久保 等君）

使用期間については、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間としてございます。

○13番（樺山 一議員）

それと今、私が先ほどお話をしたように旧保健センターの外壁の塗装、そして、私が見た範囲では新しく浄化槽を設置してありました。あれは、株式会社奄美ブルー・スカイ農園が設置しているのか、伊仙町の予算で設置しているのかお尋ねします。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

本改修事業につきましては、農産漁村振興交付金を活用しまして整備をいたしております。

○13番（樺山 一議員）

株式会社奄美ブルー・スカイ農園に補助金を出して、そこが改修しているということですか。だから、私が先ほど言うようにこれは株式会社奄美ブルー・スカイ農園ですから公共性がそんなに強いとは私は思いませんが、そうしたら例えば1年間の使用許可を出しています。あの改修金額は幾らですか。

○議長（前 徹志議員）

しばらく休憩します。

休憩 午後 1 時 1 6 分

再開 午後 1 時 1 9 分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

旧保健センターの改修工事でございますが、約2,800万円の工事となっております。この2分の1が交付金で賄われているところでございます。

○13番（樺山 一議員）

2,800万円のうち2分の1が交付金で、その半分はこの事業者が出しているということですか。分かりました。

私は1年間の使用許可を出しながら2,800万円の予算をかけて改修させる。例えばですよ。1年間使用して来年はもう使用許可を出しませんと言われたら、その事業者はもう大変です。だから、ちぐはぐな契約をしているのよね。するんだったら5年ぐらいの契約をする。あれだけの金をかけてもらうんだったら5年ぐらいの契約をすとかね。私が、言え、もう1年の使用許可しかない。契約していない。ちぐはぐだと私は思っていますけれども、町長、そうは思いませんか。事業者に2,800万円も金をかけさせて1年間ということはちぐはぐだとは思いませんか。

○町長（大久保 明君）

ただ、どういう状況でどういう交渉したのかは分かりませんが、一番言えることは、あの施設を改修して、これからブルー・スカイが1年で終わることはないと思いますけれども、なぜ、そういう契約に至ったかに関しましては継続ということも可能であるし、例えば、最初から5年契約とか10年契約というのも、確率の低い問題があるわけですから、そういうことも含めて1年間ということのほうが妥当だったのではないかと判断もしますし、今後、またブルー・スカイがこれほどの事業をやっていくと今まで民間でもなかなかできなかったバレイショの加工ができていくと。しかし、あれでもまだまだ加工施設としてはもっともっと拡大していく必要が。拡大していけたらかなりJAとかの廃棄するのでもあそこで加工できるということになるわけでありしますので、その辺の将来的なビジョン、そういうのも含めてではないかと。今ですよ。今、質問に答えられて、後、課長がしっかりした答弁すると思いますけれども、でも、今、現時点で私はそのように思います。

○13番（樺山 一議員）

私はこのブルー・スカイがどうか、そういう話、クレームをつけているわけではなくて、行政の手続をしっかりしたほうがいいんじゃないかと私は考えているんですよ。それで、私、質疑をして

いますよ。

そして、旧保健センターを利用しながら、旧保健センターの住所と行政財産の所在地の住所も違う。旧保健センターは何番付け。伊仙町面縄2284番地。この行政財産の所在地は伊仙町面縄2283番地の2になっているんですよね。だから、こういうことじゃなくて、やはり行政は議会に諮るのを諮って、そして、手続を進めてぜひしていただきたいと思います。私の質疑はこれで終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

○7番（清 平二議員）

議案第54号、伊仙町立保健センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてお尋ねします。

この条例は、伊仙町1842番地ということですが、これは役場に改めるということですか。

○健康増進課長（伊藤 晋吾君）

今現在、新庁舎の役場に改めるものでございます。

○7番（清 平二議員）

これは役場に来るメリットというのは何かあるのでしょうか。

○健康増進課長（伊藤 晋吾君）

町民の方がいろんな申請や手続を役場に来られてやるわけなんですけれども、以前まではほーらい館のほうでワクチンの手続だったり申請であったり、今度はくらし支援課に用事があればまた役場に行く。そういったことを、この新庁舎に来ればこの1か所で全ての用事が済ませられるということで町民の負担軽減にはなるかなと考えているところでございます。

○7番（清 平二議員）

私は、ある町民から「現在の新庁役場に行っているいろいろな申請をするのは非常に心苦しい、行きにくい」ということを聞いたんですけれども、その辺のところは執行部の中で聞いた覚えがありますか。それとも、そういう話は聞いたことがないと、みんなが来て喜んでいて。どう思いますか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

アンケートを取っているわけではないので、その辺はどっちが多いのかということは分かりかねますが、新庁舎に移っていろいろな方が来られるわけなんです、そこで気持ちよく受付等ができるような体制づくりということもしてございます。

それから、個別の相談室を設けていることから、この保健関係については担当者和その相談者のみが相談できるような対策も取っております。また、多目的ホールということができますとそこを利用した形で対応が可能だというふうに考えております。

○町長（大久保 明君）

今の総務課長の答弁に補足したいと思います。おっしゃるとおり、オープンしたときに職員の配

置が全く2階にあった職員とか、それからきゅらまち観光課などは外にあったわけです。そういう方々が前面に来て、そして、町民が来たとき、当初は非常に「挨拶が少ない」「話しにくい」という話が確かにありました。そこで総務課長が各課の課長を、あそこは、一番前の席もパソコンも全部使える仕組みになっておりますので、まず課長からそこに座って、お客さんの要望を聞いていくとどこにあるとか、また、「今日はどういうご用件で来ましたか」ということを聞くようなことをしたら、急激に町民の反応が良くなりまして、今や、あそこの受付を1階から3階まで職員がローテーションで来る町民の方々の接遇を含めてまた内容などを聞いてそこでまた今日はすぐ後ろにおる方のところで説明するとか、また来てもらうとかいう形で、そのことが非常に職員自身もこれでこのやり方がいいんじゃないかということに気がついたような気がするし、今や町民の声は全く逆になって「職員の対応がかなり改善した」「よくなった」という声のほうをよく聞くようになりました。当初、2、3日は相当苦情があったんです。だから、それをいち早く対応して、それが逆に今いい形になっているということでもありますから。

ただ、これから2期工事も含めて、またいろんな、これから役場の果たす役割も高齢化社会になった場合に高齢者の方々の行き場というか、集まる場所というのがまちづくりの基本になっていきますので、そういうことも担いながら将来的にはほーらい館までの道を改修して、そこに高齢者の方々、若い子どもたちが集まる緑のスペースをつくっていくということも今検討に入れている状況であります。

もう一回申し上げますと、最初の2、3日は苦情が非常に多かったです。それで対応したらそれがいい結果として出てきていますので、今後とももっともっと接遇に関しては切磋琢磨して一人一人が自信を持ってやっていくように指導していきたいと思います。

○7番（清 平二議員）

当初は町民からそういう声があったということですがけれども、今現在でも私も入ってくるときにやはり入ってきて職員が各課いていっぱいいるもんだから何か見られているとか何か入りにくいような感じがしているんですけれどもこれは私一人じゃないなと思ってずっと我慢して聞いていたら、ある店に買物に行ったら、その店の方が「伊仙町の役場には入りにくい」ということを聞かれたものだから今こういう質問をしたんですけれども。

メリットは、子ども相談ですか、そういう課といろいろやって一回で相談できるということですがけれども、保健センターというところは主にどういう仕事、業務をしているんでしょうか。挙げていただきたいと思います。

○健康増進課長（伊藤 晋吾君）

保健センターの業務といたしましては、保健事業、厚生連検診であったり、結核検診関係、あと、生活習慣病予防関係、あと、健康増進事業、健康教室であったり。あと、感染症対策、予防、インフルエンザ等の予防接種関係、そういった業務を行っております。

○7番（清 平二議員）

私も、以前、保健センターにいたから分かるんですけども、あそこの中で確か81—4949という電話があったと思うんですけども、この電話は今使われているのか使われていないのか。どこにあるのか、分かれば教えていただきたいと思います。

○地域福祉課長（大山 拳君）

現在、地域福祉課のほうにございます。

○7番（清 平二議員）

先ほど関連するんですけども、母子相談とか母子手帳の交付、ハイリスク妊婦健診助成金とか条例にいろいろあります。あるいは、不妊治療費支援事業とかありますけれども、こういうのもまだ実施していますか。

○子育て支援課長（久保 修次君）

お答えします。

清議員のおっしゃった事業は現在実施しております。

○7番（清 平二議員）

10年前と大分変わりますけれども、やはりこれはプライバシーに非常に関わってくる問題ですよ。このような事業をするに当たって役場に向かって相談に来れるのかどうか。やはり役場に行ってプライバシー関係でこれだけのことを相談に行けるかと私は思うんですよ。

今、子育て支援課ですか、ここでやっているということですけども、やはり仕事が何か細分化されて、若い方々、どこでやっているかというのが分かりにくいような感じがします。やはり、これはちゃんと職員がいて、保健師がいて、一般の方じゃなくて特別なこういうあれですので、保健センターにまとめてやるべき内容じゃないかなと思いますけれども、どうでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

この1階のフロアでいろんな手続が完了するということでワンフロア化を目指して、例えば、伊仙町へ転入された方についてはこういう手続が必要ですということで横の連携を図っていく目的でこういったワンフロア化を目指してございます。ですので、そこを教えるためにも窓口対応が重要となってくるわけですので、これをいろんな事業、旧事業をどこでしていたかということではなくて、この申請する人たちにとって申請がしやすいという窓口対応にしていこうために今のような状況にしております。

○7番（清 平二議員）

町民がただ申請しやすいようにということではあるんですけども、本当に母子関係、私がさっき言ったような、こういう事例等、窓口に来てなかなか私は相談がしにくいと思うんですよ。だから、さっき樺山議員が言ったように、徳之島町・天城町あるいは他の市町村もそうだと思うけれども、やはり庁舎外においてそのプライバシーを守ることも必要だと思うんですよ。

ただ申請をしやすい、これだけでやるじゃなくて、プライバシーはどうやって守っていくのか。そういう方々が役場に来て相談しやすい、役場じゃなくて他のところに行って相談しやすい、こういうのをしないと、ただ申請に行くというけれども、こういう方々は申請じゃなくて、自分のプライバシーをさらけ出すようなものですよ。

町長、町長はドクターですので、その辺のプライバシーのことについてはどう思いますか。（発言する者あり）いや、町長にお尋ねします。

○総務課長（久保 等君）

1階のつくりを見て分かると思うんですが、個室になっている相談箇所を幾つも設けてあります。2階もそういった箇所を設けております。

また、この多目的ホールが2期工事ができたら、そちらにもまた個別の相談所をつくってございますので、そういったプライバシーを守るためにこういった設計になって、またこの庁舎づくりもそこを考えての設計となっていますので、逆に個室の相談所がない、今のほーらい館よりこのほうが相談しやすいと考えております。

○町長（大久保 明君）

例えば、いろんな病気があるとかいろんな精神的な疾患があるとか、そういう方々が日本の場合にはあまりにも表面に出さないというような状況であります。もう外国ではどのような疾患があろうとも全部オープンであります。

ですから、私は障害あるなしにかかわらず全ての町民が活躍するまちづくりということを標榜していますし、今、課長が言ったように、そのための個室は全部用意しているわけですから、これはそれが時代の流れだと思ひ、保健センターにみんな一々行って、逆にそのほうが。あの人はなんで保健センターに行っているのかというふうなことになるわけですけども。

皆様、お分かりのとおり、障害のあるなしという、ここの障害という言葉そのものがそのうちもう意味のない言葉になるぐらいの時代になってまいりましたので。ですから、ブルー・スカイがあれほど活躍しているとか、いろんな保護士会の方々が新しい解決する場が伊仙町にできてきたとかいうことなどを考えて未来型のまちづくりをやっていこうということでやっているつもりでありますので。

例えば、この家族の方にいろいろ障害があるとかなかなか社会に参加しなかったんですけども、以前、天城町の女性がフーバーという歌を歌っていました。そのフーバーというのは、家にいろんな障害のある人がおったらその家族はまとまっていくと子どもが本当に純粋でいるダウン症の方々がおることが家族の支えになるというふうな時代だし、そういう方々がいろんな接遇、いろんな、パン屋で働くとか、聴力障害の方々もいろんなところで働くとかいう時代になるし、子どもができない方々も今は堂々と不妊治療をやっている時代になっているわけですから、隠すとか隠さないとかいう概念自体がこれからは通用しないんじゃないかと思ひますので、そういったつもりでの新しい庁舎の設計はそこまで未来型の職場役場を目指して設計していると思ひますのでご理解できると

思いますのでよろしくお願いします。

○子育て支援課長（久保 修次君）

先ほど清議員がおっしゃった母子保健事業に関して現在ではそういったいろいろな不妊治療等、相談等を受けましたら窓口にて受付をしまして個別のきゅらルームとかそういった個別、別室にて対応しております。

○議長（前 徹志議員）

清議員、ちょっとまとめてもらえますか。

○7番（清 平二議員）

私が先ほど言った電話番号、これは、当時、私もこれに関わってどうしたらいいのかということで、この電話番号はもうしくしく泣かないでここに電話してくださいということで、これはNTTとかかけ合ってこの電話番号にしてあります。やはり、プライバシー、こういうものをもっともっと大切にしてほしいなと。

やはり町長が言っているように、もう障害者は前に出てするとかというのがありますけれども、私たち日本人、そこまで出す勇気がない人がいっぱいいると思うんですよ。そういったことも考えて、やはり保健センターを設置し、あるいは、またこういう保健師の意見等も聞きやっていただいたらよかったかなと思いますけれども、保健師の意見等を聞いているか聞いていないかは分かりません。やはり保健センターを役場に持ってくるのであれば町民の方々が本当にこうやって出てくれるのか、私は後ろめたさでじゃなくて、人に知られないというか、なるべくだったら知られないようにして相談に来たいというのがあると思うんですよ。そういうことを考慮していただけたらなと思います。

この設置条例は、私にはあまり向いていない。もう、他の人も、女性の方に何人か聞きましたけれども、やはり私と同じような意見でした。そういうことをもう1回アンケート調査などをして設置していただきたいと思います。

これが私の質問を終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第54号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第54号、伊仙町立保健センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立少数です。したがって、議案第54号、伊仙町立保健センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は否決されました。

議案第55号、伊仙町立学校設置条例の一部を改正する条例について、補足説明があればこれを許します。

○教委総務課長（町本 勝也君）

議案第55号、伊仙町立学校設置条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

伊仙町立学校設置条例の一部を次のように改正する。第2条の表「喜念」の項を削る。

改正の理由といたしましては喜念小学校附属幼稚園の解体に伴い、国、県への財産処分の手続を進めるためのものであります。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第55号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第55号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第55号、伊仙町立学校設置条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第55号、伊仙町立学校設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次の議会は、12月13日午前10時から開きます。議事日程は、一般質問であります。お疲れさまでした。

散 会 午後 1時49分

令和 5 年第 4 回伊仙町議会定例会

第 2 日

令和 5 年12月13日

令和5年第4回伊仙町議会定例会議事日程（第2号）

令和5年12月13日（水曜日） 午前10時00分 開議

1. 議事日程（第2号）

○日程第1 一般質問 （大河善市議員、美島盛秀議員、永田 誠議員）3名

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1 番	井 上 和 代 議員	2 番	久 保 量 議員
3 番	大 河 善 市 議員	4 番	杉 山 肇 議員
5 番	牧 本 和 英 議員	6 番	佐 田 元 議員
7 番	清 平 二 議員	8 番	岡 林 剛 也 議員
9 番	上 木 千恵造 議員	10 番	永 田 誠 議員
11 番	福 留 達 也 議員	12 番	前 徹 志 議員
13 番	樺 山 一 議員	14 番	美 島 盛 秀 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 元 原 克 也 君 事務局書記 實 夏 三 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	大久保 明 君	総 務 課 長	久 保 等 君
未来創生課長	佐 平 勝 秀 君	くらし支援課長	稲 田 大 輝 君
子育て支援課長	久 保 修 次 君	地域福祉課長	大 山 拳 君
経 済 課 長	橋 口 智 旭 君	建 設 課 長	高 橋 雄 三 君
耕 地 課 長	稲 田 良 和 君	きゅらまち観光課長	上 木 雄 太 君
水 道 課 長	富 岡 俊 樹 君	農委事務局長	豊 島 克 仁 君
教 育 長	伊 田 正 則 君	教委総務課長	町 本 勝 也 君
社会教育課長	中 富 譲 治 君	学校給食センター所長	森 一 途 君
健康増進課長	伊 藤 晋 吾 君	選挙管理委員会書記長	重 村 浩 次 君
総務課長補佐	寶 永 英 樹 君		

令和5年 第4回伊仙町議会定例議会一般質問通告一覧表

順位	質 問 者	質問事項	質 問 の 要 旨	質 問 手 相
1	大河 善市 (議席番号3)	1. 防災・防犯関連について	①緊急津波警報が発令された時の対応及び避難通報体制について問う。	町 長
			②鹿浦港周辺の現状及び船揚場の整備について問う。	
			③防犯カメラ設置事業の進捗状況について問う。	
			④伊仙町役場周辺の中心街に設置されている街路灯について問う。	
		2. 鹿浦小学校建替整備計画について	①鹿浦小学校整備計画の取組みについて問う。	町 長 教 育 長
			②鹿浦小学校周辺及び鹿浦集落周辺の整備について問う。	
		3. 町政の今後の取組みについて	①集落懇談会実施について問う。	町 長
			②今後の町政運営について問う。	
2	美島 盛秀 (議席番号14)	1. 大久保町長の政治姿勢について	①戦艦大和慰霊塔修繕工事計画の進捗状況について問う。	町 長
			②新庁舎新築工事（1期本体工事）完了の経緯と2期工事の計画について問う。	
			③伊仙町地域女性団体連絡協議会の役割について問う。	町 長 教 育 長
			④特別養護老人ホーム「仙寿の里」による委託業務の現状について問う。	町 長
			⑤要人（重要な地位にある方）との対応関係をどのように考えているのか問う。	
			⑥伊仙町建設業協会と大久保明後援会との関係性について問う。	
3	永田 誠 (議席番号10)	1. 全国離島交流中学生野球大会について	①徳之島選抜での大会出場において、三町負担金の割合はどうなっていたのか。また、出場選手の個人負担はあったのか問う。	町 長 教 育 長
			②次回開催地は長崎県壱岐市とのことであるが、それ以降において伊仙町または徳之島三町での開催誘致等は検討されていないのか問う。	

3	永田 誠 (議席番号10)	2. 面縄港施設整備計画について	①面縄港施設整備計画のコンセプトについて問う。	町 長
			②どの程度の規模の港湾整備を目指しているのか。また、周辺の地域住民等への説明会や意見交換等はなされているのか問う。	
			③施設整備に向けた現時点での進捗状況と今後の見通しについて問う。	
4	福留 達也 (議席番号11)	1. 伊仙町総合計画及び総合戦略について	①第5次伊仙町総合計画及び第2次伊仙町総合戦略の進捗状況について問う。	町 長
			②計画策定に関する条例改正がなされているが、今後どのようなスケジュール、また内容で計画策定に向けた作業を進めるのか問う。	
			③町政運営の基本となる重要な計画であるが、行政主体のまちづくり計画ではなく、町民総参加のまちづくりを実現するために、どのような方法で町民の声を反映させていくのか問う。	
		2. 徴収対策の現状について	町が主体となっている徴収業務のうち、令和4年度決算において極端に徴収率の低かった公営住宅使用料(51.9%)及び農林水産業費分担金(9.4%)の現時点における徴収率、徴収対策について問う。	町 長
		3. 大型公共工事の進捗状況について	①役場新庁舎新築工事は、令和6年10月完成との説明を受けているが、工期内完成との認識でよいのか問う。	町 長 教 育 長
			②喜念小学校建築工事の現況はどうか問う。	
5	井上 和代 (議席番号1)	1. 戦艦大和慰霊塔修復について	①戦艦大和慰霊塔修復に向けたガバメントクラウドファンディングプロジェクトの現状について問う。	町 長
			②修復プロジェクトを進めていくために、今後どのような対策を講じていくのか問う。	
			③令和6年4月7日に予定されている第57回戦艦大和を旗艦とする特攻艦隊戦没将士慰霊祭までの計画はどのようなになっているのか問う。	
			④伊仙町として犬田布岬に建つ慰霊塔の意義をどのように捉えているのか問う。	

6	佐田 元 (議席番号6)	1. 町道の整備について	町道木之香糸木名線は測量業務を終え数カ月経過しているが、その後の進捗状況を問う。	町 長
		2. 公共施設の活用について	旧保健センター跡地の施設の再活用計画等は検討されているのか問う。	
		3. 戦艦大和慰霊塔の修繕について	①現時点においての工事着工及び今後の計画について問う。	
			②修繕費用について問う。	

△開 会（開議） 午前１０時００分

○議長（前 徹志議員）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第１ 一般質問

○議長（前 徹志議員）

日程第１ 一般質問を行います。

初めに、大河善市議員の一般質問を許します。

○３番（大河 善市議員）

町民の皆様、こんにちは。議席番号３番、大河善市です。ただいま議長より許可が出ましたので、令和５年度第４回定例会におきまして一般質問を行います。

最初に、５月に新庁舎が開庁し、初の本会議で、トップで質問ができる機会を頂き感謝を申し上げます。

それでは、通告内容に従って質問を行いたいと思います。

（１）防災・防犯関連について。

①緊急津波警報が発令されたときの対応及び避難通報体制についてを問います。

②鹿浦港周辺の現状及び船揚げ場の整備についてを問います。

③防犯カメラ設置事業の進捗状況についてを問います。

④伊仙町役場周辺の中心街に設置されています街路灯についてを問います。

（２）鹿浦小学校建て替え整備計画について。

①鹿浦小学校整備計画の取組についてを問います。

②鹿浦小学校周辺及び鹿浦集落周辺の整備計画についてを問います。

（３）町政の今後の取組について。

①集落懇談会実施についてを問います。

②今後の町政運営についてを問います。

以上で、第１回目の質問を終わり、２回目以降は自席で行いますが、答弁については明確な答弁をお願いし、終わりたいと思います。

○町長（大久保 明君）

ただいま、大河善市議員が、新しいこの議場において最初の一般質問ということでありました。

緊急津波警報に関しましては、例えば、津波もいろいろ種類があったり、遠く南米であった津波が１日、２日で到達するという状況もある中で、津波情報が日本近海なのか、それとも太平洋の南海トラフを中心とした津波なのか、それは当初すぐ判明できるわけであります。いかに近いかについては、例えば、この伊仙町においても漁港があります。その漁港の船をどうするかという対応と、沖合に出ている船にいかに連絡していくかということなど、すぐに対応しなければならないことが

多々あると思います。

いずれにいたしましても、備えあれば憂いなしでありますので、いろんなテレビの緊急放送など、また、本当に外国の津波の警報が今来ているのかどうかもいろいろ分析しながら、取るべき最善の措置を取っていくことが重要ではないかと思います。

伊仙町においては鹿浦港に1戸、住民が住んでおります。あと、危ないと思われるのは面縄港周辺であります。喜念小学校近くにも、歴史的に地層を見れば津波が来た結果は残っているわけありますので、そういうことも含めて、とにかく避難するということが重要であると思いますので、津波の発信地を確認しながら、臨機応変に対応していくことが重要ではないかと考えております。

あとは、答弁は各担当課長また自席から答弁をしていきたいと思います。よろしくお願いします。

○3番（大河 善市議員）

ありがとうございます。

それでは、内容を詳しく質問したいと思います。

南海トラフ地震及び奄美近海での地震による津波が発生したときは、町内何集落が避難指示集落になるかをまず伺いたいと思います。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

まず、こういった津波注意報が出されたときには、誰が海岸付近にいるのかということが把握できませんので、町全体への周知、それから今町長が言われた鹿浦地区、それから面縄地区、そこには直接電話をしたりして、こういった情報が出ていますということで対応しているところでございます。

○3番（大河 善市議員）

鹿浦集落と東面縄、古里集落が指示対象地区という認識でよろしいかを伺いたいと思います。

○総務課長（久保 等君）

今現在、町民が住んでいる場所において標高を考えると、その2地区が一番被害に遭われる可能性が高いので、そういった鹿浦地区と古里、東面縄のほう为重点的に避難指示を発令してございます。

○3番（大河 善市議員）

それでは、鹿浦地区についてはお一人ということですが、東面縄、古里地区について防災訓練等が実施されたことがあるか、また、実施されていれば、いつ頃実施をされたかを伺いたいと思います。

○総務課長（久保 等君）

東部の東面縄、古里地区において、コロナ以前に大きな避難訓練を行ったところでありますが、近年においては、学校においてそういった避難訓練を行っているというふうに聞いております。

また、来年の2月に3町合同での避難訓練を計画しておりますので、この地区においての避難訓

練を重点的に実施したいと考えております。

○3番（大河 善市議員）

課長、このことについては区長さんにちょっと聞いたんですが、10年ほど前に合同でやったというのを聞いております。3町一斉にこういう避難訓練が実施されているようなことを聞いているんですが、特に面縄地区についてはもう10年も経過しておりますので、3町合同じゃなくて町単独の、皆さんの生命を守る意味からも、訓練等はやる必要があるんじゃないかなと思っておりますが、これについてどう考えているか伺いたいと思います。

○町長（大久保 明君）

今、大河議員のおっしゃるとおり、たしか東北の震災の後に、3町一斉でこの避難訓練を行いました。そのときは東公民館にアガレバの方々が集まるということでありました。そのとき出た課題が、ある高齢の方が放送が聞こえないわけです。聴力障害のある方々が2人ぐらいいらして、全く連絡が分からなかったということも判明いたしましたし、それから誰が誰を連れて行くかということなども、細かく分析しないでいたような意見があったと思っております。

ですから、そのときの記録が消防のほうにも、庁舎にもあるかもしれません。そういうところを参考にして、障害のある方々、一人で動けない方々をどのように対応していくかということが大変重要な課題であると思いますので、集落内の若い青年、これは例えば時間帯にもよるわけです、神戸の大震災は本当に明け方突然だったし、東北の震災は昼間1時頃だったと思いますけれども。そういったことを判断しながら、常にやっぱり津波は来るんだということで、津波対策だけでなく台風のときの避難場所等も、伊仙町はそういうことも含めて訓練をやっておりますので。

それから、先ほど総務課長が話したように、コロナ禍の中で途絶えておりますので、再度計画を立てて、今、来年2月という話がありましたので、取りあえず3町一体のこれに参加し、その後、伊仙町として対応を見ながらやっていきたいと思っております。

○3番（大河 善市議員）

今、町長の答弁がありましたが、課長が、来年2月に3町合同でという回答でありましたが、3町合同もやるということも大事だと思いますが、各関係課との連携も必要でありますので。しかし、町独自でその地区だけを対象にして、できたら年1回ぐらいはこういう訓練をすることによって、いざというときに役立つと思いますので、今後そういう計画等がなされないかを聞きたいと思います。

○総務課長（久保 等君）

今、計画している合同訓練については、連絡体制等、また先ほど言いました危険な地区ということで想定していますので、そこを中心に来年は合同訓練を行います。また、地区自主防災組織の認識、確立も図る意味において、その計画を立てて避難訓練等もやっていきたいと考えております。

○3番（大河 善市議員）

今、課長がおっしゃいましたが、当初の施政方針でもあったと思いますが、自主防犯組織の確立

をしないと、こういう災害のときには対応が難しい面もあると思いますので、ぜひ自主防犯組織を早急に各集落つくる。前もつくったんですが、それから結構年数がたっていると思うんですが、再度そういう自主防犯組織の体制を取っていただきたいと思うんですが、これについての答弁をよろしくをお願いします。

○総務課長（久保 等君）

議員のおっしゃるとおり、以前の代表、また引っ越し等で転出された方もいると思われますので、その辺の各担当も決めていって、集落に周知する必要がありますので、早めに自主防犯組織の在り方を、次の区長会においてもそういった調査を行った上、その組織が充実して動けるように対応を取っていきたいと考えております。

○3番（大河 善市議員）

今の件については、ぜひ各集落区長さんと連携をして取り組んでいただきたいと思います。

次に、先ほどもありましたが、津波とか防災するためにはその実態把握が大事だと思いますが、高齢者及び障害者の方で、歩行困難で一人で避難することが難しい方について、特に東面縄、古里地区の民生委員、区長さんと連携を取った実態調査等がなされたかを伺います。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの大河議員の質問にお答えします。

令和4年時点で避難行動要支援者台帳に登録されている方が、今現在96名いらっしゃいます。令和3年度に一齐調査を行いました、その後、一齐調査は行っておりません。その後の情報の収集として、長寿子宝社へ委託業務として委託している事業の中での情報収集、そして包括支援センター、民生委員からの情報収集を行っております。新規登録者の情報収集など、全て確実に把握できているという状況にはないと思っておりますので、令和6年度において各関係機関に依頼をし、一齐調査を行うための予算の計上をする予定としております。

また、毎年、県主催で研修会のような会議を行っております。その指導、助言を受けて実施しているところで、その内容そして課内での協議を重ねている中で、今後、各種サービス新規受給者に対して課内の様々なサービスをひもづけて、窓口の一括した対応をしてまいりたいと考えております。

○3番（大河 善市議員）

今、課長の答弁では、この調査等は役場自体で行わないで子宝社に委託をしているという答弁でしたが、果たして、その子宝社の方々が全て集落に入っているのか。集落の民生委員とか区長さんと連携を取って、子宝社に委託して、その方が一緒にやっているかどうか、その辺はどうなっているかを伺いたいと思います。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

長寿子宝社のみならず、長寿子宝社の実際担当している職員が民生委員協議会の中に入って、民

生委員とも連携をしております。そして、長寿子宝社、民生委員のみならず、私たち包括支援センターの訪問においても、その情報を収集しているところでございます。

○3番（大河 善市議員）

分かりました。ぜひ、このように災害が発生したとき避難が難しい方の対応を、ぜひ、そういう調査委託している子宝社ですか、その辺とも連携を取って、まず、そういう方の実態を把握して、こういう災害等に備えていただきたいと思います。この辺については、ぜひ毎年実施することが実態把握になると思いますが、その辺についてどう考えているかを伺います。

○地域福祉課長（大山 拳君）

現在、毎年一斉調査をするというふうには考えておりません。一度、一斉調査をした後、その中から抽出された方、また新規、新たな対象となる方ということを、ピンポイントを絞って調査、情報収集をしてみたいと思っております。一斉調査というふうになるとまた、民生委員の方々の負担にもなると思いますので、その負担緩和も考えながら、今後いろいろ連携を考えてみたいと思っております。

○3番（大河 善市議員）

分かりました。ぜひよろしくお願いいたしますと思います。

次に、津波のことでも伺いたいと思いますが、10月9日、朝の8時半頃、津波警報が発令がありました。防災無線や携帯電話等に通報がありましたが、面縄港や前泊港には防災無線の屋外受信装置が設置されていないようですが、この地区については、緊急時の通報体制がどうなっているかを伺いたいと思います。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

まずは、この警報が出た際には、全国瞬時システムのJアラートのほうで一斉放送をしているところでございます。それと同時に、その地区にいる方の携帯電話にエリアメールということで、そういった警報が出されたということで配信も行われております。

また、海岸地区、港、そういったところにおいて、もし通報等が聞こえなかった場合を勘案して、緊急車両で巡回などを行って、こういった警報が出ていますので海岸からお離れください、というふうな対応を取っているところでございます。

○3番（大河 善市議員）

面縄、前泊漁港については、役場のほうで、巡回で放送するという体制を取っているということではよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは次に、津波警報が発令されたときに、鹿浦港防波堤には五、六名の釣り人がいましたが、警報が発令されても避難する様子もなく、釣りを続けている状態でありました。鹿浦の防波堤から緊急津波等が発生したときには、緊急時には避難をするまでには時間がかかり、また危険を伴うことが予想されますが、このことについて役場のほうでもその現状を把握していたかどうか、また、

その方々について何か対応等を取ったのかどうかを伺いたいと思います。

○総務課長（久保 等君）

実際にそういった方がいたということも把握しておりますが、災害に関する考え方としては自助・共助・公助、この3つが大切だと考えております。災害が発生すると、役場などからの支援、公助には時間がかかるもので、そういった場合がありますので、被害をできるだけ少なくするために、自らの生命、財産、安全の確保を自らで行う自助と、地域、身近にいる人同士が助け合う共助が重要になってきます。

今後、防災訓練の実施や自主防災組織の強化など、防災意識の向上に努めてまいりたいと思います。

また、先ほど言いました自助といいますと、そういった警報が出ていると分かっているながら、ここぐらいはどうもないだろうという気持ちで、そういったことがあると思われまので、また、そういった考え方の変更をするために、そこも自助というところでの情報も流していきたいと考えております。

○3番（大河 善市議員）

分かりました。この問題について最後、台風の避難については備えができますが、津波の発生の避難についてはいつ発生するか分かりませんので、日頃の備えが大切と思われまので、さっき質問をしましたが、避難訓練とか歩行困難者の実態調査をして、いざというときの備えをぜひ行政のほうでも考えて、訓練を実施するように要望いたしまして、これについては終わりたいと思います。

次に、2番目、鹿浦港周辺の現状及び船揚げ場の整備についてですが、令和5年9月の決算特別委員会の現場視察で、鹿浦から木之香の海岸線の町道で、鹿浦港周辺の道路に長期間放置されたままの漁船が散見されましたが、放置された漁船については、持ち主の調査及び撤去についてどのような措置を行ったかを伺います。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

現状視察後、関係者に呼びかけを行い、移動していただいたため、道路上の船舶は現在少なくなっております。現在、鹿浦港周辺道路脇に置かれている船舶は10隻あります。うち、放置船と思われるものが2隻でございます。持ち主の調査についてですが、持ち主不明の船舶に関しては、小型船舶登録番号や漁船登録番号を基に現在調査中でございます。

○3番（大河 善市議員）

私も現場に行ってこの間見たんですが、横に、広場に7隻ほど移動されていて、たしか3隻ほどまだ道路に放置されていたような気がします。ぜひ今後、今放置されているものの調査等を行って、早めの道路からの移動ができるようによろしくをお願いをしたいと思います。

これについて、次に、鹿浦港の船揚げ場の整備については以前から要望がなされているとのことですが、平成30年に、台風24号で鹿浦港周辺は波により大きな被害がありました。現在、土のうが

積まれているところについては、大きな被害等があつて、石とかが、船に係留しているところまで流れたという話も聞いております。災害後そのまま土のうを積んだ状態が長く続いているわけですが、この問題について前々からいろいろあると思いますが、ぜひ、上の船に係留する船揚げ場と、それから今土のうを積んである場所について、整備等が、令和6年度に予算化して整備することができないかを伺いたいと思います。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、下の、土のうが積んであるところ、その場所を盛り上げ、道路脇のスペースを拡大し、物揚げ場として活用する計画であります。

令和6年度当初予算の要求は可能かと思ひます。財務との協議が必要になりますが、活用できる起債等を検討しながら進めていくことになると思ひます。

○3番（大河 善市議員）

ぜひ、予算措置化をして整備していただきたいんですが、課長、予算化してもすぐできるわけではないと思ひます。応急的に、道路側の空き地がありますよね。道路に放置されていたのをその空き地に、今、撤去して寄せている状態ですが、そこについて応急的な整備をして、きれいに船等も並べて、また、現在使用している船等が、台風等で避難する場合は、どうしても今の状態だと、また道路に止めたりしなければならぬ状態だと思ひます。ぜひ、予算化して、工事するまで上の空き地を応急的な整備ができないかを伺いたいと思ひます。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

除草作業や多少のコーラル等を入れて整地作業は可能と考えていますので、整備を進めたいと思ひます。

○3番（大河 善市議員）

課長、ぜひ、今の状態は草が生い茂って船を止める状態にはないので、緊急的にできると思ひますので、整備等をよろしくお願いをしたいと思ひます。

次に、鹿浦港周辺にはトイレがなくて、漁師の方が厚意で、自分の簡易トイレを今、持ってきて使用しているということを聞いておりますが、以前からこのトイレの整備等の要望はなかったかを、建設課じゃなくても、他の課でもこういう要望等がなかったかを伺ひます。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

トイレの要望があり、建設課としても事業で進められるか検討したんですが、港湾事業としては管轄外と、県の回答を受けております。今後進めていけるとすれば、用地取得を行った上、観光事業かまたは公園事業で進めるのが妥当ということでした。事業管轄の関係各課と協議していきたいと思ひます。

○3番（大河 善市議員）

鹿浦港周辺は漁業者また釣り人以外にも、最近、第2鹿浦橋が開通した後、よくその川の周辺に亀が結構来るということで、島民の方及び観光の方が増えているということを聞いております。こういう方等も増えていますので、ぜひトイレ等の設備ができないか、建設課ではできなかったら、きゅらまち観光課等での県の事業を使った整備等が考えられないか、課長、お願いします。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

議員の質問にお答えいたします。

鹿浦集落周辺に関しましては、北側は鹿浦溪谷、南は東シナ海の雄大な景色を望める観光地として認識しております。今後、今、面縄港入り口等で、県のほうで整備している、魅力ある観光地づくり整備事業などの次の候補地の一つとして、こちら側から県のほうへ提案していくのは可能かと考えております。

○3番（大河 善市議員）

ぜひ、課長、そういう事業を活用した整備ができればなと思っておりますので、よろしくお願いします。

次、台風時に鹿浦大橋が通行止めになったとき、鹿浦から木之香の海岸線も迂回路として現在使用していると思いますが、台風時には海岸線は非常に危険も伴いますので、この線の迂回路について見直すという考え等はないのかを伺いたいと思います。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

鹿浦大橋の通行止めは、風速25m以上の強風になった際、県から委託を受けている業者が県の指示により規制をかけております。海岸線を迂回路として指定しているわけではございませんが、平成30年度に台風24号の影響により高潮が発生して、離岸流により、のり面を崩壊された災害も発生していますので、大河議員のおっしゃるとおり台風時は危険な状態と言えます。

今後、建設課としましては、台風の進路を確認しながら、早い段階で通行止めの規制をかけていきますので、規制前には、防災放送により周知を行ってから実施していきます。規制箇所は阿三入り口、阿権入り口、木之香入り口の3か所を、クッションドラムにて行います。完全な立入禁止処置は、住民の避難経路確保のため行いませんので、よろしくお願いいたします。

○3番（大河 善市議員）

ぜひ、検討を。また、今おっしゃったように、台風24号のときは高波等があつて、鹿浦等も危険な状態のところを迂回路として利用しているわけですので、その辺もまた考慮して、安全なところを迂回路にできるように、よろしくお願いいたします。

次、3番目、防犯カメラ設置事業の進捗状況についてですが、5月の定例会の補正予算で、国庫補助金、再編関連訓練移転等交付金2,432万3,000円を活用し、防犯カメラの設置を予算化し、検討委員会で設置箇所を決めるとの答弁がありましたが、現在の進捗状況についてを伺います。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問であります、町内での設置箇所を検討を進めて約30か所、それを警察署とも協議を行って、それを追加をしてほしい、また、移動してほしいという要望も来てございます。今、つけるその場所に、電柱番号とかそういったものを調査をしているところでございますので、早めにこれが実施され、防犯等に活躍ができるように対応を取ってまいりたいと考えております。

○3番（大河 善市議員）

これについては、道路だけじゃ設置するところはないと思いますが、公共的な施設等も設置をする予定になっているか、また、町内に設置するのであれば、公共施設に何か所程度、設置を考えているかを伺いたいと思います。

○総務課長（久保 等君）

これも、公共施設についても道路が主でありますので、今その公共施設については2か所程度を予定してございます。

○3番（大河 善市議員）

分かりました。次に、今、課長の答弁がありましたが、防犯カメラの設置する時期及びいつから運用するかを伺いたいと思います。

○総務課長（久保 等君）

令和5年度中のこの事業の実施でございまして、それが1月程度に発注をできて、この設置には2か月程度かかるので、2月末ぐらいの設置を目指して今取り組んでいるところでございます。設置をし次第、その実用化に向けて始めていきたいと考えています。

○3番（大河 善市議員）

年度内に設置をし、すぐ運用するという認識でよろしいでしょうか。はい。

それで、この防犯カメラ設置及び運用についてのガイドラインについて、作成がされているかどうかを伺いたいと思います。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

防犯カメラ設置業務の仕様書、それから伊仙町防犯カメラの設置及び運用に関する指針というものをつくって、これで対応をしていきたいと考えています。

○3番（大河 善市議員）

課長、今の答弁では、まだそういうガイドラインについては、作成をしていないという認識でよろしいわけでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

12月1日時点でこれを作成してございます。

○3番（大河 善市議員）

分かりました。次に、防犯カメラの映像記録については、町民のプライバシー保護に十分配慮し

て運用がなされると思いますが、このことについてどう考えているかを伺いたいと思います。

○総務課長（久保 等君）

このカメラの映像については、公共の道路を中心とした映像を撮る予定としていますので、これも誰でもが見れるということにすると、今言ったプライバシーの保護にも関連してまいりますので、何かそういった事件が起きた際に、警察署からその映像を提供の申請を受けて、それを許可した場合にしか、この映像を見ることができないというふうな対応にしていきたいと考えております。

○3番（大河 善市議員）

ぜひ、こういうプライバシー等も配慮しながら設置等、また、映像を開示するときは十分配慮したことを行っていけるようお願いしたいと思います。

次、4番目、伊仙町役場周辺を中心街に設置されている街路灯についてを問います。

とくのしまガス前から旧三島商店までに以前設置された街路灯については、事業主体はどこが主体となって設置をされたかをまず伺いたいと思いますが、それで町からの補助金、助成等があったかを併せて伺いたいと思います。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

大河議員の質問にお答えいたします。

設置に関しましては、平成8年度当時、伊仙中央等にあった53事業者で組まれております伊仙中央通り会によって設置されております。設置に当たりましては、中央通り会が200万円で、伊仙町のほうから約600万円の補助を受けて設置されたということとなっております。

○3番（大河 善市議員）

26年ぐらい経過をしていると思いますが、現状を見ますと、この街路灯はほとんどが使用されていない状態です。近くに小学校、中学校があり、部活等で帰宅が遅くなったとき、街灯がないために暗く危険性があり、また飲食店もありますが、営業が終了すると伊仙の中心街が暗く寂しい現状であります。

6月議会の一般質問でも取り上げられましたが、この街路灯について、町当局では話し合い等が持たれたかどうかをまず伺いたいと思います。

○総務課長（久保 等君）

各そういった集落において、これは防犯にも関わることなんですが、街灯がないために暗いところがあるということで、がんばる集落のほうで申請をして街灯設置をした集落も何か所かございます。その場合には、設置費用はがんばる集落の事業のを使うのでありますが、また、その電気代については集落のほうで支払うというふうな要件になっていますので、そういった対応を取っている集落もございます。

○3番（大河 善市議員）

伊仙の中心街には、ほーらい館、Aコープ、飲食店及び最近は宿泊施設もできましたし、町外・島外からの利用者也増えている現状ですが、先ほども話しましたが、夜になると街灯が少ないため

に暗く、防犯面からも町のイメージがよくないという意見等も多く聞かれます。町として、この伊仙の役場前からの中心街について、先ほど話しましたことについて、どういう考えを持っているかを伺いたいと思います。

○総務課長（久保 等君）

先ほども申し上げましたが、集落のそういった声があることは存じていますが、その集落で、じゃあ、どういうふうにするのかということも要望もあると思いますので、今回、補正も組まれている防犯基金を活用した形で、設置等については対応ができるものかなというふうには考えていますので、これを解消するために、また、いろんな要望を聞いてそういった議論を重ね、これにまた対応できるように実施に向けて協議を進めたいと考えております。

○3番（大河 善市議員）

基金の話が出ましたが、その前に再編関連訓練移転交付金を活用して、防犯カメラ設置をまず事業化したわけでありますが、この国からの交付金の使い道について、いろいろ制限等があるのかを伺いたいと思います。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

再編交付金については、14項目の交付の対象となる事業が定められていまして、この14項目に沿った形で事業化を申請して進めているところでございます。

○3番（大河 善市議員）

分かりました。14項目の中に防犯カメラの設置も入ったということだと思いますが、先ほどもありました、今回、議案第49号で伊仙町防犯設備基金条例制定が、昨日可決をされましたが、一般会計補正予算で防犯設備基金として1,000万が計上されております。基金積立金について、防犯事業整備の経費の財源に充てるということになっているようですが、今後、防犯事業で導入等をしたいときには該当するのかを伺いたいと思います。

○総務課長（久保 等君）

この9月に防犯カメラの設置について説明したところでありますが、これを設置した後に、毎年130万から150万ぐらいの維持管理経費がかかってきますので、そういったものをこの基金を活用していきたいと考えておりますし、このカメラが、ここにも設置したほうが良いという声等も出てくる可能性がありますので、そういったことにも対応ができるということで、今回その予算を計上しています。それが街灯、防犯のことになると関係してまいりますので、その辺のことも考えて、今後協議を進めていきたいと考えております。

○3番（大河 善市議員）

課長にまたお尋ねをしたいんですが、この国からの再編整備訓練移転交付金については、今年もいろいろ訓練等があったんですが、予定されていると思います。私が言いたいのは、先ほど質問しましたが、街路灯じゃなくて防犯灯という認識の下に交付金を活用して、まず防犯灯として整備し、

積立金を積み立てるということを計画されていますが、整備をまずこの交付金でして、あとの電気代とか維持管理費を基金で活用できるという考え等がないかを伺いたいと思います。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

先ほども申しましたが、この設置については費用がかさむということで、がんばる集落、またこの防犯に関する基金を活用して、設置は協議していこうと考えておりますが、今度、電気料となりますと、各集落に設置して自分たちでそれを支払っている集落もあります。

全集落の街灯、防犯灯という形で設置した場合に、こういった予算になるのかということも、協議また試算をしないとしないわけですので、今ここで、これを活用して電気代をすぐ払えますという返事はできませんので、また、設置に向けての考え方、それから維持管理についての考え方については、また再度、試算、協議をしてまいりたいと考えております。

○3番（大河 善市議員）

また、ご検討よろしく願いをします。

この問題について、最後、町長にお伺いしますが、伊仙町役場周辺は町の中心街で、公共施設、宿泊施設等もできましたが、防犯灯整備事業をぜひ計画実施等ができないかを、最後お伺いをしたいと思います。

○町長（大久保 明君）

大河議員の質問は、これからのまちづくりに関しまして今最も重要なことは、例えば独り暮らしの方々、そういう方々が例えば百菜で昼食を、かなりの方々が集まってきていると。要するに、そういう独り暮らしの方々の居場所をどうつくっていくかということが、まちづくりの大きな課題になってくると思います。

庁舎もそういう意味においては、今後、今、地権者とも話をして、ほーらい館まで役場から遊歩道をつけて、そこに憩いの場をつくっていくと。多くの人が集まってくる場所というのが、まちづくりのこれから大きな課題になっていくわけでありますので。

もちろん、県道を中心とした形で防犯灯を設置していくということも大事であります。そういうところに、安全な場所に、移住する方々だけでなく、これから団塊の世代の方々が都会ではもう住宅もないと、あふれるという状況がもう既に起きつつある中で、出身者の方々、高齢者の方々も含めて、この島に帰ってくるような政策をすることが最も重要であります。

しかも、障害者のある方もない方も含めて帰ってくるということが、可能性としてもたくさんありますので、そういった拠点をまずはこの伊仙庁舎の周辺からつくり出していくと。要するに、公園ということはこれから重要になってくると思いますので。

そしたら、東部地区、西部地区においてもそういう拠点をつくっていくということが重要であるし、独り暮らしの方々は、そういう場所で食事をしたり話合いをしたり、いろいろ暮らしたりというふうな場所が、今、例えば公民館もまだまだ制限がある中で、この庁舎もそういうことを含めて

広場が大事であるということで、ここは2期工事の後もそういった形で進めていくということが、これから高齢化社会だけでなく、地方が目指すべきまちづくりであるわけですから。そこに夜間は蛍光灯がないとかいうことは、それはあってはならないことでありますので、そういう長期的な視点の中で、このことは強力に進めていくことが必要だと考えています。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時12分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○3番（大河 善市議員）

それでは、2項目、鹿浦小学校建て替え整備計画について、鹿原小学校整備計画の取組についてを問いますが、先般、鹿浦小学校建て替え基本計画策定ワークショップの第1回会合が開催されましたが、令和5年度に3回ほどワークショップの開催を予定しているということですが、ワークショップによって意見集約後に、校舎建て替え基本計画がいつ示されるかを伺いたいと思います。

○教委総務課長（町本 勝也君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

11月1日に、第1回目のワークショップを開催をいたしております。メンバーといたしましては、地域住民、PTA、学校関係者、教育委員会が参加をいたしております。その中で、建て替えに関する様々な意見が出ておりました。今後、2回目以降のワークショップにおいて意見集約を行い、令和5年度内において建て替え基本計画の策定を行ってまいります。

○3番（大河 善市議員）

今、課長の答弁でありましたが、ワークショップを3回ほど開いて、年度内に計画が示されるという認識でよろしいでしょうか。

○教委総務課長（町本 勝也君）

はい、令和5年度内で、基本計画の策定を完了する方向で行ってまいります。

○3番（大河 善市議員）

計画が示されることによって、その後のスケジュールについて伺いたいと思います。

○教委総務課長（町本 勝也君）

まず、令和5年度内におきまして、基本計画の策定を行います。

令和6年度に関しましては、実施設計や地質調査、そういった予算計上を行う予定でございます。

○3 番（大河 善市議員）

今後のスケジュールについては、分かりました。

昭和13年に建設され、島内では唯一現在まで保存がされています国の登録有形文化財指定を受けています奉安殿について、ワークショップでも奉安殿を残して校舎建て替え要望が多くありました。鹿浦小学校のシンボルであります奉安殿について、国の登録有形文化財の指定を受けていますので、これについて制約等が発生するのかを伺いたいと思います。

○教委総務課長（町本 勝也君）

ご指摘のとおり、奉安殿につきましては、国指定の文化財でございます。構造物等、例えば、手を加えたりだとか移設をしたり、そういったことをする際には国への届出が必要となりますので、ある一定程度の制約を受ける可能性はございます。

○3 番（大河 善市議員）

まだ、計画等が最終できていないということですが、奉安殿に手をかけないで、そのまま残して計画をするという認識でよろしいかを再度伺います。

○教委総務課長（町本 勝也君）

ワークショップの中でも、奉安殿につきましては、現状のまま置いていただきたいというご意見がございましたので、基本的に奉安殿に関しましては、現状を維持する形で工事を進めていくことになるかと思います。

○3 番（大河 善市議員）

ぜひ、これは、徳之島では鹿浦小学校にだけしか奉安殿は現在残っておりませんので、残す格好で建て替え計画を進めていけるよう要望いたします。

次に、令和4年第1回の定例会の一般質問で、鹿浦小学校建て替え計画について質問をしましたが、前教育委員会総務課長の答弁では、令和5年度実施計画、令和6年度に工事着工するという答弁でありましたが、この答弁についてはこのままでよいのか、これについては変更が出てくるのかを伺いたいと思います。

○教委総務課長（町本 勝也君）

ご質問のスケジュールに関しては、現段階ではなかなか厳しい状況でございます。現状といたしましては、令和6年度に実施設計、地質調査等を実施を行いまして、順調にいけば、令和7年度から建て替えに関する工事が入ってくるかと思いますが、現況としてはそういった状況でございます。

○3 番（大河 善市議員）

分かりました。小学校については最後の質問したいと思います。鹿浦小学校は、令和7年度に学校創立100周年を迎えます。学校建て替え時期が示されることで、100周年記念事業の実施時期に変更が生じるとと思いますが、今、課長の答弁では、7年度から工事に着工する予定については、おおよそいつぐらいからできるのかが答弁ができないかを、よろしくお願いします。

○教委総務課長（町本 勝也君）

鹿浦小学校に関しましては、令和7年度から仮に工事が始まった場合に想定される工事といしましては、仮設校舎の建設、または鹿浦小学校は、喜念小学校と比較しますと土地に段差がございますので、土地の造成といったことも必要になってきます。そうしたときに、全体の工事の工程としては、喜念小学校と比較すると長くなることが予想されます。

そうした中で、前回のワークショップでも100周年の話が具体的に出ておりましたが、令和7年度中に校舎を完成させるというところは、なかなか難しい状況でございます。2回目、3回目のワークショップの中で、また丁寧に説明を行いながら、参加者、地域住民の方々のご理解を頂く中で、基本計画の策定を行っていきたいと考えております。

○3番（大河 善市議員）

今、課長が話がありましたが、鹿浦小学校については、現在の土地にどうしても建物を解体してから新たに造成とかそういうのが必要になってくると思いますので、できる限り早期の着工ができるように要望して、この問題は終わりたいと思います。

2番目、鹿浦小学校周辺及び鹿浦集落周辺の整備計画についてですが、学校建て替え計画に基づき測量調査が実施され、学校に隣接する土地及び周辺に個人の土地があり、現在は荒地になっておりますが、本人から学校に隣接する土地については、町に寄贈するという申出があったということを知っておりますが、周辺の土地についても所有者がまだ生存をしておりますので、ぜひこの際、周辺の土地についても交渉を進め、本人がまだいらっしゃるわけでありますので、いらっしゃる間に交渉を直接本人といって、隣接する土地については、町に寄贈するという事で今書類等を進めていると思いますが、隣接する土地もありますので、ぜひ本人さんと面談をして、この土地についても町に譲渡か売買とか、こういうことが進める考えがないかを伺いたいと思います。

○教委総務課長（町本 勝也君）

ご質問のとおり土地の寄贈に関しまして、鹿浦小学校に隣接するその私有地の所有者の方が寄贈の申出がありましたということで、親族の方からお話をお伺いしております。

先日は、直接ご本人さんと電話でお話をする機会がございまして、その隣接地に関しては寄贈を行いたいということで、ご本人からの連絡がございました。

そうした中で、まずは書類関係の手続を先に進めながら、基本計画の策定を終えて実際に鹿浦小学校の正式な計画が出来上がった際には、所有者の方にその資料をお持ちして説明を行いながら、今回のこの寄贈の件も含めて進めていきたいと、そのように考えております。

○3番（大河 善市議員）

ぜひ、よろしくお願いをいたします。

この周辺土地について整備をすれば、目の前が海が見渡され、夕日や鯨を見ることができる絶景スポットであります。また同時に、鹿浦集落に下りる細い道があり、現在は通行ができない状態ですが、新たに遊歩道として整備をし、鹿浦集落まで整備を進め、また、鹿浦集落についても

川沿いの道路の整備を進めれば、この鹿浦集落一帯が新たな観光資源になると思いますが、これについて整備等をする考え等がないかを伺いたいと思います。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

大河議員が要望する道路については、町道であり、現在管理が行き届いてない箇所であります。建設課としても、要望箇所を中心に維持管理作業を日常的に行っております。要望も多い中、タイミングを図りながら、除草作業等を行っていききたいと思います。

○3番（大河 善市議員）

ぜひ、鹿浦集落、今お一人の方が住んでおりますが、川沿い奥に以前人がいっぱい住んでいたこともあり、道路等もありますので、建設課のほうで整備を進められると思いますので、進めることによって、すばらしい鹿浦溪谷等もあって、奥のほうには砂防ダム等もありますので、まあ、そこまでとは言いませんが、その鹿浦集落内を建設課のほうで道路整備・維持、伐採等を進めることは可能かと思いますので、その辺ぜひ課長、今後検討して進めるように要望したいと思います。

次に、鹿浦から木之香までの海岸地帯の町道について、海岸線の整備を進め、阿権川の下流に滝になっているところもあり、観光資源として周辺整備を進めることで、鹿浦から木之香までの海岸線一帯が新たな観光スポットにもなると思いますが、これについて、その一帯を整備する考え等がないかを伺いたいと思います。

○建設課長（高橋 雄三君）

今のところは建設課としては検討してはおりませんが、今後上層部とも検討していききたいと思います。

○3番（大河 善市議員）

課長、ぜひ、阿権川の下流の滝になっているところもすごくいい観光資源になると思いますので、そこについても大きな予算をかけてしなくても、木の伐採等を行えば十分景観がよくなると思いますので、この辺は多額の予算をかけないで整備を進めることが可能だと思いますが、再度その辺を、海岸線の伐採等できると思いますので、この辺について再度伺いたいと思います。

○建設課長（高橋 雄三君）

議員のおっしゃるとおり、伐採等は日常的に行っていききたいと思います。

○3番（大河 善市議員）

よろしく願いをいたします。

次に、鹿浦大橋周辺について、3年ほど前に地籍調査について要望を提出しましたが、これについて、地籍調査の予定があるのかをまず伺いたいと思います。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

調査地域、大字阿三の一部として、令和6年度地籍調査事業にて予算要求を行っております。

○3 番（大河 善市議員）

この問題について、鹿浦大橋周辺に町有地があるんですが、この土地について土地の確定が難しい地区ということで、せっかく町有地がありながら町有地の活用ができない状態であります。ぜひ、地籍調査を進め確定をし、活用ができるようお願いをしたいと思います。

それから、地籍調査について、調査をすれば、何年度に土地の所有確定ができるのかを伺いたいと思います。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

法務局のほうで登記作業があるんですが、それは3年ぐらいかかると聞いております。

○3 番（大河 善市議員）

せっかく、先ほども言いましたが、町有地がありながら土地の所有が確定しないということで、地籍調査を6年度にやるということですが、ぜひ6年度に予算化をして、せっかくいい場所でありますので早めに確定をし、いろんな施設等もできるようにお願いをしたいと思います。

次に、3番目、町政の今後の取組についてですが、まず1、集落懇談会の実施についてですが、6月の一般質問で、町民の意見を聞くために集落懇談会の開催について質問をしましたが、町長の答弁では、年内に実施したいとの回答でしたが、現状からして年内は難しいと思います。年内が難しい状況であります、年度内に開催できるかをまず伺いたいと思います。

○町長（大久保 明君）

年度内を少し模索したんですけれども、いろんな課長等の話によれば年初めがいいんじゃないかということでもありますので、1月から実行していきたいと思っておりますし、各集落を東部からずっと回ったこともあるし、西部から回ったこともあります。月2回程度でやっていきたいと思っております。

そして、今回は、要するに東部・中部・西部で行ったら、また東部・中部・西部という形でローテーションを組んでいきたいと思っておりますし、そして、今回は集落説明会ということではなくて、集落の方々の意見を聞いていくということで、ほぼいろんな考え方、いろんな意見を聞いていくことを中心としてやっていきたいと考えております。

農繁期にもなっているんですけど、また夜間になることが多いと思っておりますけども、多くの方々は大変忙しい中、参加できたらというふうに考えておりますので、具体的な日程についてはまだ決定はしていませんけども、1月の前半から、週2回程度で半年間ぐらいはかかると思っておりますので、計画を立ててしっかりと、町民の率直な意見を聞いていきたいと考えております。

○3 番（大河 善市議員）

ありがとうございます。

1月から町長、実施ということですが、この問題を6月も質問しましたが、町長がおっしゃっています町民総参加のまちづくりを掲げておりますので、ぜひ全集落で開催し、やっぱりいろんな意見があると思っておりますので、そういう町民の声を聞いて、今後の町政運営に反映していただき

たいと思いますが、これについてどう考えているかを再度伺います。

○町長（大久保 明君）

ですから、この町の方向性は後回しにして、町民の方々が現状の伊仙、それから未来の伊仙に関してどういう考え方を持っているかなどをしっかりと聞いて、それを町政に反映していくことが重要であると思います。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

町長の答弁に補足させていただきます。

今回、条例改正をしました振興計画の審議会条例の中にあります、総合計画及び総合戦略の策定が来年控えております。

今、町長がお話ししました住民説明会という形じゃなくて、意見交換、前向きな形で、過去と未来に対してのこういった意見を持たれているかという意見を頂きたいのですが、それを全て、またこれまでの計画、そして総合戦略の効果検証に対してのすり合わせも必要かと思っております。

併せて、今後10年間に向けての伊仙町がどうあるべきかということの目標ですとか、住民の積極的な意見をどんどん取り入れていき、また、それをベースにして、全課、部局がそれを中心にして施策づくりをしていくことが望ましいと思っておりますので、そして、併せてアンケートもいろいろ取りながら、町民総参加のまちづくりが名実ともに実現できるような形で、取り組んでまいりたいと思っております。

○3番（大河 善市議員）

ありがとうございます。

課長が今言ったように、総合戦略等も多くの意見等を聞くことが大事だと思っております。

この間の全協でもありましたが、今、町においては自衛隊の誘致協議会の設置等もあるようですが、こういう大事なことについて、誘致活動を進める観点からもぜひ町民にちゃんと説明をして、こういう協議会をして誘致等を進めるのであれば、多くの意見等も聞いたりすることも大事だと思っております。こういうことも踏まえ、先ほど佐平課長が戦略会議等の今後10年間の意見等の町の方針もするために、そういう町民の声も聞くという声も大事だと思っております。いろんな問題を、多く町民の方にもやっぱり意見を聞く機会が大事だと思っております。ぜひ集落懇談会等をして、先ほど町長の答弁で1月からということですので、ぜひ令和5年度に実施をし、一つでも多くの意見を聞いて、令和6年度の事業とまた今後10年間の町の方針等を決める参考資料等もありますので、進めていけるようお願いをしたいと思います。これについては終えたいと思います。

最後、今後の町政運営についてを問うということですが、大久保町長6期目2年が経過し、この間に新庁舎建設、住宅整備、喜念小学校の建設、農福連携事業推進、小中学校の給食費無償化等の子育て支援の充実に取り組んできましたが、残りの任期の中で、選挙公約の中で今後取り組んでいく重要施策等があれば、最後にお聞きしたいと思います。

○町長（大久保 明君）

ずっと答えてきたことは、今の社会的な人口は平衡状態であります。いかにして人口維持ないし人口増加していくということが最大の課題でありますので、そのための政策を、他の全国の平均的な自治体に比べたら、社会的に人口維持できているというところはあまりないわけでありますので、それをさらに加速するための政策をやっていききたいと思います。その中で今、この時代が変化したというのは、いろいろな世界情勢の中で、食料自給率をいかに上げていくかということが、この国の課題になっております。

南西糖業の方々とお話ししたときに、要するに土地改良事業が、いろんな反対した方々は斜面であるとか、それから、そういうことで斜面にすると上から見た面積しか面積にされないって言うんですけども、しかし、それは、その辺を開発して森林を開発してくると、それ以上の土地が獲得できる可能性もあるということで、その辺のことを今、農水省とも、そういうことが可能ではないかということなど話をしていますけども、喜念とか目手久の上のほうは、まだまだ土地改良する可能性がありますし、糸木名の奥のほうも土地改良をしていくことが可能でありますし、先般、土地改良事業の再度の、要するに宮古島のような土地が最大限に有効に使えるように、ハーベスターが道路でUターンするような土地改良なども今後必要になってきます。

ですから、伊仙町の農業生産額60億という目標は、この2年間は50億台でありますけれども、そして土地改良を進めていくということと、それからこの前の奄振の成長戦略ビジョンの中で、私、最後に申し上げたのは、沖縄とのバレイショも含めて、サツマイモも含めて、交易を進めていくことは可能であるというふうに、大体多くの方が考え出しておりますので、そういう新しい農業にも挑戦していくということで、そして農業生産額を上げていくために、あまり大きな農業法人とか、例えば本土並みの金、例えば牛でも千頭とかいう単位でする会社があれば、これは人口増にはつながりませんので、そういうことも含めた、小規模農家へのいろんな助成ということを、農水省でも最近ようやく言い出しておりますので、そういった形での農業の推進に大きな可能性があるということを考えておりますし、社会的人口増加を目指しながら、先ほどあった観光問題も、やはりこの町に来て、宿泊できる人がどんどんできるような受入体制などをやっていくことで、町は活性化できると思っておりますので、そのような町政運営ができるように、皆さんとともに知恵を出しながら、全力でやっていきたいと考えております。

○3番（大河 善市議員）

ありがとうございます。

今回、一般質問で8項目について質問しましたが、ぜひ、質問、要望したことで、できることがあれば、早めの予算化等もして、対応をお願いして、私の一般質問を終えたいと思います。ありがとうございます。

○議長（前 徹志議員）

これで、大河善市議員の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。午後１時より再開をいたします。

休憩 午前１１時４５分

再開 午後 １時００分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、美島盛秀議員の一般質問を許します。

○１４番（美島 盛秀議員）

町議の皆さん、こんにちは。１４番、美島盛秀でございます。

この新しい議場が開場式を終えて、この新しい議場で一般質問ができますことを大変光栄に存じております。

大久保町長の政治姿勢について質問するわけでありますけれども、本当に、議会の皆さん、あるいは町民の皆さんも今後の議会活動に大きな期待を寄せているものと考えます。

大久保町長は伊仙町のトップリーダーとして、６期目の折り返しとなりました。２２年間の長きにわたって町政運営を担っており、今までの功績もたくさんあります。

しかし、今、世界情勢はウクライナ、ルーマニアの件に鑑み、大変情勢が悪化いたしております。

また、私たち日本国政においても、自民党政権で政治資金パーティーの問題で大揺れいたしております。このような現状の中に私たち伊仙町も、やはり、地方議会議員として、今後しっかりと取り組んでいかなければならないと思っております。

大久保町長におきましては、離島振興また農業振興において、国土交通大臣表彰をはじめ、本新庁舎建設、町制施行６０周年記念事業、復帰７０周年記念事業、ほかにもたくさんの実績がございます。

また、町民にとりましては、観光協会の協力で実現できた大相撲の白鵬親方を招聘できたことは、子どもたちに大きな夢と希望を与えていただいたと思います。

さらには、女性連の活動の中で伊仙町制６０周年記念として、伊仙町の応援歌「ふれあいの音頭」を披露していただきました。その中で、昔懐かしい懐メロの踊りと歌、多くの住民の心を癒していただけたと思います。

このように文化や歴史を学ぶ機会もできたことは大変喜ばしいことであり、感謝いたしております。

しかしながら、最近では、町長に対する町民の批判の声も少なくはありません。私自身議員として職責が果たしているか自問自答しながら努力をしているところでございます。

町長と議員の立場は車の両輪でなくてはなりません。町政発展に対等の立場で議論を深めていくことは、大変重要なことであると考えております。また、町長には与えられた権限、いわゆる権力があり、それを行使できます。議員にはそのよしあしを監視し、チェックして批判をする、それ

は採決であり議決で行われるわけであります。

このように以上申し上げて、6項目の質問を通告いたしておりますので、質問をいたしたいと思います。大きく、大久保町長の政治姿勢についてでありまして、その政治姿勢について6項目通告をしてございます。

まず、1点目に、戦艦大和慰霊塔修繕工事計画の進捗状況について伺うものであります。この戦艦大和慰霊塔修繕工事費には、本当に重要な、私たち、第二次世界大戦における戦没者の慰霊を祀っているということで、歴史的、文化的にも大変重要な事業だと考えております。この進捗状況についてお尋ねをいたします。

次に、新庁舎新築工事（1期本体工事）完了の経緯と2期工事の計画について問うものでありますが、本体工事の件に関しましては資料等をもらっておりますので、資料等の内容に沿って質問をいたしたいと思います。

先ほども申し上げましたけれども、最近の日本の国政を預かる国会においていろいろな問題点が指摘されておりますので、慎重に、また判断しながら明快な答弁をお願いいたしたいと思います。

3番目に、伊仙町地域女性団体連絡協議会の役割について問うことでありますけれども、私の聞く範囲内では地域女性連というのはボランティア的地域へ貢献するということだそうでありまして、いろいろこの女性連について問題が醸し出されているということを伺っておりますので、その内容等について、役割についてお尋ねをいたします。

次に、特別養護老人ホーム「仙寿の里」による委託業務の現状についてお尋ねをするわけでありますがけれども、チラシ等、広報等にしょっちゅう職員募集の要項が載っております。なぜ、うまく運営ができていないのか、これは町の責任で、私は、この委託はしてあると思いますので、しっかりと審査、整理をしていると思いますので、詳しい内容等について答弁を頂きたい。

50年前に徳之島老人ホームが開設をされております。この「仙寿の里」も30年以上たっているかと思います。先人やあるいは昔の人は今の現状を考えて、将来を見通した上で、このような老人福祉やあるいは子ども支援のことを考えていたのではないかなと、すばらしい実績を残している、こういうふうに着賞できることであります。

また、現在の徳之島老人ホームでは認定こども園「木らら」というのを開設して、老人と子どもたちがいろいろな中で取組をし、用意をし、子育て支援にも非常に役立っているような気がいたします。こういうふうにして長い目で、やはり、地域のためになる社会あるいは住民、町民のためになる、そういう政策が必要だと私は考えております。

ぜひ、このことについては詳しく答弁を、説明をしていただきたいと思います。と思っております。

次に、要人、重要な地位にある方と書いてありますけれども、このような人たちとの対応関係をどう考えているのかお尋ねをするわけでありますがけれども、たまたま、ある国会議員が11月5日に伊仙町をお訪ねいたしました。お会いしたときに、文化祭があるということで、そこで住民の伊仙町民の皆さんにご挨拶をしたいという要望、希望がありました。私がたまたま会場に連れていって、

ちょうど休憩を挟んで文化祭がありましたので、休憩のときに案内をしたところ、町長が連れて外に出ていくものですから、私はなぜかなと不審感を抱いたわけでありました。それで、電話がかかってきて、自分に挨拶をさせないということだからもう帰りますと言って、私も一緒に帰ったという経緯があります。私は非常に、その人の知事時代に、伊仙町のいろんな陳情などが、した重要な方であると私は考えておりますけれども、そういう人たちとの対応関係、どう今後考えていくのかお尋ねをいたしたいと思います。

次に、伊仙町建設業協会と大久保明後援会との関係はないかお尋ねをするものであります。これについては、伊仙町建設業協会夏祭り等収支の報告があつて、建設業会から200万円の寄附があつて、非常に町民のために建設業協会が協力をされていることに対して本当にありがとうございました。お礼を申し上げたいと思います。

しかしながら、この建設業協会の事務局なるものがあつて、公共工事の3%から5%は建設業協会の活動費になると思いますけれども、そこらあたりに収められているという話等も聞いております。

私が調べたところ、この庁舎完成までにも24億円ぐらいの金がかかる、2期工事も入れて、かかると思います。かかっていると思います。その3%というと、本当に莫大な金です。そういう金が建設業協会の事務局に入っているという、こういう話が、今、持ち切りであります。ですから、この関係など、町長は伊仙町のトップでありますので、いろいろ聞いているかもしれません。そこらあたり、掌握していることとかありましたらお尋ねをしたいと思っております。

以上で、1回目の質問をいたしました。2回目から、また自席で答弁をいたしますので、明快な答弁をお願いして、1回目を終わります。

○町長（大久保 明君）

美島議員の1番目の質問にお答えいたします。

戦艦大和の慰霊塔は、これは日本を代表する慰霊塔でございます。その経緯について、皆さん方はよくご存じだと思いますけれども、町民の方々はあまり分かっていないと思いますので、この重要性をまず説明いたしたいと思います。

これは、226事件というのが戦前ありました。そのときの岡田総理を囲まつた首相秘書官が迫水久常先生という先生でございます。この方は、昭和10年の10月のお言葉を編さんした編さん室長でございます。その迫水久常先生が、友人である小林秀雄さんという当時の文壇の最高の方と同級生でございまして、そして、小林秀雄先生から吉田満先生のお話を聞いたそうであります。

この方は、学徒出陣で戦艦大和の司令塔に勤務していたそうでございます。その中で経験したと、仲間が肉片となって飛んできたと、上司もみんな体がバラバラで飛んできたとか、そのような経験をした吉田満さんは奇跡的に助かりました。その方が、「戦艦大和ノ最期」という名著を執筆いたしました。

当時はGHQからも、それは発刊禁止になっておりましたけれども、10年ほど過ぎてからその文

章が出回りまして、かなり修正されたそうでありますけれども、ベストセラーとなりまして、そのことを小林秀雄先生が迫水久常先生に話したら、「これは国宝級の本である」と、それを、「戦艦大和の慰霊塔を建立していこう」ということで発起人になった方であります。

そして、昭和42年に伊仙町犬田布に戦艦大和が建立された、その設計した方が文化勲章を受章した、日本の、今でもご存命ですけれども、中村晋也先生という先生がこの慰霊塔を建立したという、これだけでも、日本の国が管理してもいいぐらいの、恒久平和のシンボルという価値があると、私はいろんなところで話を聞くたびに、その必要性、重要性が感じられます。

今、国の、ある国会議員、有名な防衛関係の国会議員に話しますと、これはもう伊仙町が管理すべきではなくて、国が責任を持って管理すべきであると、そのためにはどうしたらいいかということで、文化庁文化財課に電話をいたしまして、文化財として今後国が守っていく必要があるというような言葉をお聞きいたしまして、そのために、今回は何としても、これを、かなり原型に近い形で、改修しなければいけないということで、クラウドファンディングを始めた経緯であります。

始めた期間が、時間がなくて、当初はほとんど協力する方々いなかったんですけど、次第に協力する方が増えてまいりました。郷友会の方々、そしていろんな防衛省関係の方々、遺族会の方々含めて、徐々に増えてまいりました。

後ほど、担当課長から説明していただきますけれども、その最低限の額が約9億円前後で、いや9,000万前後でありますので、それをどうにかして集めなければいけないということで、今、募金活動をやって、クラウドファンディングは11月終了しましたけれども、12月いっぱい募金活動を続けて、ぜひ立派な慰霊塔として今後文化庁の文化財課と協議をして、何とか国の管理にしていけるようにしたいと考えております。

2番以降は、自席のほうで答弁したいと思います。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

まず先に、今回戦艦大和慰霊塔修復プロジェクトに関しまして、日本全国からクラウドファンディングをはじめ、個人、企業、多数の方々から多額の寄附を頂いております。この場を借りて、お礼申し上げます。どうもありがとうございます。

それでは、美島議員の質問についてお答えいたします。

修繕計画の進捗状況につきまして、現在、クラウドファンディングは、寄附件数426件、寄附金額1,230万9,785円となっております。また、個人の一般寄附の寄附件数は180件、寄附額405万1,500円、企業、団体の寄附件数は169件、寄附額1,058万9,267円となっております。クラウドファンディングと一般寄附の合計寄附件数が775件、合計金額が2,695万552円となっております。

9月議会のほうでも、目標金額に達しなかった場合の予算の執行についての質問があり、予算執行前に議会の皆様の承認を得るという形で、今回、本議会の補正予算のほうで、財源充当の内訳変更してご提示しております。

こちらの承認が頂けましたら、議会終了後、修復に関する業務委託を締結し、今年度中に慰霊塔

の修復を完了する計画となっております。

○14番（美島 盛秀議員）

町長のほうから経緯等についての説明がありました。私も、これはちょうど私が中学2年生のときに建立されております。そういう観点から、非常に私たちにとっては思い出の深い施設、設備でありまして、あるいはまた、歴史的にも価値ある慰霊塔だと考えております。

そういう歴史的価値のある、この慰霊塔を修復するわけでありますので、永代にずっと続けられるような考えで、今後取り組んでいかなければならないと思うわけなんですけれども、今、上木課長のほうからありましたように、今月中に計画をしていきたいということでありますけれども、そのクラウドファンディングの寄附金の内容について、お尋ねをいたしたいと思います。

この資料を頂いておりますけれども、工事費9,000万のお金が必要だということでありまして、お手元の皆さんの資料を持っていると思いますけれども、一般寄附で1,464万、クラウドファンディングで955万4,523ということでありまして、このクラウドファンディングの目的が全く達成できていないのではないかな、955万という金額は、到底目標に達しないということで、この一般寄附とクラウドファンディング寄附金を含めて2,490万という額になります。そこで、さらに徳洲会グループから3,250万円と関西徳洲会から100万円の寄附が見込まれております。

この、普通であればクラウドファンディング、この寄附で賄えるはずの修繕費、これにさらに一般財源の3,250万円が加算される見込みであるということになっていると思いますけれども、それでよろしいですか。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

財源の内訳としては、そのとおりでございます。

○14番（美島 盛秀議員）

そこで、一般寄附とクラウドファンディングは分かります。

この徳洲会グループの3,250万と関西徳洲会、この関西徳洲会というのは、3町でつくる10月に運動会、出張ついでに参加させてもらったあの関西徳洲会だと思うんですけれども、合わせて3,350万、このお金は現在この予算の中に現金化されて、予算書に含まれておるんですか、お尋ねいたします。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

こちらの2つの団体に関しましては寄附の申入れがありまして、それに準じて今回の予算のほうにも反映させております。

○14番（美島 盛秀議員）

としますと、今回の補正（第5号）、これに収入として入っているということだと思いますけれども、さらに、その足りない分の上に3,250万というのが、一般財源というのがありますけれども、この合計が9,000万ということと考えられますけれども、この3,250万と100万の3,350万、それからこの3,250万の予算処置、これも補正5号に入っていると思うんですけれども、補正、15日に予定

されておりますけれども、ちょっとまだ、予算書を見ていないんですけれども、何ページで、どういう形で収入として取っているのでしょうか。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えします。

予算書の11ページ、款17寄附金、項1寄附金、1目寄附金の中の指定寄附金5,058万5,000円の中に入っております。

○14番（美島 盛秀議員）

予算書に5,058万5,000円、これがこの中に全部入っているとすれば、9,000万の額には達しないわけなんですけれども、その説明をお願いします。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

こちらの5,058万5,000円にプラス、クラウドファンディングで寄附を頂いた1,230万9,785円からクラウドファンディングで使用了返礼品等の経費275万5,250円を引いた額の955万4,535円を充当し、残り、足りない部分に関しては一般財源を使用して、今回の修復プロジェクトを行いたいと考えております。

○14番（美島 盛秀議員）

この一般寄附とクラウドファンディングは2,419万5,300円で分かります。今の徳洲会グループを入れたので5,058万円、そうすると、この一般財源からの3,250万円というのは、予算書のどこに予算措置してあるのでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

先ほどの、その歳入についてクラウドファンディング、それから一般寄附の入ったこの財源を使って修復の予算にするということで、その残りの一般、単独の予算はこの基金繰入等、これ全体に反映している基金繰入れなんですけど、7,913万9,000円。

その次のページ、12ページ、これが収入ということで、次の歳出、これがその修復作業に当たる9,000万をこの基金繰入れ等を財源として使用しているということでございます。

○14番（美島 盛秀議員）

ちょっと理解がしにくいんですけれども、要するに、この3,250万というのは一般財源で措置していると、予算書で措置してあるということですね。それで理解してよろしいですね。これ、たしか8月1日から10月30日までの3か月間のクラウドファンディング、寄附を募るということになっていまして、この3,250万不足分を一般財源で出す、これは、私は考えてみますと、これだけの寄附も予定額も満たないような事業、これを計画をしたいきさつ、なぜ軽はずみな、こういう唐突な予算で計画をされたのか、町長の先ほどの話で理解できないわけでもないんです。

しかし、こんな大きな事業、大事な事業を3か月だけでこれをやる、今後も引き続き寄附を募るということなんですけれども、私はもうちょっと、1年ぐらい前から計画的な事業を計画して、計画性があってもよかったのではないかなと思うんですけれども、そこらあたりできなかった理由が

あったら説明をお願いいたします。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

議員の質問にお答えします。

今回のクラウドファンディングに関しましては、3か月という期限の下、挑戦できるクラウドファンディング型の寄附金ですので、今回8月から10月28日までの3か月となっております。

また、並行しまして、クラウドファンディング自体が個人しか寄附ができない、また、一般町民そして企業団体のほうが寄附したいという形の声もありましたので、一般寄附のほうと並行して実施した次第であります。

○総務課長（久保 等君）

美島議員の、計画ということですが、このクラウドファンディングの性質上90日間しかその寄附を募られないということで、この8月から10月までの90日間でありましたが、それに準備というか、それをするための広報とか準備するものについては、去年から対応していたわけですが、その調査をしたところ延命化をするには9,000万ぐらいの工事がかかるということで、この9,000万の目標としたわけですので、これを全て100%達成しようということでありましたが、それが目標に届かなかったという経緯でございます。

○14番（美島 盛秀議員）

私が言いたいのは計画性があまりなかったのじゃないか、もう、ふだんからあそこがさびて危険だからと言って、周りにロープを張ってあります。それをどうするかということは、1年前、2年前、そのロープを張る時点で分かっているわけですからね。そこあたりの計画性がない、私は以前、行き当たりばったりの計画ばかりすると言いましたけれども、そう言われても仕方がないんじゃないですか。

この一般財源についても、一般財源財調を取り壊してでも使えるよと安易な考え方で、そういう発想で、この計画を立てたのではないかと私は考えます。

先日の予算条例の中でも言いましたけれども、財政調整基金というのは本当に大事な基金なんです。緊急に要したときに取り壊して使わなければいけない、住民サービスのために使わなければいけない、こういう財政的なこともしっかりと計画の中に入れてやらない。突発的に、私たち議会がこれを知ったのは9月議会ですよ。議会軽視も甚だしい。

議会には各常任委員会もあります、月に1回か2回、そういう常任委員会もしております。職員も分かっているはずですよ。そういうときに来て、こうこうこういう事業を計画してますがどう思いますかと、そういうことを、それが議会と執行部との車の両輪ですよ。そういう役目をしないから議会からいろいろ言われるわけです。

このことについて内容が分かりましたので、ぜひ、今後ずっとこの慰霊塔がそのまま残されるのか、また予算を縮小してやらなければならないのか、この計画を建設を修繕を見守っていきたいと考えております。

今の質問に対しての２回目の答弁をお願いします。

○総務課長（久保 等君）

美島議員の新庁舎の新築工事完了の経緯と２期工事の計画ということでありますが、１期工事については地盤改良としまして令和３年伊仙町。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 １時３９分

再開 午後 １時４０分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（久保 等君）

美島議員の工事の完了の経緯ということと、２期工事の計画であります。地盤改良工事としましては令和３年１２月９日から令和４年３月１１日ということで、当初請負額７,５２４万円、それで変更工期が生じまして終了が令和５年４月１１日ということになりました。それは、そのときの工事の経緯に変更はございません。第２回工期としまして令和５年４月２５日までの１３８日間、それと地盤の硬さがあったため、これの変更がありまして７,９１８万８,０００円ということでありました。契約日は、令和４年３月２２日でございます。

それから、本体工事であります。当初の契約が令和３年１２月９日から令和４年１２月２日、請負額１２億３,０９０万円、契約日は令和３年１２月９日であります。あと変更が生じまして、３回の変更がありまして、工期が令和３年１２月９日から令和５年９月１１日までの期間を要しております。この請負契約に変更はございません。

次の１期の外構工事であります。当初が令和３年１２月９日から令和４年１２月２８日まで、７,２０５万円でありまして、これも本体工事が工期延長になったため、それぞれ変更契約がありまして最終が令和３年１２月９日から令和５年９月２９日まで、これについては公財の学校等々もありまして変更がございます。最終の請負金額が７,５５２万２,０００円であります。

２期工事の計画としましては、この間、全協の中でもお話ししたとおり、令和５年度の予算残、それから逡次繰越の予算、これが性質上、合算をして工事の発注ができないということもありまして、今現在、解体工事が進んでいるわけですが、１２月中に指名をいたしまして１１月初旬に契約を交わす予定で、今、準備を進めております。それが地盤改良であります。これが終了して、４月に入りまして本体の契約を交わし、最終的な終了が令和７年の３月３１日までの予定としてございます。

○１４番（美島 盛秀議員）

今、資料を基に答弁を頂いたわけですが、この資料の継続費、これが、全部で使われた経

費が23億171万円と、こういうことでよろしいですか。2期工事までの含めて。

○総務課長（久保 等君）

この、お手元にお配りしてある資料の後ろのほうに米印で印をしてある令和5年本体工事、それから地盤改良、これ、ミック、システム関係の工事なんです、それと2期の管理、それと令和6年度に書いてあります外構工事、これはまだ未契約でございますので、この未契約の金については若干、発注後、執行残が生じるものと思われそうですが、他のものについては、もう契約済みでありますので全体で23億170万円で終了する見込みということでございます。

○14番（美島 盛秀議員）

23億強でありますけれども、この予算以外に、今後、物価高騰によって変更等あるいは追加補正などが考えられますか。

○総務課長（久保 等君）

この通次繰越のものと、今、令和6年度の予算、令和5年度の予算と合わせますと約23億2,200万円程度の予算組みをしております。ですので、今言ったのは契約して終わったものと、これから契約する見込み、契約するものとのあれであります、先ほど、美島議員が言われました、この中でいろいろな変更が生じた場合は、この、今言われました予算の23億2,200万円以内で収めようと考えております。

○14番（美島 盛秀議員）

なるべく、決められた予算内で収まるような工事を進めていただきたいと思います。

それと、この本体工事、いろんな建具工事とか、水回りあるいは電気工事、空調関係を含めて、入札執行調書を持っているんですけれども、以前にも私これで質問したことがあるんですけれども、この入札率が、落札率が、99.88%、99.88%、それと今回の解体工事、資料をもらっていますけれども、1工区が99.02%、2工区が99.35%、これにしても非常に高いです。このように、以前私が調べた、また県に聞いたところによりますと、これは新聞報道にも載っていましたが、95%以上は談合のおそれがあるということを県が指摘をしております。そこらあたりで、私も口に出さないようなこともありますけれども、そういう高い落札率、こういう率でなくて、もっと95%以下で落札をすれば残った執行残というのがあります。それを財政調整へ、基金などに繰り入れて財政をしっかり立て直してくださいということを、以前にもお願いをしたことがあるんですけれども、今回の解体工事、3人が指名に入っております。普通は4人、5人と、競争させるわけなんですけれども、3人に限って指名をしてある、しかも、1業者はゼロ、そのままで入札してある。

このことについての認識を、答弁できるのでありましたら、答弁をお願いいたします。

○総務課長（久保 等君）

美島議員の質問にお答えしますが、なぜ3社だったのかというところではありますが、町内に建設業法で解体工事業の許可を要するものということと、あと、登録解体工事講習修了者が常駐するものということで、この要件を満たすところが町内で3社だったということでもあります。

○14番（美島 盛秀議員）

そのようにしか答弁ができないと思いますけれども、この解体工事において伊仙町役場旧庁舎解体工事1工区、2工区とも、現場説明書というものがあります。これにちなんでも入札が行われたと思いますけれども、いろいろな条件がついております。この条件がそろった業者、あるいは今言われた解体業の資格のある業者、これは、この3社しか伊仙町にはいないということによろしいですか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

この解体工事業のみの資格については、まだ他にもいらっしゃいました。しかしながら、今回、石綿関係も、その解体現場にはあるということで、この登録解体工事講習修了者の常駐ができるということで、この資格を持っているところが3社でありましたために、この3社で締めをしたという経緯でございます。

○14番（美島 盛秀議員）

私は、この3社以外にも資格を持った人たちは、業者は何社かあるとは思いますが、私、素人ですので、そこらあたりは分かりませんが、今後、資料請求でも、その会社の資格関係調査をいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

この検討を含めて、この入札関係においては非常に町民の厳しい批判があります。そういうことを今後どういう批判等があるのか、こういうことについては、また後ほど3月議会、6月、来年の議会等でも、また私も実情を調べたり、あるいは、いろんな条件等を勉強しながら、一般質問なりで調査をしていきたいと考えております。

これにおいては、2番目はこれで終わります。

次、3番目、お願いします。

○社会教育課長（中富 譲治君）

美島議員の伊仙町地域女性団体連絡協議会の役割についての質問にお答えいたします。

伊仙町地域女性団体連絡協議会は、男女平等の推進、青少年健全育成、高齢化社会への対応、町行事のサポート等の諸活動、また会員相互の親睦を図り、教養を高め、明るく住みよいまちづくりに寄与する役割を持っております。

主な活動といたしまして、春秋の交通安全運動やトライアスロン大会のサポート、町民体育祭でのマスゲーム等でございます。

また、コロナ禍前には各小中学校の体育祭での全員踊りの指導と参加を行っておりました。

○14番（美島 盛秀議員）

ただいま言われたようなことだと、役割はそうだと思います。

その活動内容、その活動においては、私は、これはボランティアだと思うんですが、一つの社会貢献と言いましょかね、社会のためにボランティアするという女性、これは、県下一斉、

全国一斉の共通認識だろうと思います。

その女性連のそういう活動に、執行部として町長が総会に参加して、私も議長時代に参加したことがあるんですけども、その総会等は決められた人間で、あまり多くすると活動内容がしっかり決まらないということで、決められた人間10名から20名とか、各集落から希望を取ってやるらしいんですけども、そこらあたりに対して町長や執行部あるいは教育委員会、担当する教育委員会が、それを指導する権限とか、いろんなそういう役目があるのかどうか、町長と教育長にお尋ねします。

○町長（大久保 明君）

確かにボランティア的な活動ではあります。

私は町長になって、ずっと女性連の活動に関しまして、いろいろお願いはした経緯はずっとあります。これは、さっき言った交通安全とか、それから、いろんな、独り暮らしの女性の方の助成とか、いろんな活動をしていることが分かりまして、それから夏祭りの踊りとか、町民体育大会の踊りとか、いろいろやっています。

交通安全に関しまして、三町の大会とかあるんですけども、これに残念ながら伊仙町は毎回参加していないという状況がありました。

また、全郡のいろんな大会にも、これは旅費は教育委員会から出るわけですので、そういうところに行って、郡内の状況そして島内の状況などを見て、女性の活動を、もっと、もっと、広く町民の間で広げていくということが、先ほど言ったみたいに大きく書かれております。そのことを何回かお願いはしましたが、なかなかそれが実行できないという状況の中でありました。その中で、やはり長期間、同じメンバーがやりますと、例えば不思議だったのは三町の会合に伊仙町は絶対に出ないんですよ。なぜかと思いましたが、会長が出ても、出なくてもいいというふうな考え方は、間違っているんじゃないですかということを注意はずっとしてきました。なかなか、それができないという状況の中で、この伊仙町の、先ほど10人前後の方々と活動するということは、それだけの方々の集団、要するに10人クラブみたいになっているような状況が感じられました。ですから、多くの方々に、総会であれば、もっと、もっと、参加していただきたいということでありましたので、私は、その女性連の活動は1桁の人でやるんじゃなくて、なるべく多くの方が集まって議論をして活動計画などを立てていくことが重要であるし、島内の自治体を聞くと、そのような活動がどんどん行われております。

そして、自らのボランティア活動で県内で発表したりと、そういうことが堂々に行われているときに、やはり伊仙町も、どうかやっぱりそういうふうな町連になってほしいということを何回も私はお願いしてきたわけでありますけれども、何とか増やすように言ってお願いしたけれども、なかなか、それはできないというふうな状況でしたので、これはよくないなというふうな思いは、ずっとあったという状況でございます。

○14番（美島 盛秀議員）

たまたまですね、女性連の会長さんというのが阿権の方なんですよ。

私には直接言いませんですけども、そういう女性連のことを、地域の人たちや、あるいは私の友達関係にもいろいろ話をされていたようです。

そこで私も本人と話をしました。あるいは関係した人たちにも話を聞きました。

そうしたら、町長が責任を取れと怒っていたと、全く、一生懸命みんな協力し合ってきて今までやってきたのに、町長は考え違いをしているんじゃないかなという言葉でした。

そこでですね、町長が今おっしゃられたことは当たり前のことだと思いますよ、女性連のことを心配して。しかし、やはりもうちょっと冷静に指導的な立場でありますので、相談に乗ってあげる、そういう思いやりの心もあってよかったのではないかなと私は思ったところです。

恐らく、これ、セクハラ問題、パワハラ問題で訴訟などを起こされたら大変な問題にもなってきますよ。それが事実かどうか、私は分かりません。ですから、もうちょっと、そういうところに真剣に取り組んでいただきたいと思いますところであります。

そして、その組織の在り方については教育長に指示をしたと、教育長に全部の組織を、各集落、25集落ですかね、女性連をまとめるように指示をしたという話も聞きました。その25集落の、あるいは33集落ありますけれども、こう一緒になって25人だと思います。その25集落で全部そういう、もし教育長がそれを指示をしてあったら、お願いをしてあったら、決まっているところが、決まっていないところがあったら教えていただきたいと思います。

○教育長（伊田 正則君）

質問にお答えします。

まず、全ての地区単位からの会長さんが推薦されるというのが理想的な形でしたけれども、なかなか第1回目の会議の中で地区からの会長さんが推薦されなかったと、その中で、じゃ、どうすればこれを改善できるかなということで、事務局でも話し合いをして、区長会で呼びかけてみようと、区長の皆さんにも協力を得ながら地区からの会長さんをお願いしようかなということでありました。

そこでもなかなか区長さんも苦慮して推薦が得られないという、推薦が全て得られない、全てというか、100%には届かないということで、どうしようかなということで、地区のいろいろな方たちと相談しながら、どういうふうにすれば地区の会長さんが決められるかなということで、現在決まっている会長さんたちにも意見を聞きながらお願いしたということで、最終的には5地区がまだ決まっていんじゃないかなと、今、記憶しています。

女性連の広報にも載せる予定でしたけれども載せる予定でいます、冊子等が作成を進めますけれども、その中でも、今、美島議員がおっしゃったような元執行部の方たちの取組について、ものすごく感謝をし、ねぎらいの言葉を述べたいと思います。

いろんなところで現実的にボランティア活動に取り組んでいただいたということで、町内の活性化に大いに役立ったということは本当、事実ですので、その分については感謝申し上げたいと思っています。

その後、新しい役員を決める段階において、なかなか決まらない状況の中で教育委員会としても

苦慮したというのが、今までの流れです。

○14番（美島 盛秀議員）

女性連のその組織づくりは、完全にできたということで受け取ってよろしいですね。

○教育長（伊田 正則君）

執行部、会長、副会長と書記とかがありますが、執行部は決まりました。

それから、相談役として東部、中部、西部からの顧問も決まりました。その後、今決まっていな
いところが各集落単位の会長さん、全てが決めないといけないというふうに執行部で考えています
けど、ここが何集落か、5集落というふうに記憶してますけど、何集落かは決まっていないところ
がまだあるということで、今、広報等を活用しながら呼びかけているという段階です。

○社会教育課長（中富 譲治君）

今の答弁に補足説明いたします。

執行部としましては、全集落、集落の単位役員を入れ込まなきゃいけないと考えているんですけ
ど、現在、3集落か、4集落ほど、まだ現在、決まっていない集落がございますので、そちら、近
い集落の方とか単位役員の方とかにも声をかけていただいているところでございます。

○14番（美島 盛秀議員）

この女性連というのは、地域活性化のために、非常に私は重要な役割を果たしている位置にある
んじゃないかなと思っております。

お互いの家庭を守っていくのも、それぞれの主婦であります。そういう観点からしますと、やは
りこの女性の活動というのは大事にしていかなければいけない、私は常日頃そう思っております。

その件に関して、その、町長が責任を取れと言ったと聞いているんですけども、そういう言葉
を言われたんですかね。

○町長（大久保 明君）

今ですね、ちょっと、前会長さんが来て美島さんとお話をしたということをお聞きして、びつ
くりました。ですから、私は今あるような状況に、どんどん、どんどん、役員を増やしていつて支
部長の方々も決めて集まって、他の自治体に負けないぐらいの個人活動をしてほしいということを、
ずっと訴えただけであります。

ですから、私がパワハラをしたと本当におっしゃったんですか。

○14番（美島 盛秀議員）

それは私の考えではあります。

○町長（大久保 明君）

そうですか。それは間違えです。

ですから、そういった形でやっぱり、どんな組織もですね、衰退していくことがあるわけですか
ら、そのときにスクラップ・アンド・ビルドという考え方を企業にも、どこにもあります。やっぱ
り、一遍スクラップ、もうイーブンに戻して新しくつくり上げたほうがいいんじゃないかというよ

うな考えをしておりますので、そのことが、教育長の努力もあってですね、新しい町連というのができて、かなり活動力は上がってくると今信じておりますので、私はそのことを思ってですね、女性陣の全役員の方々に集まってもらって、お願いしたんですけども、なかなか意思の疎通が進まなかったというのが現状であるし、その中で教育長が来ていろいろ根気強く説得していった結果、新しい体制がしっかりと出発していつている状況でございます。

○教育長（伊田 正則君）

すみません。ちょっと付け加えさせてください。

総会に私も1回目も2回目も参加させていただきました。

その総会の中で、先ほど美島議員がおっしゃったような第1回目、人数が少ないということで、私の感覚からいうと、やっぱり全ての女性の方たちの会だと、成人の女性たちの会だという認識がありまして、これでは総会としての人数としては、ちょっと少ないんじゃないかなというふうに私も感じました。そこで、町長は、その中で、全ての人たちが参加できる女性のメンバーの拡大を図る必要があるのかなという話を、その場面でしました。

これは、やっぱり伊仙町のあしき伝統の中でだんだん培われてきた部分を打破して、全ての成人女性に呼びかけて、全ての成人女性がこのメンバーの一員であるという自覚を持つことが伊仙町の発展につながるかなという意思で捉えました。ですので、あしき伝統は取っ払ってというか、あしき伝統を払いのけて、そして全ての人たちが、この会に参加して協力をできるような組織にするためにはどうすればいいかということで話し合いを、私個人としては持ったということでもあります。

○14番（美島 盛秀議員）

先ほども言いましたけれども、地域にとっては大切な役目を果たしている組織であり女性連でありますので、ぜひ早急にまとめてすばらしい組織になるようにしていただきたい。

また、まだ決まっていないところなどもあるようですけれども、私が聞いたり考えたり見たりしているときに、もう名前だけ貸しておけばいいという考えの人が今までに役員の中にいたのではないかなと思います。やはり、こういう女性の役割というのは非常に大切でありますので、名前だけの女性連の会員じゃなく役員じゃなくて、しっかりとした意見の言える、あるいは、その集落の女性連をまとめていけるような、伊仙町の女性連が、もっと、もっと発展できるような、そういう能力のある人たちを推薦をし伊仙町の発展のために努力していただきたいということをお願いして、この6件に対しては終わりたいと思います。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時25分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○14番（美島 盛秀議員）

それでは、4番目の特別養護老人ホーム仙寿の里による委託業務の現状についてをお尋ねいたします。

これは、社会福祉協議会に委託をしていると思うんですけども、以前この質問をしたときに、社会福祉協議会のことで答弁はできないという回答でありましたけれども、そのあたり、町が施設を造って町が社会福祉協議会に委託をしているわけでありますので、私は、その責任は十分あると思います。

どういうよりな不評等があるかという、職員が長く勤め切れない、何か問題があるのではないかなと思ったりもします。

それで、この仙寿の里、介護老人福祉施設事業、それから、短期入所生活介護サービス事業、通所介護事業デイサービス、高齢者給食サービス事業という4つの施設内での事業をやっているようでありますけれども、この事業の説明が、できればどういう事業なのかお尋ねいたします。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの美島議員の質問にお答えします。

先程の4つの事業のサービスということであつたんですが、まずそこについて説明したいと思います。

1つ目、入所。これ、その名のとおり施設のほうに入って入所して、生活を送っていただくというようなサービスになっております。そして、通所サービス。これはデイサービス。家庭のほうから施設のほうに行って、日中の生活を支援するというサービスになっています。そして、給食サービス。これはまた介護保険、こちらの総合支援事業でのサービスになるんですけども、独居高齢者等の家庭への食の支援ということでの配食サービスを行っているところであります。

この質問の中での委託業務の現状についてというところまでも、よろしいでしょうか。

○議長（前 徹志議員）

どうぞ。

○地域福祉課長（大山 拳君）

はい。美島議員の質問の、仙寿の里による委託業務の現状についてということなんですけれども、現在、今、議員がおっしゃったように、4つのサービス、介護保険のほうでは3つのサービスです。その中で、入所のサービスが今現在行われているところです。

通所サービス、そして短期入所サービス、こちらが今年度途中で休止というふうになっております。

社会福祉協議会は、地域の社会福祉推進のための根幹となる団体で、事業再開に向けた助言等は町としても行っております。

現在までに3度、ヒアリングを行っております。その中で、助言、指導した内容、法人全体で運営体制の改善に向けた取組を行っている旨、報告を受けております。

また、事業再開に向けた報告書のほうも提出されております。

当該法人においての運営継続を考えているため、直接的な指導をする権限というのは県のほうにあり、町のほうにはないんですが、助言、指導という形では、今後とも行ってまいりたいと思っております。

今後、その指導、助言、そして今後、事業再開に向けて取り組む中で、事業再開のほうがめどが立たないというような方向を先方からあれば、さらに協議を行い、限られた社会資源の中から、ほかの案を検討しなければならないと思っております。

○14番（美島 盛秀議員）

4つのサービス、事業をやっていると。その中で短期入所生活介護サービス、これがやってないということですか。中止になったということですか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

はい。今、議員がおっしゃるとおり、現在休止となっているのが、今おっしゃった短期入所、そして通所、デイサービスの2事業が今、休止となっている状況でございます。

○14番（美島 盛秀議員）

この件に関しては、多くの人から電話等、聞いております。そして私の兄弟もおりまして、たびたび訪れていたんですけども、まあ、コロナ禍ということで、なかなか行けなくて最後は亡くなりましたけれども、会うこともできなくて亡くなっていったんですけども、非常にこの介護の問題について、厳しい状況ではないかなと思っております。

その中で、ほかの施設にいて、介護サービスがない、通所サービスがない、その人たちも、仙寿の里がなくなったので、そこに行きとったのがなくなったので、わざわざ徳之島町と天城町まで行っていると、非常に不便を感じるということを、相談を受けております。何とかこれを、元の運営状況に戻せないかね、という話等も来ます。

そういう中で、10年以上も勤めた職員が何人か辞めた。私、その辞めた人たちにも話を聞きました。これは、私は運営上の問題だと考えております。

こういう、医療関係、介護関係の職員というのは、非常にやりがいのある仕事でありながら、報酬、給料が安い、あるいは時間的な問題と、あるいは仕事内容、いろんな問題点を抱えている、そういう事業所だと思って、心配をただけでは何も、どうしてもできない。

そこで、社会福祉協議会に委託をしているわけなんですけれども、この社会福祉協議会組織そのものが、私は問題があるんじゃないかなと考えたりもします。

これは、町の施設で町が委託をしているわけでありまして、町長は医者でもあります。こういうことには詳しいでしょうし、また、いろんな経験、情報も聞いたりしたことがあると思います。こういうことと、相談を受けたり、また、指導したりしたことがあるのかどうか、町長にお尋ねしま

す。

○町長（大久保 明君）

今回は、課長からも相談がありまして、そして、その役員会に参加して、いろんな実情をお聞きいたしました。そこで課長とも相談して、そして役員の方々とも相談して、とにかく、前福祉協議会会長さんが辞表を持ってきたんで、これは新しい会長を決めなければいけないというふうな思いになって、中に入って、いろんな実情をお聞きいたしました。

また、課長ともいろいろ相談して、40代の若い職員、50代の若い職員とも協議をして、思い切った形で、若手の人を抜擢したらどうかということで、法的には、職員が社会福祉協議会の会長を兼任しても、法的には違法ではないということも分かりまして、しかしそれは、県のほうからまたいろいろ指導があって、その会長と施設の施設長が同じ人だったら、やっぱりおかしいんじゃないかということなどもあって、最終的にまた、OBの方にもいろいろお願いしたということでもありますので、ただ、その通所リハビリとか、ああいうことをするだけの人は、現時点ではまた戻ってきているような状況も聞いておりますので、一日でも早く、正常化できるように新体制の役員の方々にお願いをしていきたいと思っております。

最初質問にあったこのことに関しては、町の施設でありますので、今後とも、町としても、課長を含めて、いろいろさらに、健全な施設になるように努力をしていけば、あそこはやはり広いし可能性もあるところだし、今後、ますます高齢者は、あと10年ぐらいは伊仙町内で減ることはありません。むしろ、都会からそういう方々を島に呼び込んで、島でまた働けるときに働いて、将来施設に入るとかいう形の、福祉の島づくりとか、それから、農福連携とか、そういうことが大きく可能性が出てまいりましたので、仙寿の里は、町も関与している施設でありますので、その中心として、これからやっていけるよう町としても全力で協力をしながら、内情を調査しながら努力してまいりたいと思っております。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいま町長からの説明があったんですけども、私のほうからも補足を説明したいと思います。

先ほど、議員がおっしゃったように、通所の休止を受けて、サービスの利用ができなかった方、町外に実際サービスの利用を求めて移動された方もいらっしゃいます。

その休止を受けた通知というのが、8月、そして9月のほうに、私たち、県のほうから通知を受けております。それを受けて私たち、動いたところなんですけれども、休止を受けて施設のほうで、そのアフターケアがなされていなかったところ、地域福祉課の職員、そして町内の事業所を優先的に利用者を当たったところ、なかなか全てを受けれる体制にはないということで、町外の施設も今、利用しているという状況になってます。

その当時、利用者が41名おりました。現在、40名の方がほかのサービスにつながっております。今1名の方が、今はまだ次のサービスにつながっていないというような状況になっております。

○14番（美島 盛秀議員）

そのように、大事な施設であるということは、町民の皆さんも十分承知しております。これを、新たな気持ちで再建と言ったらおかしいですけども、しっかりとした、充実した施設に立て直していく、これもまた、町長の役割も大きいのではないかなと思いますし、先ほど、大河議員のほうからも集落座談会とかいうのが4月からやるということでもありますので、やはり、住民の声を聴く、これは、私は、一番大事なことだと。

行政報告の中でたびたび出張があります。本当に、町長みたいに出張して頑張っている町長はいないんじゃないかなと褒めたいんですけど、あまりにも出張が多くて留守にすることが多い。そのために、町内でのいろいろな問題点に解決することができない、そういう欠点もあると、私は思っております。

今も、見たら副町長の席がない。町長が相談して、副町長がきちんと守っていく、そういう組織の体制づくりというのは、私は今後大事ではないかなと。

地域の声を聴く、そして、組織づくりをしっかりとやっていく、これが、今の町長に与えられた使命じゃないかなと私は思っておりますので、ぜひ、こういう町の施設、こういうところをしっかりと見て、助言したり、指導していただきたいと思いますと思っております。

最後になりましたけれども、4番目終わって、5番目、お願いいたします。

○町長（大久保 明君）

5番目の答弁いたします。

文化祭のときに美島議員と、始まる前、廊下で偶然お会いいたしまして、国会議員が来るから挨拶をとという話がありました。そしたら、昼食時間に話ができますということ、私は美島議員には伝えました。そしたら、あと10分ぐらいで休憩時間だなというときに、その要人が突然、前の扉を開いて入ってこられたんですよ。そして、中をずうっと見渡ししながら、ずうっといろいろ話をしていましたね。

その時、美島議員はいなかったですよ。いたですか。

そしたら、休憩になったら私のところに走ってきてにこにこして、握手しよう、握手しようという話だったんで、ちょっと美島議員と私は、先生と外で会うという話になってますよと言ったら、突然怒り出して、そのまま帰ってしまいましたけれども、私もそれは、無礼だったかもしれませんが、要するに、外でゆっくりロビーで皆さんと一緒に話しましょうということだったんですよ。そこが何か、誤解があったような気がいたします。私は、そんな気もいたしますし、私が要人に対して対応関係をどう考えているかということは、もう私は、要人は要人だとずっと考えていますので、何らかのすれ違いで反発したような気がいたしますので、私は、美島さんと廊下で話したことが全てでありまして、それをしようとしたら、ご自分で帰られたということです。

以上です。

○14番（美島 盛秀議員）

私はこういう要人、大切な来客があつたりした場合、やはり、それなりの対応、町長としての対応は、しっかりとやるべきではないかという考えもありますし、また、町長もそのようにおっしゃっておりますけども、こういう人たちとしょっちゅう会う機会があると思います。こういうことに對して、そういう私は、あの態度を見て、失礼なことをしているなど、私は個人的に思いました。

ですから、町長が、そういう失礼なことをしたということがあれば「すみませんでした」と、一言、言ってくだされば、本人も納得できるんじゃないかと思ひますけれども、日頃から私は、町長のそういう対応、態度を見ておつて、自分のやつたことに對して「すみませんでした」という、その反省という気持ちが全く見られないような気がするんですよ。いろんな答弁にも、いろいろお願いしてあるけど「どうですか」と言われても、「すみませんでした、こうこう今回やります」と、そういう「すみません」という言葉が、私は聞いたことがなかなかないものですから、こういう質問をしたわけなんですけど。やはり、お互い、人間ですから感情にもなりますので、やはり町長の言うとおりの、オール伊仙町ノーサイドという、そういう気持ちがあれば、やはり、そういう上から下までそういう町長の気持ちがしっかりとあれば、みんなまとまていくと思ひますので、これは、私の個人的なお願ひでありますので、今後ともひとつよろしくお願ひいたします。

この件に関しては終わつて、次の6番目、お願ひいたします。

○町長（大久保 明君）

建設業協会と大久保後援会との関係性について、これは普通の関係だと思います。特別な関係でも何でもないし、私はオール伊仙町と言っているわけですから。

ただ、建設業協会と、まあ、いろんな選挙には非常に熱心ですから、職員の動員とか、そういうことは、まあ、違法ではないと思ひますけれども、そういうことはやっていたていることはありますけれども、それ以上の関係は全くありませんので。よろしいですか、それで。

○14番（美島 盛秀議員）

いろいろと関係がないということでありますので、それでいいかと思ひます。

しかし、ここに町長の後援会の収支報告書を持っているんですよ。県のホームページから取りました。これに、後援会の収支報告書には、ゼロで報告されているんですよ。たしか、後援会事務所はあると思うんですけども、あそこを通るたびに、外灯はついているし、人の出入りはあるし、選挙のときまでも後援会活動はして、収支は、支出はあると思うんですけど、なぜこれゼロで報告をしているんですかね。そのあたり、町長、会計責任者と打合せなどしておりますかね。

○町長（大久保 明君）

このことは、責任者としてしっかりと確認をしていきたいと思ひます。

○14番（美島 盛秀議員）

令和2年度(0)、これは選挙のあつた年ですね。それから令和3年(0)、令和4年(0)、3年間も取っているんですけど、これ3回分とも0なんですよ、3年分。

私たちも、選挙のたびに収支報告書を出します。私は後援会がありませんので、後援会では出しておりません。選挙のときの収支報告書は出します。規定の法定内の支出だと私も考えております。それはもう自分も確認しております。

そこで、町長の、その選挙の収支報告書、行庫があれば幾らぐらいで報告してあるのかをお尋ねをいたします。

○選挙管理委員会書記長（重村 浩次君）

ただいま、美島議員の質問にお答えします。

選挙のときの収支に関しては、その年々の選挙によって支出の上限額が決まってまいります。また、町長と議員の収支の上限も違ってきます。

これは、計算式がありまして、そのときの告示の日の選挙登録人名簿に記載されている登録者数に、町長の場合は110円を掛けて、プラス130万円ということになっております。で、前回の上限ですが187万9,700円となっています。187万9,700円です。

○14番（美島 盛秀議員）

これは、この支出については、法定内と考えられますけれども、さっき言いました建設業界の事務局、これにその建設工事をもらったら、その3%が事務局に、払うというのですかね、入金するという話をたびたび聞きます。

それで、その中から、私は、「ほーらい祭り」、200万円の寄附があったんですけれども、ああいうところ等に寄附がされていると、社会貢献がなされていると私は考えて、本当にありがたい話だと思っております。

しかし、その他のいろんな業界もあります。

例えば、今さっき言った福祉協議会とか、女性連とか、あらゆる老人クラブとか、ある会社関係で個人的に優勝旗を競うとか、いろいろありますけれども、そこらあたりの活動費、こういうところに建設協会で寄附をされたというのを、聞いた、見た覚えがないんです。ですから、こういうこと等をしっかりしないと、行政と建設業界が癒着しているんじゃないか、私は考えます。

さっきの入札関係も言いましたけれども99.何%、差額のない、そのままの入札。こういう資料が出てくれば必ず分かるんですよ。資料、数字は嘘を言わないんです。こういうものに蓋をしようとしてきたのが今までの行政ではなかったかと私は思うんですけれども、今後、こういうこと等を、資料とかいろんなことを請求をしながら、また、次の質問にさせていただきたいと思います。

最後になりましたけれども、稲森和夫さん、これはみんな知っていることだと思います。この人の言葉を紹介したいと思いますけれども、「トップに立つ人間にはいささかの私心は許されない。基本的に個人という立場にあり、トップの私心があらわになったとき、組織はだめになる」と、言われています。このことを、稲森さんが提言をいたしております。私たち議会もそうだと思います。私心があってはうまい議会運営はできない。

この言葉を大事にしながら、伊仙町のさらなる発展を願って、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（前 徹志議員）

これで、美島盛秀議員の一般質問を終了します。

次に、永田 誠議員の一般質問を許します。

○10番（永田 誠議員）

こんにちは。10番、永田 誠です。令和5年度第4回定例会において一般質問をいたします。

1、全国離島交流中学生野球大会について。

①徳之島選抜での大会出場において、三町負担金の割合はどうなっていたのか、また、出場選手の個人負担はどうあったのか伺います。

②次回開催地は、長崎県壱岐市であります。それ以降において、伊仙町または徳之島三町での開催誘致等は検討されていないか伺います。

2、面縄港施設整備計画について。

①面縄港施設整備計画のコンセプトについて伺います。

②どの程度の規模の港湾整備を目指しているのか、また、周辺の地域住民への説明会や意見交換等はなされているのか伺います。

③施設整備に向けた現時点での進捗状況と今後の見通しについて伺います。

これで、1回目の質問を終わります。

○町長（大久保 明君）

永田議員の質問にお答えいたします。

今年、奄美大島で離島甲子園が開催されまして、3町長・視察に行っていました。その中で瀬戸内町、旧笠利町、奄美市4つの場所で開催いたしまして、奄美で初めての大会でありまして大変盛り上がりました。

そのときに、高岡町長と私で大会の責任者に、徳之島でも離島甲子園をやりたいということ話をしたら、まあ来年決まっています、再来年もまた候補地があるようですので、一応、3町協議して、2年後ないし3年後は誘致したいと考えておりますし、伊仙町も2年後、3年後ぐらいには義名山のところに正式な奉答が完成できたらいいのではないかと考えております。

あと細かい点につきましては、社会教育課のほうから答弁をしていただきます。

○社会教育課長（中富 譲治君）

永田議員の、①徳之島選抜への大会出場において、三町負担金の割合はどうなっていたのか、また、出場選手の個人負担はあったのかという質問にお答えいたします。

三町の負担金割合は、出場選手の人数案分でございます。徳之島町8名、天城町4名、伊仙町7名の出場で、負担金額は天城町が100万円、徳之島町、伊仙町が125万円の合計350万円を三町実行委員会に負担しております。この350万円のうち250万円が大会参加負担金、残りの100万円が運営費となっており、実績終了後に案分した差額分が返金される予定となっております。

出場選手の個人負担に関しましては、開催地までの機関交通費の往復分、大会開催中の宿泊費、昼食代、移動にかかる費用は大会参加負担金に含まれており、出場選手の個人負担はありませんでした。

○10番（永田 誠議員）

個人での負担割合がないということなんですけれども、今年、奄美大会での全国から25チームが集まっていると思うんですけれども、その奄美大会での経済効果は幾らだったのか、お伺いします。

○社会教育課長（中富 譲治君）

ただいまの質問にお答えいたします。

経済効果につきましては、大会事務局が移動や宿泊等の全てを委託した株式会社日本旅行がごさいます。この日本旅行が、各県からの移動費などを含んだ各チームの経費などから試算した経済効果が1億3,542万6,917円と報告を行っております。

○10番（永田 誠議員）

経済効果が1億3,000万円余り。こういった場所で子どもたちが野球することなんですけど、この大会を通じて、子どもたちの感想とかは聞かれたのでしょうか。お伺いします。

○社会教育課長（中富 譲治君）

ただいまの質問にお答えします。

選手の感想ですが、大会終了後に選手が事務局のほうに200字程度の作文を提出しております。その作文の内容において、「三町の仲間と野球ができ、とてもいい経験ができた」や、「高校でも野球を続け甲子園に出場したいです」などの内容の作文がありました。これを見ますと選手にとってとてもいい経験になったと思っております。

○10番（永田 誠議員）

分かりました。

次の②、お願いいたします。

○社会教育課長（中富 譲治君）

永田議員の質問にお答えいたします。

来年度は、長崎県壱岐市に決定しており、再来年度は決定してはいないのですが、調整中の離島があると伺っておりますので、再来年度以降の誘致を検討していきたいと考えております。

また、今年度は、25チーム参加し、コーチや保護者らを含む726名が奄美大島に来島しております。試合数は4会場で33試合を行っておりますので、会場や宿泊施設等の問題を3町で協議し、検討していきたいと考えております。

○10番（永田 誠議員）

来年度は長崎県なんですけれども、子どもたちが、もしこの徳之島から選抜で行くとしたら、子どもたちがけがをしたり、病気をしたり、体調を壊すことも予想されますけれども、このときは、どういった対応をするのかお伺いします。

○社会教育課長（中富 譲治君）

質問にお答えします。

今回出場した際に、緊急時に備えて、監督、コーチとともに町の帯同職員が選手に同行しております。次期開催出場の際も、町の職員が帯同職員として同行する予定となっております。

○10番（永田 誠議員）

分かりました。

先ほど、町長の話にもありましたが、この誘致に向けて、伊仙町には野球場はないんですけども、これは先ほど町長が言いましたが2、3年後、来年か分かりませんが、義名山のグラウンドを整備をするということによろしいですか。

○社会教育課長（中富 譲治君）

質問にお答えします。

令和5年度、今年度、義名山総合グラウンドのほうを野球にも対応した改修整備を計画しておりますが、現在、管理棟周りとその東側の駐車場整備を行っております。この駐車場整備は、令和4年度事業で繰越事業となっております。この駐車場整備終了後の発注となりますので、令和6年度の繰越事業になると思われます。

○10番（永田 誠議員）

令和6年度の繰越事業となる場合は、来年度以降で間に合うということですか。分かりました。

この離島甲子園と、あとちょっと、ホームページで調べたんですけども、「地理的環境から島外との交流機会の少ない離島中学生が一堂に集まり、開催される大会です。大会を通じて島と島の交流を図ることにより、新たな人間形成や健全な青少年の育成を促進することで、将来の離島振興に寄与することを目的とします」と書いてありますので、ぜひ、誘致に向けて、3町で検討していただきたいと思います。

次の、面縄港施設整備計画の①をお願いします。

○建設課長（高橋 雄三君）

①の面縄港施設整備計画のコンセプトを問うという、永田議員の質問にお答えいたします。

現在、伊仙町では、面縄港の機能拡大に資する施設整備について、4つのコンセプトを掲げております。

1つ、物流拠点としての整備です。増加傾向にある農畜海産物の輸出入の拠点整備になります。
2つ、交流人口の増加を促進する施設整備です。世界自然遺産の島として、伊仙町の唯一無二の景観や歴史文化ストーリーを世界に発信し、クルーズ船や高速船の誘致で交流人口の増加を促進し、多くの方に伊仙町の魅力に触れてもらい、人口増加に努めるものです。3つ、海に親しむ空間形成の整備です。子ども議会でも要望があった、人が気楽に交流できる憩いの場の構築など、にぎわいのある港湾を整備し、地域活性化に努めるものです。4つ、災害に強い港湾施設づくり、防災、減災、国土強靱化対策です。切迫性が指摘されている南海トラフ地震が発生した場合、東日本大震災

と同様に、地震や津波により海岸域で広範囲な被害が想定されています。

また、有事により、島外へ避難が必要となる事態も想定されることから、島外への迅速かつ的確な避難ができる港、耐震強化岸壁の整備、広大な背後地を利用した食料保存倉庫等の整備など、伊仙町ならず島民の安全・安心を確保するためのものです。

以上が、面縄港の機能拡大に資する施設整備計画になります。

○10番（永田 誠議員）

分かりました。

現在、面縄港へ行くには道路の幅員等が狭く、アクセスが非常に不便だと思いますけども、今後、こういった道路も整備していくのか、お伺いします。

○建設課長（高橋 雄三君）

面縄港へのアクセス道路の整備につきましては、既存の五ラン線を面縄港まで延長630mの整備を計画しております。

○10番（永田 誠議員）

ということは、上から真っすぐ。分かりました。

次に、2番お願いします。

○建設課長（高橋 雄三君）

2番の、どのくらいの規模の港を目指しているのか、また周辺の地域住民への説明や、意見交換会等はなされているのか問うという質問にお答えいたします。

現在、施設使用の多様化、差別化を図るために、亀徳港や平土野港と同規模の、水深値マイナス9.0m、泊地幅は300mの施設整備を目指しております。事業管轄の関係で、当初、水深マイナス7.0mで要望し、将来的にマイナス9.0mに機能拡大する計画でありましたが、近年の船舶の大型化が進んでいることや段階的に機能拡大する整備は非現実的との指摘を受け、町長を含め熟慮した結果、水深値9.0mの施設整備が、面縄港の将来にとって望ましい形であると伊仙町として判断いたしました。

住民説明会はまだ行っていないですが、県港湾空港課や徳之島事務所との勉強会や意見交換会は実施しており、国土交通省港湾局とも協議を行わせていただいています。

また、島内の関係業者への聞き取り等も実施しております。細詳事業の住民説明会については、今後委託する、水深マイナス9.0m改修計画策定業務の進捗に伴い、実施していくことになります。

○10番（永田 誠議員）

今、答弁の中に、県港湾空港課、徳之島事務所、国土交通省と協議をしているということなんですけども、これが進めば今後、地域住民の説明会をすることによろしいですか。これが話が進めば、これは地域住民に説明会ををすると思うんですけども、それはいつぐらいになるかお伺いします。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

まず、地域住民への説明についてなんですけれども、今、未来創生課におきましては、今後10年後を見据えていろいろ計画を立てる中で、この面縄港施設整備については、とても重要な計画として位置づけております。その中で、住民への説明につきましては、まず最初に、今、建設課長が答弁した内容をしっかり取りまとめをし、今後の費用対効果等を含めて地域住民の意見を聞くことが重要だと思っていますので、そこら辺をしっかりと構成をつくって、しかるべきときに地域住民の方へご説明を差し上げたいと思っております。

○10番（永田 誠議員）

大体でいいんですけど、1年後か、いつ頃なのか。大体でいいです。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

ご質問の時期についてなんですけども、基本的には来年ぐらいには、その説明の次期がある程度示せたらなと思っております。

いかんせん、この事業につきましては、半世紀近く地域住民の積年の要望でもありますので、慎重にいかねばいけないということがありますので、拙速な形ですることでもありますけれども、慎重にかつ丁寧に地域住民の方にご説明をし、前向きな形で主な港整備ができるような形でさせていただきたいと思っております。

○総務課長（久保 等君）

この説明会ということでもあります。この中身的、今、未来創生課長、建設課長が言われた、実施するに当たっての数値ということでもあるんですが、先ほどの懇談会の話もありましたので、こういう計画がありますので、こういうことにまた着手していきたいというところは、その部分はまた懇談会等で説明をして、住民の理解を得たいと考えております。

○10番（永田 誠議員）

分かりました。集落座談会などでまた説明して、住民に分かるようにしていただきたいと思います。

次に3番、お願いします。

○建設課長（高橋 雄三君）

3番の、施設整備に向けた現時点での進捗状況と今後の見通しについて問うという質問にお答えいたします。

水深マイナス9.0mの港湾整備は、国土交通省と直接やり取りを行う補助事業になります。地方港湾でのマイナス9.0mの港湾整備は前例がなく、相当な根拠と膨大な詳細資料が必要になります。

その一環として、令和5年度に深淺測量業務を実施します。令和6年度は、環境調査を実施するとともに、水深マイナス9.0m改修計画策定に向けた新たな航路の推進、船舶の誘致と費用対効果が向上するような下地活動により足元を固める作業になります。

今後、見通しについてですが、面縄港の施設整備は20年以上前から要望してきた案件であります。20年の間に何回か要望活動を行っていますが、実現できていない非常にハードルの高い事業であり

ます。実現に向けて、県庁港湾空港課や、九州地方整備局港湾空港部、国土交通省港湾局の方々と協議させていただいた中で、様々な課題が浮き彫りになっています。

例えば、亀徳港、平土野港が存在する中で、多大な予算を投じて作る必要があるのか、伊仙町の物流で費用対効果が満たされるのか、財政的な問題はないか、観光体制はできているのか等の課題が上がっております。この、様々な課題をクリアしながら、老朽化が進む中機能拡大も難しいとなり得る他港より、広大なバックヤードを有し、多様性に優れている面縄港の必要性を訴える必要があります。そのために、民間の力が必要になります。

今後、民間を巻き込み推進協議会を設立するなど、官民一体となり根拠を固めながら着実に事業を展開していくように努めたいと思います。

○10番（永田 誠議員）

今、答弁にありましたけれども、民間を巻き込みながら推進協議会を設立するとありましたが、推進協議会の内容説明をお願いいたします。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

推進協議会の件ですけれども、改めて、この面縄港の整備につきましては、まず歴史、文化、物流、人流、地域活性化から防災、国土強靱化に至るまで、徳之島全体に関わる大きな事業として捉えております。そこら辺を網羅した形で、この協議会をつくることを目標としておりますが、これにつきましては、先ほど建設課長もお話がありましており、国土交通省港湾局並びに県港湾空港課とともに勉強会等をして、この高いハードルと言われますけれども、ハードルというのは、裏を返せばこれを解決するためのヒントとして、我々前向きに捉えております。

そういったところを踏まえて、今後財政当局とも力を合わせ、今後のインフラ整備、港湾インフラ整備をしていきたいと思っています。

それに当たりましては可及的速やかに、官民一体となった面縄港施設整備並びに利用促進に関する協議会なるものを、来年度、早い時期に立ち上げ、先ほどからあるように、面縄港の評価に値すると言われる、地理的、文化的優位性を最大限に生かした基本整備計画をつくっていききたいと思っています。

○10番（永田 誠議員）

このことについて、町長はどういうようなお考えでしょうか。

○町長（大久保 明君）

このことは本当に私も、町長になった年に、今は亡き上木廣志議員が前後の議員大会で大大と発表いたしました。しかし、その頃は全く、県ももう全く相手にしない状況でありましたけれども、粘り強くその後も要望いたしまして、そしてやっぱり、時代が大きく変化してきたということなど、それから今回、昨日も申し上げましたけれども、奄振の内容が、物流の沖縄、さらにその先まで、いろいろこれはサツマイモなどもその可能性があるということで、その輸送コストも奄振の中で決定をしていきましたし、沖縄との連携ということが、初めて文言として出てきた中で、そのことは

いろいろ、今後のいろんな、世界情勢やら安全保障等のいろんなことが、恐らくバックにあるんじゃないかと思っておりますけれども、時代が大きく変化してきたというふうな中で、国もこのことをしっかりと地元で頑張ってもらいたいというふうにお願いもされておりますので、やっぱり、視野を広くしていった方が良いでしょう。

前ですね、伊藤祐一郎という知事がいましたけれども、環東シナ海経済は東シナ海だけで、日本のGDPに匹敵するぐらいの商業圏であると。もちろんですね、上海と中国の沿岸部、韓国を含めたらそのぐらいの価値の地域であるから、鹿児島は南に向かなければいけないということを話していましたけれども、まさにそういう時代を到来したことを、我々はやっぱり、しっかりと受け取って、奄振の内容もそういうふうになってきておりますので、そこまでやっぱり見据えた形での将来の港、そして、先生方がおっしゃるのは、面縄港というのは、歴史的にもう南西諸島の沖縄があれほど発展する前に、大きな港であったということが、沖縄の学芸員ですらそういうことを言い出した中で、古い歴史的な港であると。それが1,000年近くたってまた蘇っていくというふうなことを、もちろんロマンもありますけれども、それだけじゃなくて、南といかに交易をしていくかということが、日本全体にとっても、食料自給率を上げるという面においても重要な時代になってきたということなどを視野に入れて、我々も要望したし、国のほうも、十分の理解をするようになってきたというふうに思っておりますので、今は、これ、あるときある方が、徳之島に米軍基地が来るのが千載一遇のチャンスだということをおっしゃっていましたが、伊仙町にとって、この面縄港を開発するということは、まさに千載一遇のチャンスです。これをしっかりと受け止めて邁進していけば、それは実現するような歴史的背景、そして世界の経済的な背景が押していると。特に日本が何よりも食料自給率を上げなければいけないという流れにも乗っていけるのではないかと思いますけど、夢みtainな話かもしれませんが、私は、実現するという意思があれば、必ず実現すると思っておりますので、伊仙町議会みんな一体となってやっていけば、その夢は実現するだろうと思っております。

以上です。

○10番（永田 誠議員）

最後に、面縄港整備については、役場内で早急にプロジェクトチームをつくっていただき、事業がスムーズに進むように要望して、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（前 徹志議員）

これで、永田 誠議員の一般質問を終了します。

本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次の議会は、12月14日午前10時から開きます。議事日程は、一般質問であります。お疲れさまでした。

散 会 午後 3時20分

令和 5 年第 4 回伊仙町議会定例会

第 3 日

令和 5 年12月14日

令和5年第4回伊仙町議会定例会議事日程（第3号）

令和5年12月14日（木曜日） 午前10時26分 開議

1. 議事日程（第3号）

○日程第1 一般質問 （福留達也議員、井上和代議員、佐田 元議員）3名

1. 出席議員（13名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	井上和代議員	2番	久保量議員
3番	大河善市議員	5番	牧本和英議員
6番	佐田元議員	7番	清平二議員
8番	岡林剛也議員	9番	上木千恵造議員
10番	永田誠議員	11番	福留達也議員
12番	前徹志議員	13番	樺山一議員
14番	美島盛秀議員		

1. 欠席議員（1名）

4番 杉山肇議員

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 元原克也君 事務局書記 實夏三君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	総務課長	久保等君
未来創生課長	佐平勝秀君	くらし支援課長	稲田大輝君
子育て支援課長	久保修次君	地域福祉課長	大山拳君
経済課長	橋口智旭君	建設課長	高橋雄三君
耕地課長	稲田良和君	きゅらまち観光課長	上木雄太君
水道課長	富岡俊樹君	農委事務局長	豊島克仁君
教育長	伊田正則君	教委総務課長	町本勝也君
社会教育課長	中富譲治君	学校給食センター所長	森一途君
健康増進課長	伊藤晋吾君	選挙管理委員会書記長	重村浩次君
総務課長補佐	寶永英樹君		

△開 会（開議） 午前１０時２６分

○議長（前 徹志議員）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第１ 一般質問

○議長（前 徹志議員）

日程第１ 一般質問を行います。

初めに、福留達也議員の一般質問を許します。

○１１番（福留 達也議員）

皆さん、おはようございます。11番、福留でございます。

ただいま議長の許可がありましたので、第４回定例会において一般質問を行いたいと思います。

今年９月の定例会を最後に旧庁舎議事堂での議会を終え、一昨日開会した令和６年度第４回定例会からは、新庁舎内のこの議事堂で行われております。新議事堂の開場式において町長が述べられていたとおり、これまでの約70年間、伊仙町の政治をつかさどってきた旧議事堂を後にし、この新議事堂において、これからの新しい伊仙町の歴史をつくり上げていくわけであります。

今を生きる我々のことばかりではなく、先人たちの思い、そしてこれから生まれてくる人たちのためにも、議会と執行部が知恵を出し合い、本町のさらなる発展に努めなければなりません。時には激しい議論もあるでしょうが、執行部から提出されている議題に対し、常に町全体の利益の観点から、是々非々の立場で臨んでまいりたいものであります。

本日このように一般質問を行える立場にいることにに対し、改めて町民の皆様に感謝申し上げるとともに、その負託に応える努力を惜しまないことを肝に銘じ、議員活動を行ってまいりたいものであります。

それでは、通告に従い一般質問を行います。

まず、伊仙町総合計画及び総合戦略について伺います。

１点目として、令和７年３月末までが実施期間であります第５次総合計画並びに第２期総合戦略について、両者の違いとこれまでの成果を伺いたいと思います。

次に、この計画策定、検証に関する条例改正が、今回の定例会において可決されました。令和７年４月から開始される第６次伊仙町総合計画及び第３期伊仙町総合戦略は、来年度、令和６年度中に作成し、令和７年度から運用を開始していくのでありますが、今後どのようなスケジュールや内容で、計画策定に向けた作業を進めるのかを伺います。

またこの条例は、計画策定がなされ事業が実施されている中において、経過途中の修正や、終了後の検証の意味合いをもってされる検証作業を行うことを定めた条例でもあります。この検証作業が、この約９年間の間、どのように実施されてきたのかも伺いたいと思います。

３点目として、この計画は町政運営の基本となる重要な計画であります、行政主体のまちづく

り計画ではなく町民総参加のまちづくりを実現するために、どのような方法で町民の声を反映させていくのかを伺いたいと思います。

大きな2点目として、徴収対策の現状について伺います。

町が主体となっている徴収業務のうち、昨年度決算において、極端に徴収率の低かった公営住宅使用料約51.9%及び農林水産業分担金9.4%の徴収率でありました。これらの徴収率、徴収対策について、現状をどう改善されているのかを伺いたいと思います。

大きな3点目として、大型公共工事の進捗状況について伺います。

通告してありました新庁舎に関しては、全員協議会、それと昨日の美島議員の一般質問の中でも説明がありましたので省略して、工期が令和7年3月末ということによる不都合というのかな、そういった他に影響が及ばされていないか、その点に関して答弁をお願いしたいと思います。

最後に、喜念小学校建築工事も行われておりますが、改めてこの工事の当初の完了予定工期と現時点での予定工期を伺いたいと思います。

以上で、1回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○町長（大久保 明君）

福留議員の質問にお答えいたします。

第5次伊仙町総合計画においては、「雇用・定住・所得増に挑戦する活気あふれるまち」、第2期伊仙町総合戦略においては、「集中から分散へ」「生涯活躍のまちづくり」をテーマに掲げて推進してまいりました。

まず、「集中から分散へ」でございますけれども、この象徴的なことは、全ての小中学校を存続するということで決定したことから、特に小規模校区には、この計画の中で住宅をどんどん造っていきまして、この10年間では児童生徒が180人増えるという結果が出てまいりました。

この数年間、出生数はありますけれども、町内から町外への若者の移動が統計上見られておりますので、この方々をさらに伊仙町に引きつけるような政策を進めて、もっともっと人口が安定するように政策を進めていきたいと思います。

次期に当たりましては、世界自然遺産に登録されました。これを大きな町発展のチャンスとして、あらゆる政策を進めていく必要があると思っております。東部、中部、西部、特に伊仙町西部の暗川から断崖、小原、そして鹿浦川・阿権川の溪谷、これは世界的に類を見ない琉球石灰岩の下に、数え切れないぐらいの鍾乳洞があるわけであります。その鍾乳洞が、大地の下にV字谷をつくった理由というのは、この前専門の学者から聞いて初めて分かりました。

なぜ、鹿浦川溪谷がそのような70m、80m級のV字谷ができたかというのは、もともとあった鍾乳洞が大きくなってきて、突然屋根が陥落してあのような形になって、川に水が流れるようになって、あのような日本で唯一無二の景観を創り出しているということは、この自然遺産になった中でも大変世界的な価値があると学者の方々がおっしゃっておりました。これを含めてその開発をしていくということが、伊仙町の重要な自然遺産の中で取り組んでいく次の大きな課題ではないかと

思っております。

人口減少問題に関しましては、統計を見ますと、この10年間、社会的には人口は微増であります。ただ、亡くなられる方々が毎年のように増えてきているという状況の中で、今後その1つの政策として、伊仙町が8年前に開きました農福連携事業が、かなり、想像以上に、予想以上に推進している状況でございます。このことは、県、国も高く評価しております。

例えば、キノコにじいろクラブにしても、面縄でやっているブルー・スカイにしても、彼らの活動は、県内どころか全国的に高い評価を受けているわけでありますので、こういう優秀な方々が島のために頑張っていくことに関して、町としても最大限の協力をして、いろんな補助事業の獲得等に努めてまいりたいと思っております。

いずれにしても、障害のあるなしにかかわらず全ての町民が活躍するという私たちが打ち上げたことは、今まさにその流れの最先端にあると思います。

そしてもう一つ、これから重要なことは、奄振の中でも、沖縄との連携ということが明記されました。ですから、いろんなサツマイモの輸出にしても、沖縄からのほうにどんどん輸出することができると、それから、いろんな航空運賃の問題とか輸送コストの問題も、沖縄と連携を取るということは、沖縄にこの補助率が近づいていくというふうに、私は間違いないと思います。

そういうふうな方向で行くときに、我々は南に開かれたこの沖縄との連携、その先には、農業においてもコーヒーにおいても、東南アジア、台湾という大きな消費地があるということを考えていけば、この島はある意味では非常に有利な場所にあるのではないかと思っております。

そういうことを、町民の方々がしっかりと自信と誇りを持って、また出身者の方々も、自分たちの生まれ育ったところは大変辺鄙な条件不利な地域だと思っていましても、時代の変化の中で、安全保障も含めて非常に発展性のある、可能性のある自治体であるということを、これから町民の方々がしっかりと自信を持ってやっていくことがあらゆる課題を解決していくし、それから伊仙町は、カムイヤキという文化は、今やかなり高く評価されておまして、琉球王朝ができる以前に、カムイヤキのあれほどの釜を、南西諸島から台湾、九州本土まで交易した方々がこの伊仙町にいたということは、そこから琉球王朝の、今、学芸員の話聞いたんですね、そのときの方々がカムイヤキの販売で沖縄に行って、その流れから琉球王朝ができたのではないかとという学者が大分出てまいりましたので、これほどの立地条件のいいこの地域を、これからもどんどんやって発展させていかなければなりません。

デイゴという花が面縄の上のほうにありました。山にもあります。加計呂麻にもある。それから喜界島にもあるんです。あれは、琉球王朝が南西諸島を支配したときに、その島の拠点となるところにデイゴを植えたというのが、そういう明らかな事実がありますので、面縄港は満を持して、昔のこの島の中心の港だったということを証明されましたので、そのことも含めて、今後、安全保障の問題、それから農業生産額を国としてもどんどん上げていかなければならない時代に、新しい土地改良を今までできなかったところ、いろいろ難しかったところを、新しい技術、そして新しく農

家の方々と、2代目、3代目と交渉したら、土地改良が進む場所がかなり出てくると思います。そういった意味で農業生産額を飛躍的に伸ばしていける可能性があるのは、県内においても伊仙町ではないかというふうに考えておりますので、そういう未来を見つめながら、これからの第6次伊仙町総合計画の中に、そういうことも含めて加えていけたらと考えております。

以上です。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

福留議員の1番目の質問事項について答弁いたします。

まず最初に御礼申し上げます。来年度伊仙町総合計画並びに総合戦略策定に当たりまして、一般質問をいただきありがとうございます。

今回の一般質問の内容を踏まえて、我々担当課また関係各課とともに、町民総参加のまちづくりに向けた内容のある計画等をつくっていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、1番目の総合計画並びに総合戦略の違いについてからまずお答えいたしたいと思えます。

総合計画とは、行政運営を計画的に進めていくためのもので、一般的にまちづくりの設計図と言われております。総合計画に掲げた将来のまちの姿、将来像を実現するため、大きな分野の政策方針、いわゆるまちづくりの目標を定め、その方針に基づいて全ての分野の基本的な施策を定め、その施策に基づいて具体的な事業を決めて、優先順位をつけながら予算を確保し、まちづくりを進めていくものとして位置づけられております。

一方、総合戦略とは、全国的に進む人口減少とまちの衰退を食い止めるため、地方創生、まち、ひと、しごとに視点を置き、行政をはじめ市民、地域、団体、企業など、まち全体でまちの活性化に取り組む計画として位置づけられております。

両者の違いについては、以上であります。

○11番（福留 達也議員）

はい、ありがとうございます。

総合計画というのが、私なりにまた調べたところでは、総合計画というのが10年間の計画だと。で、総合戦略は5年間の計画、これの内容的なものは、5年間の総合戦略というのは、10年間の総合戦略を凝縮した重要な部分、特に重要な部分を拾い集めて載せてある、そういった計画の違いと、そういった理解でよろしいですか。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

福留議員のおっしゃるとおりでございます。

○11番（福留 達也議員）

また、総合計画というのは、それぞれ地方自治体の中で、全ての計画の基本中の基本であり行政運営の最上位の計画であると。これが来年度に、令和6年度中に終了して令和7年度から進んでい

くと。新たな総合計画なり総合戦略なりがなっていくと。

そういった中で、令和6年度中にはきちんとした案を練って進めて、来年度中にいろんなアンケートを取ったりとか事務説明会を開いたりとか、そういった形で進んでいくわけです。

最初に聞きたかったこととして、これまでの第5次総合計画、来年度中で終わる、それが10年前につくられて、その大きな目標というのかな、10年後の伊仙町の姿を3つに要約してあります。

例えば1点目が、保健医療・福祉が充実し、赤ちゃんからお年寄りまで健康に暮らせるまち。

大きな2点目として、農業の振興を中心に産業が立ち上がるまち。

大きな3点目として、世界自然遺産登録・定住促進に取り組み、交流人口を増やす。

先ほどの町長の大きな視点からの説明、これありますけれども、実際この10年間を振り返って、この3つが順調にきている部分や、ちょっと足りなかったなと、今後改善していかなくちゃいけない、そういった部分があるようであれば、お聞きしたいと思います。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

福留議員のただいまのご質問にお答えします。

ただいまご質問がありました3点の基本構想が、平成27年度の策定時に示されております。そこから今9年が経過したところでありますが、まず1点目の「保健医療・福祉が充実し、赤ちゃんからお年寄りまで健康に暮らせるまち」に関しての主な成果として挙げられるものを述べていきたいと思えます。

もろもろございますが、一部をご紹介しますと思えます。まずは、地域サロンの充実、そして東部に保育所が設立されましたが、その他認定こども園などの設立、不妊治療費の助成、放課後児童クラブや見守り等を含めた長寿子宝社の設立、そして教育委員会が進める親子留学の推進などが挙げられます。

2点目の「農業の振興を中心に産業が立ち上がるまち」に関しての主な成果としては、大手企業との連携による徳之島コーヒーの生産・販売、農福連携事業の推進、ふるさと納税の返礼品や有名レストランとのコラボレーションを通じた地場産・農畜産物の販売・促進、農業支援センター・青緑の里の設立などが主なものとして挙げられます。

最後の3つ目の「世界自然遺産登録・定住促進に取り組み、交流人口を増やすまち」の成果については、この名のとおり、世界自然遺産登録がなされました。それに伴うエコツアーガイドの育成等々が、施策が進んでおります。それと、定住促進につきましては、公営住宅の整備の充実と民間資金を活用した住宅整備、安心・安全な水の供給と町道整備などのインフラ整備の充実、企業誘致につきましては、サテライトオフィスを拠点としたものなどが挙げられます。

この3つが、この10年間の計画の中で、主な成果として挙げられるところであります。

○11番（福留 達也議員）

ありがとうございます。

こう振り返ってみて、いろんな事業、この総合計画で立てた具体的な事業をこうして実施されて

いるのかなと思いました。その反面、課題も恐らくあると思います。例えば、小規模校区に町営住宅を建設して、どんどん人の流出を防ぐための政策、これで小学生が、先ほどおっしゃったこの10年で180名増えたとかこういったすばらしい成果があると思います。

また、後の質問ともちょっと重なるんですけれども、例えば、住宅を建てるのはいい、政策的に建てていくのは本当にいいことであると思う反面、住宅使用料の徴収率が半分だと、こういったことの課題、これは1つでありますけれども、それぞれ今課長が述べられた、実施されてきたこの事業の成果もある反面、課題も恐らく分かっていると思います。

そういった課題が、どんな課題があって、これは次の次期10年の総合計画の中に、こういったふうに改善して盛り込んでいくのか、そこいらあたりもお聞かせ願えたらと思いますが。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

これまでの成果を踏まえましての今後の反省等ですけれども、まずは、今、国の喫緊の課題と捉えている少子化対策であります。異次元の少子化対策等々、子ども、少子化に対する施策が講じられておりますが、本町におきましては、今後、少子化対策、具体的にどのような形で取り組むか、特に、伊仙町が先陣を切って行われたという出生祝い金とかの見直しとかも、いろいろと議会の皆さんのほうからもご提言いただいているところでありますが、そこも含め、また保育園、幼稚園、小学校、中学校含めてこういった形で教育を施していくかということも今後の課題だということで、現在取り組んでいるところであります。

あわせて、また農福連携につきましても、現在、経済課を中心に進めている事業がございますが、それと併せて、農業生産額、先ほど町長から申し上げましたとおり、農業生産額の向上に向けて、農家育成も含めてどのような形で取り組んでいくか、そして食料自給率の向上につきましても、やはり町長のマニフェストにもありましたとおり、加工施設の整備等もやはり計画していかなければいけないなということで感じております。

そして、インフラ整備につきましても、町長の答弁にありましたとおり、主な整備が、この今後10年後に向けて一番重要な政策の1つではないかなということで認識しております。そういったところが、これまでの伊仙町の成果を踏まえて、改めて内容の見直し、効果検証を含めて、今後10年間、どのような形で政策を展開していくかというところを検討する余地があるのかなというところで考えております。

○11番（福留 達也議員）

分かりました。

この少子化対策、人口が増えるまちというのが本当に目玉であります。皆さんご承知だと思うんですが、以前総務大臣をして元岩手県知事であった増田寛也さんという方が座長を務める日本創成会議というのが、2014年に増田レポートというのをを出して、全国で1,700ある自治体が、約896ぐらいに減ってしまうと。東京一極集中が進んで、子どもを産める女性が東京にばかり集まっ

て、子どもが生まれないそこは生活が厳しくて、子どもが生まれない、人口が減っていく、こういった流れで東京一極集中というのを是正しなきゃいけないということで、地方創生、そういったのが始まってきているんですけども、なかなかまだまだ改善されていない状況であります。

先ほど町長が言ったように、この伊仙町も社会的人口増というのはもちろんあるんですけども、やはり自然現象というのかな、自然的な人口の増減、生まれる人よりも亡くなっていく人が多いこの現状というのは伊仙町ももちろんあって、自然的な数の人は減っている、だけれども入り込んでくるそういった人たちが出ていく人よりも多い、そういった社会的な人口増であると思います。

こういった政策、ずっと進めていかなきゃいけないのはもちろん分かるんですけども、1つ思うことは、日本全体が、2014年当時1億2,000万いた人口が、2050年には1億を割り込むと言われているわけです。どう転んだって人口というのは減っていくわけですね、日本の。そういった中で、減っていく中で、そういった中で豊かな暮らしというのかな、町民が満足できる生活、そういったところにも焦点を当てながら、もう減っていくのは仕方ない、だけどそういった中でどうすれば豊かに暮らしていけるか、そういう政策というのをもうちょっと考えて、まあ考えているんでしょうけれども、そういった政策というのはどう思いますか。

○町長（大久保 明君）

例えば、日本が1億人を突破した頃と、これから1億人に減っていくときの年齢構成というのが、もう劇的に変わってくるわけですね。ですから今のままでいくと、働く人がどんどん、まあ我々今定年70でもさらに上げていかないと国が維持できないような状況であることはほとんどの方が理解しているわけですから、そういう社会の中にあっても集中から分散という町内の話をしましたけれども、今やはり日本の国土の、私がこういう一町長がこんなことを言うべきではありませんけれども、理想としたら、東京一極集中、本気になって地方に分散する制度をつくらない限り、日本の人口減少というのは止めることはできないと考えておりますので、これ諸外国は、例えばヨーロッパでもアメリカでもそうですけれども、韓国、日本、中国もそうですけれども、異常に都市に人口が集中しているという状況は、やっぱり是正していくことが大事じゃないかと思います。

フランスでもドイツでも、大都市というのは数少ない状況で、ほとんどが地方都市が発展しているわけです。そういうまちづくりを、我々日本もやっぱり改めて目指していくことが大事ではないかと私は個人的には思うし、世界的な流れはそうだと思いますので、そういったことで集中から分散というと考えていますし、交流人口もこれからいろんな制度の中で、今教育委員会でやっているような制度を拡充していくとか、まさにサテライトオフィスというのが当然のようになってきた中で、モスク・クリエイションの誘致をしたときに、あのときに23社が視察に来ましたけれども、あれは国の予算で来た中で、なかなか来ていただけなかったということもありますけれども、ただ、いろいろ教育問題とか福祉問題などで個別にいろんな企業の、伊仙町へのサテライトオフィスから、そしてそれを拡大していくようなことは、これからの徹底した努力と我々のアピールで可能であると思うし、この前JALが初めて、今赤字ですけども、黒字転換、コロナで大分赤字になったん

ですけれども、黒字転換したら、大阪・徳之島便を、毎日ということは難しいですけれども、徐々にやっていくというような構想を今考えている状況だそうなので、そういった直行便の来島、そしてこの前、数日前ある方と話をしていましたら、山にホテルがあったときに、そのときの航空会社、広島にあった会社ですけれども、東京から直行便を何回か飛ばしとったらしいですね。そういった観光客、あそこはホテルがありましたから、そういうことなどを考えていけば、総合戦略も含めて沖縄との連携も含めて、やっぱり徳之島空港というのを直行便がずっと来れるような島づくりをやっていけば、そこには、今東京から三菱重工業でもそれからNTTデータの方々も日帰りですね、東京から。朝6時20分に乗って帰りは7時の飛行機で帰って、そういうことは大手はもう既に徳之島日帰りということをやっている時代でありますので、距離的には直行便ができたならさらに可能性が出てくると思いますので、人口は減っていくことは当然でありますけれども、それをそのままにしていっていいわけではないということで、集中から分散という考え方を伊仙町も徹底して推進していけば、県においても一極集中、例えば鹿児島市一極集中ももう止めたほうがいいと。東京一極集中はとんでもない話、世界的に見てですね。そういう政策が、なぜ国はしないのかなと田舎にありながら考えておりますので、それはそういう自治体を伊仙町はつくり出して、モデルとなっていける可能性あると思うし、地方から、地方の自治体からこそ、本当の改革・変革はできないのではないかというふうにも私は考えておりますので、その辺のところ、伊仙町議会の皆さんと、かんかんがくがく議論をしながら、この町がいかになら発展していけるかということを、志を高くして、そして議会の方々のモチベーションももっともっと上がっていくことが、新しいこの庁舎ができた第1回目の議会の中で、私は皆さんとともにそういうまちづくりに向かっていく大きな始まりではないかと考えておりますので、今後ともまたいろんな叱咤激励をよろしくお願いしたいと思います。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

今、町長の今後の施策についての総論に伴って、各論で、私、担当課として具体的に取り組んでいる政策について今ご紹介したいと思います。まず、人口減少につきましては、今日本の特殊出生率が2人以下の状態だと思うんですけども、自然減少を食い止めるためには、最低限出生率が2人以上いないとこのまま自然減はもうする方向に進んでいくということで、僕らもいろいろと聞かせていただいているところなんですけども、つい先日、企業誘致の一環で、企業のほうに誘致するためにいろいろとお話を伺いました。その中で、やはり今町長がおっしゃられたように、首都圏で働いている方はもう、通常、勤務に追われて家族とゆっくりする時間もないと。子どもと話をする機会もないというところで、なかなか子どもを産み育てるという環境がなかなか厳しいという話を、これが今社会全体の問題ではなくて企業の問題としても捉えられていると。いわゆる企業も、やはり利益を生まないといけませんので、人口が減れば減るほど企業の利益が減っていくということの観点から、そこの社員の家庭に関する価値観、そういったところにもやはり今後集中的に対応をしないといけないというお話をいただきました。

その中で、伊仙町が今、出生率が常に全国で上位にいるということの土壌に対して、こういった

環境が伊仙町にあるのかというのに大変興味深く感じているということで意見をいただき、また近いうちに、早くても年明けぐらいに、社員の方向名かそろって伊仙町に訪問したいということを行いました。

あわせて、伊仙町の基幹産業である農業にも大変興味を持っていらっしゃって、我々としても今農業をする中で、来年年明け、早くて2月から3月、4月にかけてジャガイモの収穫等があるんですけども、やはりそのときはもう最盛期ですので、猫の手も借りたいほどですという話をしたところ、我々がそういったところを行ってジャガイモ掘りの体験を含めてやってもいいんですかという話をしたら、それはどうぞ来ていただきたいと、またそれが気に入っていただけたら、毎年、そういったところの交流も、関係人口の交流とかもできるので、ぜひいらっしゃっていただきたいということでお願いをしたところ、また会社のほうでも前向きに検討するというのでやっていますので、こういったところを一つずつ積み重ねて、交流人口、関係人口を増やしていき、最終的には定住人口増につなげていければなというところで考えております。

○11番（福留 達也議員）

ありがとうございます。

本当に、町長と課長の話を聞けば、確かにそのとおりなんだろうなと思って聞いておりました。言ってみれば、こういったものは本当に国が本気にならないとなかなか改善できないのかなと。僕ら、島に帰ってきて島での暮らし、忙しいときは忙しい、だけれどもそれなりの収入があって、またいろんな人と交わりながらゆっくり飲みながら、そういった労働の後のまた喜びもかみしめながら充実した日々を送れる、そういった面では本当に、東京あたりでただただ働いて収入を得て、収入を得た後じゃあ有意義にまた余暇を過ごそうとか、その元気がないぐらい仕事に追われて、そういった生活は、果たして人間的にどうなのかなと思ったりすることもあります。

これはやっぱり、企業がどんどん競争ばかりを追い求めていけば、それはそうなっていくんだろうなと思いはするんですけども、国がどこかの時点で、こういったのは改善しなきゃと本気に思わないことにはどうしようもできないのかなと思っております。

先ほどの徳之島、この伊仙なり、こういったところでの人口が微妙に減っていく、そういった中でも豊かな暮らしをできる、そういった環境として1つ、先ほど町長も定年制度のことも言っていましたけれども、今現在の役場職員を例えれば、役場を定年した後も再任用ということで65まで働けると、実際、だけど65で再任用を終えた方の話をこの前聞いたら、まだまだ元気で70過ぎても働きたいんだけど役場では働くことができないと。慣れた仕事で延長で頑張りたいんだけど、そういったのもできないと。

こういったところというのは、地方自治体独自に、定年の年齢の枠というのは変えることはできないんですか。例えば、65で再任を終えるじゃなくて、70まで引き延ばすとかですね。そういったことは不可能でありますか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

定年が来年度から延長になるわけなんです、この再任用制度というものについては65歳という制限がございますので、これを町独自で70歳に持っていくということは今できない状況であります。

○11番（福留 達也議員）

段階的に定年の年齢が引き上げられていくんですけれども、最終が65でしたっけね。65で定年した人はもうその時点でもう再任用はなしということで、もう70まで再任用とかそういった話ではないわけですか。

○総務課長（久保 等君）

また国の方針等が変わってくる可能性はありますが、現時点では、今議員がおっしゃられたとおりに、定年延長になったとしても、それが65ということでございます。

○11番（福留 達也議員）

こういったところが矛盾しているところですね。少子高齢化で働く人が少なくなっている、どうしたものかなというときに、働きたくても、働きたいんだけど働く場所がないとか、こういった縛りというのはやっぱり、まあ国の問題だからこっちで議論したって始まらないことなんでしょうけれども、こういったところにちょっと疑問を感じる次第であります。

農福連携の話もありましたので、そちらに話題を移したいと思いますが、今、この前から話が上がっているブルー・スカイ農園、いろんな支援をして、バレイショの選果機を入れたりとかやっております。このジャガイモの問題として、そうか病という病気があります。けれども、これは一皮むけば中身は全然正常なジャガイモと変わらないと、このそうか病ということで、規格外で廃棄処分されているジャガイモ、これどうにかできないかと何十年みんな頑張ってきてやっておりますけれども、これがなかなかうまくいかない理由として、北海道産のジャガイモは、まあそれは人によって違うんでしょうけど、北海道産のジャガイモよりも直接その島の赤土バレイショのほうがおいしいと私も思っているし、多くの方はそう思っているんですけれども、加工に回すとなった場合には、この島の赤土バレイショは水分が多くてなかなか加工処理で販売していくというのが難しいという話を聞いておりますが、こういったのは経済課長、分かりますか。聞いたことありますか。

○経済課長（橋口 智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

現在、徳之島で植えられているバレイショの8割程度が、ニシユタカという品種になっております。この品種は、生果ではもちろん優れているんですが、加工となると水分量が多くて、マッシュ等をして水分が出てくるといった芋になっております。最近入ってきているのが、ホッカイコガネという加工用の品種がありまして、そういったものであればうまくマッシュ等加工することができる品種となっております。

しかしながら、現在徳之島ではニシユタカがメインの品種でありますので、このニシユタカの加

工方法、角切りで出すのかそれともマッシュよりも砕いてペースト状でお菓子の原料などとして出していくのか、そういったところは、先月も鹿屋にある県の食品加工センターのほうで実証の成果発表がありましたので、情報を得てそういったものに取り組んでいければと考えているところです。

○11番（福留 達也議員）

そうなんです。生果として食べる分にはおいしいけど加工には難しいということで、これまで本当に言われてきていて、どうにかこれを廃棄処分から有効活用したいというのが難しい点であったと思います。

また、今度は榮さんのところでやっているそこに、そういったまた加工がうまくできる年商5,000億ぐらい売り上げている商社の方が見えて、うまい具合にやっていきたいという話もあるので、ぜひ経済課もそれと関わって方策を見つけてほしいと思います。

それとまたジャガイモだけに関したら、4月ぐらいに収穫が終わって、その廃棄処分するやつを加工に回すといったって、それは一、二か月で終わることです。で、加工場を造った、だけど2か月ぐらいで6月ぐらいまでそういった処理が終わった、じゃあ造ったその加工場をあと10か月遊ばすかという、それはまたできないことであって、その代わりに年2回取れるサツマイモ、それを植え付けて、沖縄での需要がものすごいあると、こういった話は聞いたことがありますけれども、これ経済課どうですか。聞いて、現実味がある話だと思いますか。

○経済課長（橋口 智旭君）

議員の質問にお答えいたします。

加工施設をバレイショで整備したところで、4月、5月ぐらいの期間で、加工施設の稼働が止まってしまうというのが現状でございます。

その夏場の空き期間を活用してサツマイモの加工という話は、本法人からも話は来ているところでございます。また、本法人においては、夏場の農福連携によって来ている人たちの夏場の労働の対策といたしまして、葉物野菜の栽培、また我々取り組んでおります徳之島コーヒのほうにも入っていただいて、そういった除草作業の手伝いなど、夏場の雇用対策としてもしっかりと考えているところでございます。

○11番（福留 達也議員）

分かりました。

いろんな話が上がって、いいなと思いつつもなかなか厳しい現実があったりするのはいさようがないことだと思っておりますけれども、一つ一つ、また今回、私も知人でありますけれども、徳之島をどうにかしたいという思いでまたみえる方がいるので、ぜひ紹介するので、また話合い等持っていたきたいと思います。

2点目の今後のスケジュールですね、お聞きしたいと思います。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

2点目の、計画策定に関するスケジュール等についてですが、今回の計画策定に関する条例

改正については、主に、総合計画と総合戦略を一体化することにより両計画の整合性が図られると同時に、先ほどから言われている効果検証なども効率的にできることで提案されたところであります。

その中で、今後1年をかけて、町民、児童生徒ほか関係各位を対象としたアンケート調査の実施、意見交換集落座談会といった作業を、順次進めていく予定にしております。

○11番（福留 達也議員）

職員や住民へのアンケートを取りながら、集落座談会等を持ちながらしていくんでしょうけれども、次期総合計画の柱的なものは、ほぼ現計画と一緒に感じなんでしょうか。

また新たな目玉というのかな、3本柱というのかな、それはどういった感じになっていきそうですか。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

次期計画におきましては、第5期伊仙町総合計画で、先ほど立てられた3つの柱をベースにまず集落座談会を通して皆さんの意見を聞き、その検証を踏まえつつ、次期計画の柱をしっかりと決めていきたいなと思っております。

その中で、行政のほうでは、先ほど申し上げたとおり、第5期伊仙町総合計画で定めた3つの柱で達成し得なかった部分を補完するとともに、今の時代に即した形で対応していきたいと思っております。

あわせて、総合戦略につきましては、国のほうから基本指針というものが、そのたびに目標が示されますので、それと伊仙町との現状、その現状というのは、いわゆるアンケートですとか、住民の皆様のご意見を踏まえてこの計画の柱ができていくものだと思っております。

以上です。

○11番（福留 達也議員）

分かりました。

伊仙町は、全国で120、130ある企業版ふるさと納税を受け取れる団体であります。これを受け取れる団体になるためには、この総合戦略というのをつくらなきゃいけなかったわけでしたっけ。どうでしたっけ。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

企業版ふるさと納税につきましては、今おっしゃった内容にほぼ間違いありませんけども、まず総合戦略を策定すると同時に、地域再生計画というものを策定します。それを併せて内閣府のほうに申請をし、認定を受けた暁には、その企業版ふるさと納税等を、総合戦略の施策に基づいた、地域再生計画の内容に基づいた事業をするという目的に沿って、企業版ふるさと納税が頂けるものだというところでしております。

○11番（福留 達也議員）

分かりました。

何て言うのかな。総合戦略をつくり、地域再生計画というのをつくり、内閣府に提出して認めてもらおうと、そういった認めてもらえたら、企業版ふるさと納税を募集できるということでありますね。

次の大きな目玉として、先ほどから課長が言っているように、今の計画であるこの3つの柱で成し遂げられなかった部分も補完しつつ進めていく、また次の計画ではこの前からずっと出ている主な項を、ああいったものもまた恐らく載っていくんだろうなと、子育て政策ももちろん載せなきゃいけないんだろうなと、そして今出てきた企業版ふるさと納税、これを活用しながら進めていけたらと思うんですけども、これまでの実績で、企業版ふるさと納税でこれに使ってくれという目標というのかな、指定されるので多いのはどういった事業なんですか。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

基本的には、教育のほうが目として多い状況でございます。

○11番（福留 達也議員）

一般寄附もそうだと思うんですけども、やはりいろんな事業、政策あるんですけども、基本中の基本、やっぱり今後伊仙町を担っていく人材をどう育成するか、そこいらあたりは本当に非常に大事で、寄附する方もそういった観点で見ているのだなと、いつも寄附の内容を見て思っております。

今後ぜひ、企業版ふるさと納税もそういった感じで人材育成に重点的に使っていただけるよう、その要綱をしてつくっていただきたいと思います。

次の、検証に関してに移りたいと思います。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

効果検証におきましては、令和6年度が計画最終年度になっております。総合戦略も同じくそうありますが、計画については主に総論を述べていただいているところですけども、総合戦略の中で、その総合計画で掲げられた基本構想・理念に基づいて具体的に何をするかというのが総合戦略の中で数値化されているところであります。

その数値化するに当たっての効果検証、来年度の振興計画の審議会の中で検証する中でというところで今しておりますし、また、この計画策定に当たっては、どうしてもコンサルタントのほうに業務委託しなければいけないところもありますので、その中で効果検証をするところも、業務の一環で対応していただきたいと思います。

あわせて、今後、新たな計画並びに総合戦略を、複数年経過した後に効果検証するのではなく、毎年各課・部局が挙げた施策がどれだけの進捗があるかというのを、常々効果検証、各課・部局が

独自にしながらやっていけるような体制づくりをしていきたいなということで、今の時点ではそのような形で思っております。

○11番（福留 達也議員）

分かりました。

10年という長いスパンでの計画でありますから、これにもあるように、前期、中期、後期と、3年毎、3年、3年目、4年目、3年目と、こういった形で検証をして、この計画が、10年計画と言ったって、多少の修正等が必要になってくるわけですよ。そういったときに、こういった3年、4年、3年、そういったスパンで検証しながら計画的、効率的に運用できる、そういったことも続けていっていただきたいと思います。

重なるんですけど、3点目の住民説明会、何かありますか。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

3点目の住民・町民の声を反映させるためにということですが、昨日も大河議員の質問にありましたとおり、集落座談会を、来年年明けから始めていくところであります。その中で、何より町民の皆様の声を聞くに当たっては、ざっくりした形で聞いていくことももちろん重要であると思いますが、我々としては、その座談会の内容を密の濃いものにしたいと思っていますので、今一般質問でいただいた内容、今の基本計画、ごめんなさい、総合計画の3つの柱に基づいて、町民の皆様の視点でどのように捉えられているのかという率直なご意見をいただきたいなと思っています。

あわせて、今後10年後、伊仙町がどうあってほしいかということも、この二極化に分けて町民の皆様に問うていき、それをベースに我々が、行政が、おのおのどういった施策が具体的に必要なのか、というのをしていきたいなと思っています。

もちろんその策定の段階では、議員の皆様も住民の代表でございますので、議員の皆様との意見交換も、この策定の中の過程の中で組み込ませていただきたいなと思っております。

以上です。

○11番（福留 達也議員）

分かりました。

大きな柱を持ちつつ本当に住民の方の忌憚のない意見を聞いて、それをまた全てが全て反映できるわけではないんでしょうけれども、そういったのを組み入れたことをやっていただきたいなと思います。

これらの計画は、町政運営の基本となる重要な計画でありますので、数多くの住民の意見を聞き、政策面からの方向性、事業実施可能な財源確保等の見通しなどについても正確な根拠を基につくり上げていくことを要望して、次の質問へ移りたいと思います。ありがとうございます。

大きな2点目としての、徴収対策について聞きたいと思います。

まず、公営住宅使用料管轄の建設課のほうからよろしくお願いします。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

令和4年度公営住宅料の徴収率51.9%の内訳として、調定額1億39万9,760円に対し、収入済額は5,213万8,600円であり、収入未済額が4,826万1,160円になり、徴収率は51.9%になります。

令和5年度公営住宅料の現時点での徴収率の内訳として、調定額1億190万1,660円、前年度より150万1,900円増に対し、収入済額が3,520万5,690円であり、収入未済額が6,669万2,970円になり、徴収率は34.5%になっております。

徴収率だけでは分かりづらいのですが、例年の滞納分徴収額は200万円前後に対し、今年度は既に262万円の徴収を実施しております。しかし、滞納分の徴収額より、現年度の使用料収入未済額のほうが高額になっているため、滞納繰越額は増えているのが現状でございます。現年度の使用料収入未済額をどのように減らしていくのが課題になっております。

令和5年度徴収の取組としましては、家賃徴収会議を毎月実施し、徴収目標を設定した中で家賃徴収計画に沿って、徴収に取り組んでおります。現在は、滞納者に電話連絡を行い、支払いを促し、昼間徴収を実施しております。年末には督促状を送付し、期限内にお支払いいただけない場合は、連帯保証人への連絡及び請求を実施します。令和6年3月から4月に、夜間徴収を実施していきたいと思っております。

○耕地課長（稲田 良和君）

福留議員の現時点における徴収率及び徴収対策についての質問にお答えします。

現在の農林水産業分担金の徴収率は14%となっております。徴収対策については、9月末より課内会議をし、今後の徴収計画をどのように進めるか打合せを行いました。畑かん同意取得時に徴収を行ったり、また、今月中に通知書を送付し、農繁期に合わせて夜間徴収を計画しているところでございます。

畑かんの負担金については、令和4年度より農家負担金がありませんが、それ以前の負担金については農家引渡しはまだ終わってない地区がありますので、確定次第徴収を行っていききたいと思います。

○11番（福留 達也議員）

建設課長に聞きますけれども、結局、徴収というのは年間を通じてやっていくんですけれども、昨年の今頃と比較して、向上されたということですか。向上されているということですか。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

滞納額徴収分については、向上されていると思っております。

○11番（福留 達也議員）

他の職員から聞いたんですけれども、今の担当者が、本当に丁寧に粘り強く電話をかけていると。その成果かなということでもありますけれども、そういった感じ、課長としても受け取っております。

すか。

○建設課長（高橋 雄三君）

議員のおっしゃるとおりだと思います。

○11番（福留 達也議員）

毎年、これまでも担当者が頑張ってきたんですけれども、この電話作戦で丁寧な対応して徴収率が上がってきていると。その担当者にも聞いたかったんですけれども、これ実際その実感として、結局電話作戦で払っているということは、これ、僕はこれまで思っていたところは、払えるのに、払えるのに、払いたくても払えない人がいるのかなとそう思っていたんですけれども、いろいろ対応で、払えるけど払っていなかった、そういった方が多かったということですか。

○建設課長（高橋 雄三君）

いえ、そこら辺の現状は自分からはうまくは言えないんですが、うちの担当職員の粘り強い交渉と誠実な対応により、支払っていただけているものと思っております。

○11番（福留 達也議員）

そういったところなんでしょうね。

ここで一つお願いをしたいところは、払えるのに払わない、そういった人たちは問題外なんですけど、払いたくても払えないという方もやっぱり出てくる、分かると思うんですよ。そういった方は別の対応として、くらし支援課とかハローワークとか、そういったところにつなぐ役割というのも徴収の方にはしていただけたらと思いますが、そういった対応というのは、今どうなっておりますか。

○建設課長（高橋 雄三君）

今現在でも、そういう各課との連携は取っていると思われま。

○11番（福留 達也議員）

ぜひそういった連携を取りながら、むしろ徴収は大変だと思うんですけれども、そういったその人の生活なり何なりが見えて、どういった対応をすればこの人まだいいのになというところも分かる職務だと思うので、そういった人たちの救済策というのかな、そういったことも考えてあげていただけたらと思います。

建設課は終わって、耕地課長にお聞きしたいと思います。

先ほどの話で、通知書を送付したり夜間徴収を行うということで徴収率向上を図っていきたいということですが、こういった徴収の取組に関して、具体的な徴収金額というのかな、そういったのを設定しながら取り組んでいるのかどうかお聞きしたいと思います。

○耕地課長（稲田 良和君）

ただいまの質問にお答えします。

滞納繰越金全額とはいきませんが、今年度の目標400万円を設定し、頑張って徴収していきたいと思っています。

○11番（福留 達也議員）

徴収率向上のための取組は様々であると思われますが、目標達成ができる職員が一丸となって頑張っていたきたいと思います。

そして、また現在、畑かんに関しての農家負担金はないわけでありますけれども、今後も負担金はないと捉えていいのか、そして、町長の行政報告と先ほどの話等にもありますけれども、まだまだ土地改良の要望があると。今後もそういった要望があればそれを実施しなければならなくなってくると思うんですけれども、そうなった場合に、これまでどおりの体制であれば、分担金が徴収できずに滞納金額が増加する、こういったことも考えられますが、こういった対応を予定しておりますか。

○耕地課長（稲田 良和君）

畑かんの農家負担分については、畑総事業推進支援協議会の総会で承認を得ていますので、農家負担はありません。

現在計画中の伊仙中部地区の畑かん更新事業についても、協議会の総会で承認を得ていますので農家負担はありません。東部地区についても、今後畑かん更新事業を計画していますので、協議会の総会に諮り、農家負担なしの承認を得たいと思います。

土地改良についてですが、要望はあります。今年度中に説明会を開催し、事業の説明及び分担金についても説明を行い、これ以上滞納を増やさないように努めてまいりたいと思います。

○11番（福留 達也議員）

ありがとうございます。

昭和時代からの滞納もあると思われますが、この滞納額も、ほかの税収というのかな、税金と同じように、滞納理由等によって不納欠損処理というのはできるものなんですか。

○耕地課長（稲田 良和君）

年度ごとに精査し、可能であれば不納欠損も考えていかないといけないかなと思います。

○11番（福留 達也議員）

理由によって、どうしたって取れないというのが出てきた場合、そういった処理というのでも必要なのかなと思っておりますので、そういった対応もよろしくお願いします。この徴収というのは、どの課にとっても本当に大変な業務だと思いますけれども、根気強く、丁寧に対応していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

役場庁舎の完成時期が令和7年3月にずれるということで、令和6年10月に予定されていた祝賀会等そういったことに対して、予定された行事等に関して、変更等が出てくるとは思いますけれども、大きな問題等は、遅れたことによってほかにはありませんか。

○総務課長（久保 等君）

今後の計画については、先ほどの全協のほうでも説明しましたが、この計画が遅れた、また、工

事が遅れて町民の皆様大変ご迷惑をかけているというところでは、反省しなければならないと思っています。

この当初計画していた最終の完成が、来年の10月あたりから令和7年の3月ということ、約半年遅れるわけなんです。そこで、まだ通知はしてなかったものの、郷友会とかそういうところに大体の計画を話してありますので、そこにまた改めてお知らせをするなど、対応を取っていきたいと思っています。

イベント等はまだ予算化とかそういうのもしてないのでそこには問題ないんですが、やっぱり計画が伸びたということで、連絡のやり直しをしなければならないというふうには考えております。

○11番（福留 達也議員）

ちらほら、来年の10月は祝賀会だねという話も聞いたこと、郷友会の方から聞いたこともありま

すので、そういった対応をまたよろしくをお願いします。

最後に、喜念小学校の件に移りたいと思います。

現在の進捗率、どういった感じでしょうか。

○教委総務課長（町本 勝也君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、建築本体の1工区、2工区の躯体のコンクリートの打設が完了しまして、1階部分のアルミ建具の取付け、木製建具の設置に取りかかっている状況でございます。

1工区、2工区ともに、進捗につきましては6割程度となっております。

○11番（福留 達也議員）

喜念集落の方から聞いた話なんですけれども、2工区に分けて進められている、で、一方は予定どおりに進んでいるんだけど、もう一方がちょっと遅れ気味であると。

あと、生コンなんかを流すときに、継ぎ目等に同時に進んでいかなきゃ雨漏り等そういったことが生じてこないか、そういった心配があったもので聞いておりますけれども、そういったところはどうかっておりますか。

○教委総務課長（町本 勝也君）

今回の2階のスラブの打設は同時に行っておりますので、工区の境目につきましては、継ぎ目が出ないような形になっておりますので、問題はないという認識でございます。

○11番（福留 達也議員）

分かりました。

今後の予定としてどうなっているのか。事故繰越というのがないかということも聞いておりますが、その辺はどうですか。

○教委総務課長（町本 勝也君）

ご質問のとおり、本事業につきましては、事故繰越の事業でございます。

2月末に県の仮使用検査を受けまして、その後に引っ越しということで今計画を立てております。

解体につきましては、まず取壊しができる部分については先行して取壊しを行いまして、引っ越し作業が終わった後の建屋につきましては、引っ越し完了後に解体を行っていくということで計画を立てている状況でございます。

○11番（福留 達也議員）

分かりました。

一つ集落の方から問合せがあったので聞きますけれども、大きなシンボリックなアカギの木がありますけれども、あれはどうなっていくのかなということと、来年4月からの授業の、通常新学期からの学校の、その何ていうのかな、新学期に影響は、この工事で新学期の通常に始まるそういったことに影響は生じないということよろしいですか。

○教委総務課長（町本 勝也君）

ご指摘のとおり、アカギにつきましては集落の寄贈ということでお伺いしていますが、グラウンドの整備につきましては、次年度、令和6年度に実施を予定をしております。その中で、このアカギにつきましては、グラウンドを設計するに当たっては障害になっているということでありまして、また、子どもたちの安全面を配慮しますと、アカギにつきましては撤去したほうがいいのかということで教育委員会のほうでは考えているところでございます。

新学期の子どもたちの通学に関しましては、グラウンド整備は6年度中に実施をしますので、そういった通学関係については支障がないものと考えております。

○11番（福留 達也議員）

分かりました。

以上で、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（前 徹志議員）

これで、福留達也議員の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。午後1時より再開します。

休憩 午前11時43分

再開 午後 1時00分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、井上和代議員の一般質問を許します。

○1番（井上 和代議員）

議席番号1番、井上和代でございます。

ただいま、議長より令和5年度第4回定例会の一般質問の許可が下りましたので、通告に従いまして、質問をいたしたいと思っております。

今回の戦艦大和慰霊塔修復に対しまして、この大きなプロジェクトをしっかりと理解し、伊仙町

として、町民の1人として共通理解を持って取り組めていけたらと思います。

質問のほうをしていきます。

戦艦大和慰霊塔修復について。

1番、戦艦大和慰霊塔修復に向けたガバメントクラウドファンディングプロジェクトの現状について、お伺いいたします。

2番、修復プロジェクトを進めるために、今後どのような対策を講じていくのかをお伺いいたします。

3番、令和6年4月7日に予定されている第57回戦艦大和を旗艦とする特攻艦隊戦没将士慰霊祭までの計画はどのようになっているか、問います。

4番、伊仙町として、犬田布岬に建つ慰霊塔の意義をどのように捉えているのかをお伺いいたします。

次回より、自席のほうでお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○町長（大久保 明君）

この戦艦大和の慰霊塔は昭和42年にできまして、かなりの年数がたっております。犬田布岬の風の激しい、そして、波の高いところで、この戦艦大和の慰霊塔が長い間この風雨に耐え、そして、台風にも耐え、そして、近年は老朽化が進んでいました。

その中でこの慰霊塔は、多くの方々が関与してまいりました。その方々の思いも含めて、まずこの当時の写真を、皆さん何回も見ていると思いますけれども、この方々が来て慰霊祭をやったということ自体、これはまず例のないような慰霊祭だったと思います。それは、国を代表する慰霊塔であると。敗戦国だから慰霊塔を管理してはいけないという国の制限があるわけですが、時代も流れ、そういう制限も撤廃する時期ではないかと思っております。

今回、慰霊塔の修復を何としても成功して、そして、その後は国との交渉の中で、いろいろアドバイスいただいた点に関しましては、文化庁の管理の可能性があるということをお聞きいたしました。その中で、文化庁の課長とお話をしていましたら、いや、伊仙町長室でお会いしたことがありますよ、ということを知ってびっくりしましたが、それは、カムィヤキの調査で来たときにお会いした方が、たまたま文化庁の文化財課長という形である中で、今後、そのことも含めてこれを管理していかなければなりません。

今回は、クラウドファンディングという耳慣れない言葉を、県の離島振興課長から去年の3月頃お聞きいたしまして、いや今年の3月ですね、クラウドファンディングということの可能性を聞いて、それからすぐ取り組んだ状況でございます。

そういった中で、後また、担当のほうから状況等を説明していただきますけれども、このことに関しまして、後私は、犬田布地区の、今亡くなられた方々の一人が、これは私が愛用している菓子箱でありますけれども、これが気がついたのは、米寿記念正友哉、平成11年8月吉日と書いてあります。この方は常に慰霊祭で、戦争に参加した方ですので、戦争は二度とあってはならない

ということと、戦艦大和の慰霊塔の存続については大変な情熱を持っていただいております。

その方だけでなく、亡くなられた女性の浜口さんという方、そして松下薫先輩も含めてその慰霊塔の実現を懇願した、同時に、犬田布校区の県道の拡幅を、町長、一緒に県に行って要望しましょう、ということで参加いたしましたして、とんとん拍子に進みまして、伊仙校区がなかなか前進しない中で、犬田布校区が最初に県道の拡幅をしたということなどを考えていて、多くの方々があの慰霊塔の存続を強く希望していたということも含めて、これから、この慰霊塔は国家的な価値のある慰霊塔だと多くの方々が評価していますので、そのことも含めて今回全力で取り組んで、その後、何とか国の管理にしていけるように努力をしてみたいと思っておりますので、今日、いろんな質問があると思いますけども、皆さん方の、忌憚のない議員の方々の意見、昨日、いろいろ過去のことに関する質疑応答などを聞きましたら、かなりの方が早急に修復していただきたいという、今、伊仙町最大の課題であるということをお答弁した課長もいらっしゃいました。

ですから、そういう方々の思いも含めて、どうか、議員の方々の将来を見据えた伊仙町こそが慰霊塔を管理して今後ともいけると、そして国を象徴する慰霊塔となることが、これを伊仙町民が過去、今まで守ってきたんだということを、誇りと自信を持ってやるということは、今、東シナ海周辺がざわめいていますけれども、こういうときこそ恒久平和の象徴として、この慰霊塔がこのように多くの方々、先人たちの思いが募った慰霊塔でございます。

詳しくは何回も説明しましたが、もう一度、町民のためにこの写真を説明したいと思います。これは昭和44年の完成した翌年でありますけれども、高松宮殿下ご夫妻、この方が、高松宮が日本の海軍の象徴でありました。高松宮殿下ご夫妻が来島いたしまして、この奥様の後ろに立っていらっしゃる方が、迫水久常先生というこの方は、終戦のお言葉をまとめた、編集した中心人物であります。226事件のときの岡田内閣総理をかくまったということでも大変著名な方であり、何よりも鹿児島県にルーツのある方でありまして、参議院議員、衆議院議員として、終戦後はこういう方々が排除されたわけです。その中で、この写真を森山裕先生に見せたら驚いておりました。なぜ迫水先生がここに写ってるのかということを知っていて、いやいや、この慰霊塔の発起人代表でありますと。

吉田満という方が、あの「戦艦大和ノ最期」という文化が、その有名な本を出版いたしました。最後はGHQが相当厳しくなりましたが、後でまた修正して出したということと、その迫水先生がなぜこの人を知っているかということは、小林秀雄という文壇の長老が迫水久常先生と友達であったという、その瞬間に、迫水先生は慰霊塔を建てなければいけないということだったそうです。

そして、この中村晋也先生という先生が40歳のときに設計・建立したのが、この慰霊塔でございますので、歴史的にも、そして画家として文化勲章を受章した中村晋也先生の初期の最大の作品であるということも評価していただいておりますので、そういう気持ちで、単に伊仙町だけじゃなくて、慰霊塔が、国が、ある方が申し上げたように、これは芸術作品としても一流であるということ

を評価を受けておりますので、これを存続することはいろんな意味で、伊仙町がこれを守りきってきたんだと、そして、これからも守り抜くんだということで、今、世界自然遺産であるこの島で、この慰霊塔を私たちがしっかりと守っていくということが、国の評価にもなると思います。

そして、いろんな文化財の法整備も行われていくような気がいたしますので、そういう気持ちで、今日はこれを持ってまいりました。これは私が30年来お菓子を入れるので、この前よく見たら正友哉先輩のでありまして、これは皆さん、那智黒の飴をこの中に入れております。縁起はいいんじゃないかと思っていますので、またよろしく願いいたします。

○1 番（井上 和代議員）

ありがとうございます。

町長、今のお話、このプロジェクトが始まる前に、こういう詳しいことをお聞きしたかったなというのが、今の率直な気持ちです。というのが、この高松宮様が書かれた揮毫の部分というのが、私は今、初めて聞きました。その海軍の長であったというか、そういったところということも、今、初めてというか、全然私たちは戦争を知らない時代です。今、そちらのほうに座っていらっしゃる方がほとんどだと思います。この議場の中に、戦争というものを知られている方は何人だと思いますけれども、その中でも私たちは知らないわけですよね。知らない中で今のお話を聞いて、そして、この戦艦大和の慰霊塔のほうを守っていくという気持ちになってやれたら、もっと違う形もあったのかなという形を思います。本当に今のお話を聞いて、そういうことかなということの町長のお気持ちのほうを察する部分であります。

では、これからどうしていかなきゃいけないのかということに入っていっていききたいと思うんですけども、現実な問題としていろんなものが出てきますので、そういったところをお聞きして、共通の理解を示すことができたかなというふうに思います。

このプロジェクトのほうの1 番の質問のほう、よろしく願いいたします。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

井上議員の、戦艦大和慰霊塔修復に向けたガバメントクラウドファンディングプロジェクトの現状について問うについて、お答えいたします。

8 月 1 日から10月29日の90日間実施いたしましたガバメントクラウドファンディングは寄附件数426件、寄附金額1,230万9,785円となっております。経費のほうが275万5,250円となっております。

次に、一般寄附の実績について説明させていただきます。個人の寄附件数は180件、寄附額405万1,500円となっており、企業・団体の寄附件数は169件、寄附額1,058万9,267円となっており、一般寄附の合計寄附件数が349件、合計寄附額が1,464万767円となっており、クラウドファンディングと一般寄附の合計金額が2,695万552円となっております。今後、寄附の申出をいただいている金額を含め、修復費用に対して約3,000万円が不足している状況です。

○1 番（井上 和代議員）

ありがとうございます。

クラウドファンディング、本当に最近はよく聞きますし、私のほうも今回のほうでお話を、言葉を聞くというようなレベルで始まった部分ではあるんですけども、こちらのほう、今お話がありましたけれども、寄附件数のほう、クラウドファンディングのほうで寄附件数のほう426件。これは全国ということで、全然徳之島のほうに縁のない方ということもあるかと思うんですけども、これだけの方が寄附をされているということに、私は感激をしました。見ることだけでもあれなんですけど、こちらのほうに寄附をしていただくというようなことで、その部分に対して本当に心から感謝を申し上げていきたいなというふうに思います。

そして、個人のほうから180件、そして企業・団体169件、一般寄附のほうが349件。この部分でも件数を見るだけでも、かなりの方が協力をされているのかなということで、全国から、そしてお一人お一人がこちらのほうに気持ちを寄せているというようなことを思えば、本当にありがたいことだなというふうに感謝をするところであります。

本当にいっぱいいっぱいの気持ちではあるんですけども、こちらのほうの、今、お話をいただいた部分で、初めからこの金額が高いなという部分は私も思うんですけども、これだけのものということで、1階のほうでビデオがありまして、そのビデオのほうを見てきましたら、制作者のほうであります中村晋也氏がそちらのほうでお話をされている中で、その当時はセメントというものしかなかったんだよねというようなお話がありまして、そして慰霊塔が建っている海の近くとか、海のところで海風がずっと当たっているあの中でたくましくというか、本当に凜とした形で建っているあの姿を思い浮かべることを見ますと、海風のほうでよく耐えているなというようなふうに思ったりもします。

今、言ったようにその当時の、当時、今、来年度が57回の慰霊祭になるわけですから、もう半世紀以上あの場所でセメントという材料で、そして海風のほうにさらされながら建っている。これに対しては損傷というか、そういったものが大きくて、そしてかなりの修繕費というものが発生しているんだなということが分かるわけなんですけど、ただ、今あるこの費用のほうで、こちらのほう、できないものなのかなというふうにも思ったりするんですけど、単純にそう思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えします。

修復並びに延命措置等で、9,000万円の修復費用で寄附を募っております。その他の工法へ変更するということではできません。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。

その設定で、今、先ほどおっしゃっていただいたクラウドファンディングですか、そちらのほうを立ち上げたいということで、そちらのほうの変更ということではできないものなのかなということをおっしゃっていましたが、やはりできないということの理解でよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。そうしましたら今、いろんな形でご協力を得ていただいているわけですが、でもやはり今、その金額のほうでは足りないということですが、そうですね、2番のほうにも係るかと思うんですが、これからこの修復のほうに対しまして、じゃあどうするんだよというようなことが出てくるんですが、そちらのほう、具体的にどういう形になるかというのがあれば教えていただきたいなというふうに思います。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えします。

今年の3月に関西伊仙町会や関西徳洲会へ、5月には関東伊仙町会や関東徳洲会、6月には大和ミュージアムに、クラウドファンディングや一般寄附のPRと協力をお願いをしました。またメディアに働きかけ、ラジオやニュース、新聞各社に戦艦大和慰霊塔修復プロジェクトを取り上げていただきました。8月17日には鹿児島県庁でプロジェクトの記者会見を行い、多くの問合せや激励のお言葉をいただきました。

また、戦艦大和の戦没者や遺族などで組織する戦艦大和会や、海上自衛隊OBなどで組織する公益財団法人水交会などの団体や各企業に協力依頼をし、ホームページや広報紙での掲載や、チラシ、ポスターの配布の協力をいただきました。

また、町長、総務課長、未来創生課、きゅらまち観光課でミーティングを開き、クラウドファンディング期間中はほぼ毎日行っており、また各課へも検討会という形で週1回参加していただき、イベント情報や広報活動について話し合い、出張先でのPRカードやポスター、チラシの配布、またSNSを活用し、プロジェクトの拡散を実施いたしましたが、まだまだ不足している状況で、今後も一般寄附を継続してまいりたいと思います。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。

今からもという形で、一般寄附のほうを募っていかれるということで、まだまだ頑張らなきゃいけないところなのかなというふうに思いますけれども、今、お話があったようにいろんな方、いろんなところ、いろんな場所で皆さんに協力をしていただいていたんだなというふうなふうに思っております。

私のほうの知人のほうも、やはりポスターのほうを見てありましたよと、大阪のほうのここここにそちらのほうのポスターありましたよと、東京のほうでもそういうお話がありました。皆さんのほうの出張先であつたりとか、知人であつたりとかそういった方の協力という形で、そちらのほうもなっていたのかなというふうにも思います。

本当にたくさんの方のご協力を、本当にありがとうございました。感謝をするとともに、また、その中で私のほうもテレビとか新聞とか、それから携帯とかそういったもので見る機会、逆に見て、今はどういうぐらいの形で載っているのかなというふうに見たときがあったんですが、その中には独自で、みんながみんな同じ文句を書いているわけではなくて、独自にいろんなことを調べ

て写真を掲載したりという形で、いろんな形で協力をしていただいている部分があつて、本当に胸が熱くなるような思いをした覚えがあります。

こちらのほうで見るときに、全国紙、新聞とかで、全国紙の新聞があるわけですが、そちらのほうに載ったときには私のほうは、改めてこの戦艦大和というものの偉大さというんですか、そういったものを感じたというのが正直なところなんです。

この戦艦大和というものの偉大さを感じたときに、この伊仙町に、私たちのこの伊仙町に、この大和、当時の世界最大のといわれる戦艦大和というものの慰霊塔が私たちの町、この伊仙町犬田布の岬のほうに凜とした形で建っているあの姿を思ったときに、私はこれはというふうな、これはというふうな、残さなきゃというか、その部分を熱く感じたところなんですけれども、ただ、私のこの年齢と、もう少し下の年齢とはまたちょっと違うのかなというふうに思ったんですけれども、ただ、やはりこの戦艦大和というもののストーリーであるとか、いろんなその時代の形を思えば、本当に偉大なものだったというふうには思います。

それで、そちらのほうですね、下のほうにもビデオがずっと流れているんですけれども、あちらのほうのビデオ、テレビのほうで放映されていますが、私はきゅらまち観光の課長、上木課長のほうに、あのビデオのCDはありませんかと、もしあるのであればいただきたいなというふうに申出をしたところでありますけれども。

あの中で豊平アナウンサーというんですか、MBCの豊平アナが、たしかこちらのほうは60周年記念のほうでいらっしゃったアナウンサーのほうですよ。はい、ありがとうございます。そちらのほうの本当に優しい声で始まって、そして、犬田布岬の映像が流れて、そして、塔の制作者であります中村晋也氏が、当時の映像とともにそちらのほうが出てきている2つのビデオがあったかと思うんですけれども、この中村晋也氏がお話をいただいて、若い頃のあの作品ということでお話をしているところもあるんですけれども、そちらのほうを見ながら、こちらのほうが、これからただの慰霊塔ということではない、偉大さを感じるところであるわけなんですけれども、その塔が今から修繕云々ということで、今、議論されているわけなんですけれども。

3番に係りますが、これから、今お話があったように一般寄附をしながらもう少し改修費というか、そういった物は出てくるかと思うんですけれども、令和6年4月7日に予定されています第57回戦艦大和を旗艦とする特攻艦隊将士慰霊祭までの計画はどのようになっているのかということ、今度は、現実な部分でこれからの進め方というか、進んで行く、そういったものがどういうふうな形になっているのかというふうに、今度は、逆にまた心配をするところでもありますけれども、どういうふうな形になっているのか、お話しいただけますでしょうか。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えいたします。

今回の議会の補正予算で、財源充当の内訳を変更しております。こちらの承認がいただけましたら、議会終了後、修復に関する業務委託を締結し、今年度中に慰霊塔の修復を完了する計画となっ

ております。また、来年の慰霊祭の日程に合わせ、町内外から慰霊塔修復に対するたくさんのご寄附をいただいておりますので、修復セレモニー等も企画しております。

○1番（井上 和代議員）

粛々とそちらのほうの形が進んでいかればいいかなというふうに、本当に思うところです。

で、この事業に当たりまして、順調ではないということを感じずにはいられない、この4月の7日に行われるものに対して、ちょっと心配をしながらということをしていることが、とても心配をするところなんですけれども、町長にちょっとお伺いをいたします。

この、これぐらいの大きな事業をするに当たって、町長はこの伊仙町のトップセールスマンであると私は本当に思っています。いろんなところでお話をしていただいていますし、また町長の提案されている部分ですよね、拡散であるとか、小さな小学校をそのまま継続をさせているであるとか、感銘を覚えるところもあるんですけれども、今回のこの大きなプロジェクトに対しまして、町長のお話が載っているのがあったんですけれども、その中では、このクラウドファンディングをしたということは、若い世代にもこの慰霊塔のことを知っていただく機会として、クラウドファンディングというものを進めたというようなお話の部分があったんですけれども、その部分というのはなされているんだなというふうに思います。

ですけれども、クラウドファンディングが始まってから、各東部・中部・西部のほうで座談会とか説明会というものがあったと思うんですけれども、そのときに周知をどれくらいされたのか、急にだったのかもしれませんが、なかなか皆さん集まっていただけなかったところで、その中でいろんな意見をお聞きしたんですけれども、時期が大体8月、9月というのは戦争という文字というのがかなり飛び交うので、こういった時期ではどうかなというようなお話を聞くことができました。なるほどなど、私も感心させられたいろんな情報というものがあるんだなというふうに思ったんですけれども。

そして、このクラウドファンディングというもの、これが私たちも分からない部分、できない部分、すぐには取りかかれない部分ではあったかと思うんですけれども、このクラウドファンディングというもののやり方、そういったものもまだみんなに行き渡ってない段階で進められたということ、そういったところも、私は今回のプロジェクトで町長がちょっと早かったのかなと、早過ぎて前に走られたのかなと、その後に追いかけて行くような感じを受けたんですけれども、こちらのほうが今となつては、もう少しみんなと意見を出し合って、いろんな情報を得てという形を進めて行かれたらよかったのではないのかなというふうに思ったりもするんですけれども、その辺はいかが思われますでしょうか。

○町長（大久保 明君）

過去を振り返って、今、あれは遅かったのではないかと、やり方がまずかったのではないかとすることは、私には、今、現実ここまでやってきたことが全てであると思うし、残った期間、何とかやっぱり完成しなければいけないと。クラウドファンディング

専門家に一遍聞いたら、クラウドファンディングというのは、これは大和ミュージアムの方から聞きました。あそこもクラウドファンディングで、戦艦大和の大砲を造った会社の部品がもういらなくなったということで、クラウドファンディングをしたら相当数のお金が集まって、それで大和ミュージアムの横の駐車場に新しく建物を造って保管しております。そのとき聞いたのが、クラウドファンディングというのは最初の3日、4日が全てであると。そのとき、ぱっとクラウドファンディングに参加する人が増えたら、それは多くの方々が毎日見とると。どんどん増えていけば、あっという間にお金が集まるというふうな話を聞いたんですよね。ですから、そういうこともあるんだなということを、改めてそのときに感じた次第でございます。

しかし、もう始まっていたので、このことをマスコミ等に話をしてもなかなか反応がなかったというのが現実でありまして、そのノウハウに関して我々が経験もなし、それから、より専門家にいろいろ調査しながらいったら、あと1年、2年ぐらいスタートが遅れたような気もいたします。

一番最初に思ったのは、去年の、いや今年の2月ぐらいですね、県の離島振興課長を経験した方と話したら、それが一番いいと。すぐ始めたら間に合いますよという話だったんで、したんですけども、思うようにはいかないということと、皆さんもご存じのとおり、1回目の寄附活動に私たちは大変な失態を犯しまして、そのことがネガティブイメージで、大和ミュージアムの方々からもお叱りを受けたりしました。

しかしそれでも、前回寄附してきた方は水交会とか靖国とかそういうところでお願いをして回ったのは回りました。そうしているうちに、このクラウドファンディングが伸びない中で、郷友会の方々にもいろいろお願いをして、返礼品はいらないと、とにかく寄附という形でやったほうがやりやすいんじゃないかということで、現実にそちらのほうが多くお金が、今、寄附金として確定しているわけありますので、もうこれは、そのとき出発が遅かったとか今さら言っても、もう前に進むしかない状況です。言われてみたら、そういう経験がない中で突っ走ったということは、一つは時間がないという焦りがありましたし、崩落は進んで、本当に崩落したら大変だなという気持ちもありましたし、このことは2年も前からずっと考えてはいたことでありますけれども、なかなかそういうことをやっていく準備が足りなかったということは、そう言われたらそうだと思います。

しかし、これからも時間がない焦りの中と、それから何としても成功しなければならないということで、これは職員も、出資者の方々も、最後は一生懸命になっていただいたと思っておりますので、約3,000万円足りない中で、何とか議会の方々にも理解をいただいて、これを成功することが大変重要であるというふうに思っておりますので、議会の方々の、いろいろその説明不足とか、執行部だけでやったんじゃないかというふうな批判もいただいておりますけれども、それはそれでしっかりと受け止めて、これをクラウドファンディングを含めて修復していくということが、全てそこに、この町民も伊仙町議会も、私たち執行部も集中していけば必ずできるわけであるし、その後の今後、この前も申し上げた、先ほども申し上げた、これは維持管理も大変でありますので、文化庁文化財課の課長とは電話でもしておりますし、その方はカムィヤキも来て、もちろん犬田布岬

とも見ておりますので、その方にもいろいろ相談申し上げて、しっかりと今後、恒久平和の象徴としてやっていけるのを、我々はやっていくということが重要であると思っておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

今回のクラウドファンディングを採用した経緯について、過去の議会の議事録などを基にご報告させていただきます。

まず最初に、約3年前からコンクリートの崩落が始まり、周囲をロープで囲い立入り禁止となっております。当時のきゅらまち観光課内でも、令和3年第1回定例議会の一般質問の中で、当時の課長、幸前課長の答弁の中で、慰霊塔に関し、崩落が進み立入り禁止の状態となっており、伊仙町のシンボルの、象徴的な観光施設であることから、真っ先に検討する必要がある施設との答弁がありました。

それで検討が重ねられ、また、令和4年第1回定例会の一般質問の中で、犬田布岬慰霊塔は崩落が進んでいるが、建て替えや改修等の予定はされていないのか問うとの牧本議員からの質問もあり、その中で上木前課長より、建て替えや修復には多額の費用が予想されるため、早急に検討委員会を立ち上げて対応していきたいとの答弁に対し、早急ではなくもう動いてなくてはならないとお叱りの言葉を受けております。

遺族会や地域住民、訪れた観光客などから慰霊塔を守り続けてほしいとの声もあり、慰霊塔修復プロジェクトを立ち上げ、令和4年第2回、第4回定例会で町長の行政報告でもあったように、国の関係機関に対し、慰霊塔の再建と今後の管理についての連携を要望したが困難であるとの回答であり、また、奄美群島振興開発事業や地方創生推進交付金を活用し修復を検討したが、事業対象外ということで町単独による修繕の方法しかありませんでした。

当時の鹿児島県離島振興課長にクラウドファンディングの制度を活用してみてもどうかという提案をいただき、実施する経緯となり、令和5年第1回定例会の当初予算特別審査の際も慰霊塔の調査費に係る答弁の中で、上木前課長より、調査により修復方法の提案、修復費用の算出後、クラウドファンディングによる予算確保に努めるとありました。

今年7月7日に調査報告を受け、7月10日、町長、総務課、未来創生課、きゅらまち観光課で話し合い、目標額を修復費・必要経費を足した1億8,000万円と決め、7月21日、議会、全員協議会の中でも議員の皆様様に説明を行い、8月1日に挑戦した経緯となっております。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。納得しました。

町長の、慰霊塔を見て焦る気持ちと、大事にしなきゃいけないんだという気持ちのほうの、その部分が見えるのかなというふうに思いながら、たしか塩田知事がいらしたときも真っ先にそちらのほうを案内されて、そして、今、こうだよ、この状態になっているんだよというようなお話をされているのを、そういえば、というふうにしながら思い出すところです。

あの塔をどうにかしなきゃというところで、こういった形の流れになったのかなというふうにも思ったんですけども。そうですね、毛利元就ですか、3本の矢。町長のそういったところと、今、皆さんのほうでお話をいただいたきゅらまち観光課の課長さん、その前の課長さん等がされていたところ、そして議会と、1本の矢では折れるけれども3本だと折れにくいよというようなお話が、よくどこそで聞くんですけども、そういった形でこれからも何かとまた、いろいろ出てくるかと思うんですけども、そういったところでよく車の前輪後輪というお話があるように、そういったところもまた、今回もう少しずれたのかなというところもあったりはするかもしれませんが、ただ、思いが走ってというところではあるかと思うんですが、ただ、先ほども言いましたように、町長は本当にトップセールスマンです、この伊仙町の中では。今回のこのプロジェクトのほうにもいろんなところに走ってこられて、そして執行部のほうもいろんなところでお話をされて、そして、協力者のほうを皆さんのほうのお話で協力をいただいてきたのかなというふうに思うところです。

私のほうは本当に賛成であるわけなんですけど、頑張れ頑張れという気持ちではあるんですけど、このことを共通の理解として、皆さんのほうと、私たちというか町民のほうで捉えていきたいと思うますので、こちらのほう、一番最後のほうになるかと思うんですが、伊仙町として、犬田布岬に建つ慰霊塔の意義をどのように捉えているかということ、子どもたちという次世代の、ということも踏まえた形で、また、捉えていかなきゃいけないのかなと思うんですけども、教育長のほう、そちらのほう、いかがお考えになっているか、どういうふうに捉えているのかお話しいただければなというふうに思います。

○教育長（伊田 正則君）

質問、ありがとうございます。

前回の議会のときにも同じようなご質問があったような記憶がありますけど、私の小学校、中学校時代の犬田布岬のイメージとしては、新入生の歓迎遠足とか、また、お別れ遠足とか、私は経験がありませんけどデートの場所とか、そういうイメージしかありませんでした。

ですけど、このクラウドファンディングとか、戦艦大和の慰霊塔の修繕とか修復とか存続とか、こういう話が出る中で、戦艦大和についての私なりの勉強をさせていただきました。そしたら、先ほど町長も話がありましたけど、吉田満さんの「戦艦大和ノ最期」という本とか、それから伊藤整一さん、中田整一さんが書いた伊藤整一さんの「四月七日の桜」とか、こういう本を読ませていただいたら、戦艦大和、または駆逐艦に乗っている船員たちがどういう思いで、この敗戦濃厚な状況の中で沖縄に向かったのかということが刻々と書かれています。

中には親族に手紙を書いた人とか、または婚約者がいる方、または結婚間もない方は自分のパートナーに対して、新しい人を見つけてまた新しい家族をつくれればいいんだよと、そういうような手紙を書いているというような話もありました。

中には、手紙を書けた人はまだいいほうで、手紙も書けないで自分の心の中にずっと気持ちを抑えながら戦場に向かったとか、また司令官の中でも若者をむやみに死に葬ることはできないという

ことで、訓示で、即刻降りるように指令したという話もありました。

こういうような生々しいいろんな話が出てくる中で、戦艦大和は平和の象徴として子どもたちに残さないといけない建物だと、だからこそ、私たちは残すためにきちんと子どもたちに学習をさせて、10年後も20年後も子どもたちの意志から、子どもたち大人になったときの気持ちから、やっぱりこれを残すためにどうすればいいかということを考える、自分たちから主張できるようなところまで育て上げなくちゃいけないかなというふうに考えます。

それで、泉芳朗先生の話も、ちょっとずれますけど、出てきますけど、私たちは子どもたちよりも違う世界に先に行ってしまうんですけど、残された子どもたちにきちんとつなぐということ、私たち大人が本気になってそういうところを保障するような環境を整えていくことが、大人としての義務じゃないかなというふうに考えています。

ですので、この修復するに当たっては、子どもたちの中に学習を進めて、各学校で学習を進めて、この戦争については本当にもう二度と起こしてはいけないんだと、尊い命が軽く感じられるような、こういう戦争については絶対起こさないような私たちの思いが必要なんだという意志を強く持つためにも、学習を進めて残していく必要があるかなと思います。

ちょっとまとまりませんが、以上です。

○総務課長（久保 等君）

先ほどの担当課長からも答弁があったんですが、簡単にこのクラウドファンディングを選んだわけではなくて、奄振を利用したり、地方創生事業でできないか、それから国や県に相談をしても、これがなかなかこれに見合う事業等がなくて、最終的には町独自、町単でこの事業をしなければならぬという観点がありまして、すぐすぐまた悪くなる工法ではだめということで、約9,000万円ほど事業費がかかるこの工法が一番適しているという判断の下で、進めてまいりました。

町の単独単費だけではどうしようもないということで、最終判断でこのクラウドファンディングということに挑戦したわけですが、皆さんのおっしゃるとおり、ちょっと宣伝が足りなかったのではないかとその反省点はあるんですが、ただ単に、このクラウドファンディングを選んだわけではなくていろんな事業に挑戦をして、今回このような経緯になっているという次第でございます。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。

クラウドファンディングというものがなされているということで、今回はいい部分もあるんですけども、また、足踏みをするという部分もあったかと思うんですが、今、おっしゃっていたように、今から走っていきなさいいけないわけですので、その走っていくのに、気持ちと、それから体力という形になるかと思うんですけども、気持ちの部分でいかれるところがだだと思うんですけども、気持ちはこの中に本当に皆さん持っていらっしゃると思うんですけども、気持ちだけでは進んでいきませんけれども、皆さんの気持ちのほうを、本当に確実に持っていらっしゃるという

ところの意義というか、伊仙町のこの執行部のほうでどういう形で取り組んでいくということの、また、材料というか、そういったところにもなるとは思いますけれども、この慰霊塔のほうの本当の、本当というか、いろんな流れがあるかと思うんですが、私も今回改めていろいろ調べたりした中で、高松宮様がどうしてここに揮毫を書いたのかなというところを、今日知ったというようなところもあるんですけども、もうこちらのほうは意義と皆さんのほうのこの認識というんですか、そちらのほう、ちょっと取り留めもなくなってしまったんですけども、伊仙町として捉えるというところをお話をしていただければと思います。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えします。

1945年7月7日、米軍が沖縄上陸したことを受けて、戦艦大和は沖縄に特攻の命を受け出撃しました。その途中に、米海軍空母の艦載機に攻撃を受け、乗組機員約3,000人とともに沈没いたしました。

この沈没した場所が、当時の乗組員の証言や吉田満氏著書の「戦艦大和ノ最期」に、徳之島の北西200海里的洋上で大和轟沈とあり、当時内閣書記官長であった参議院議員の迫水久常氏が発起人となり、1968年、本町の観光地犬田布岬に戦艦大和を旗艦とする特攻艦隊戦士慰霊塔が建立されました。

昭和43年5月23日、高松宮殿下のご揮毫により碑文の題字、戦艦大和を旗艦とする特攻艦隊戦士慰霊塔が飾られ、第1回となる慰霊祭がしめやかに執り行われました。

翌年の第2回慰霊祭におきましては高松宮ご夫妻にご臨席を賜り、本土から発起人である建設委員長の迫水久常参議院議員、金丸鹿児島県知事、小村大和会会長、長井水交會会長をはじめ、戦没者の遺族、生存者など約100名、大島4町長、徳之島3町長など関係者約3,000人が参列して執り行われました。

以来、毎年4月7日には遺族や住民、自衛隊、関係団体参列の下、中止することなく伊仙町は56回の慰霊祭を執り行っております。第50回の際には、日本遺族会会長である尾辻秀久参議院議員のご尽力により、三笠宮彬子女王殿下のご臨席を賜り、伊仙町の先人や関係者の熱い思いに触れ、慰霊祭の末永い継続をお願いするとともに、この慰霊塔が日本だけでなく世界平和の道しるべになることを祈りますとのお言葉を賜りました。皇族とつながりのある慰霊塔・慰霊祭となっております。

正式名称「戦艦大和を旗艦とする特攻艦隊戦士慰霊塔」は、鹿児島中央駅東口広場に建つ、若き薩摩の群像の作者である鹿児島大学名誉教授の中村晋也氏が42歳のときに建立された塔となります。この後、中村氏は平成19年に文化勲章を受章されております。

慰霊塔の高さは戦艦大和司令塔と同じ24mで、合掌する人間の手がモチーフです。最上部の反りは戦艦大和艦首を表しており、その下の6本の桁は一番太いものが大和、残り5本は大和と同じく沈んだ僚艦5隻、朝霜、磯風、濱風、矢矧、霞の5隻を表しております。また、慰霊塔の中央の碑文には高松宮殿下のご揮毫により台座が飾られており、文化的にも大変貴重な建造物となっております。

ます。

本プロジェクトは、遺族会や西犬田布集落をはじめとする西部地区の方々から、恒久平和のシンボル、犬田布岬のシンボルである慰霊塔をこれからも守り続けてほしいという多くの言葉をいただき、実行することになりました。

遺族会の方からは、「戦争で海に投げ出されて散った命は残念ですが、慰霊塔まで忘れられては戦死した人はどれだけ無念か、どうぞ慰霊塔を守ってください。安らかに眠らせてあげてください」とのメッセージをいただいております、皆様も連日の報道で御存じのとおり、現在、世界情勢が不安定な中、罪のない多くの小さな子どもやお年寄りが犠牲となっております。今、まさに世界平和の根幹が揺らいでいる中、本プロジェクトは大変意義のある取組だと考えております。

また、今回ガバメントクラウドファンディングを行ったことで、テレビ、マスコミ等にも取り上げていただき、全国各地で犬田布岬にある慰霊塔の存在や、毎年執り行われている慰霊祭に関して広く知れわたったことは、目標額には届きませんでしたが、大変貴重な取組だったと感じております。

また、ここで、本プロジェクトに支援していただいた方からのメッセージを、一部紹介させていただきます。

「慰霊は日本の大切な心です」「慰霊塔の修復プロジェクトの貢献は大変うれしいです。企画、誠にありがとうございます」「絶望的な戦力差が分かっている状況下で、沖縄の戦地で見た兵士たちの激烈な不服従の戦いが、今日の世界における日本の高い地位を築いていたのは真実であり、後世へ伝えていかなければならないと思い、参加させていただきました」「4年前に訪れた犬田布岬のすばらしい景観が、今でも胸の中に強く残っています。あの岬にたたずむ荘厳な慰霊塔をぜひ後世に残せるよう、ご一助させてください」「死力を尽くされ倒れられた英霊の犠牲の上に、今の日本があります。立派な修復ができますよう祈念いたします」「慰霊碑のクラウドファンディングを知り、徳之島に行ってみたいと思いました。海の青と大地の緑と慰霊碑、とてもすてきな場所にあると思いました」

こうした方々の思いを受け、担当課としましても1日でも早く修復を行い、本プロジェクトを成功させたいと考えております。今後とも慰霊塔を修復し、慰霊祭を執り行うことにより、伊仙町から世界に平和のメッセージを発信し続けたいと考えております。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。

下のビデオのほうを見たときに、中村氏がお話をしている中で、あの塔は敗戦からの再生のシンボルだよというようなお話があって、そして、その敗戦からもう五十何年、あの塔が建てられて50何年という半世紀以上がたちまして、物を言わないあの塔が犬田布岬に建ちながら、メッセージを発しているのかなというようなことを思うところでした。

そして、下のビデオの最後のところに、豊平アナウンサーが優しい声で、この美しい海で二度と

戦争が起きないことを願って、慰霊塔は南の海を見守り続けていますとのメッセージがあります。
物言わぬ塔がメッセージを発しているあの塔を、私たちが守っていったらなというふうに思います。

以上で、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（前 徹志議員）

これで、井上和代議員の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時30分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、佐田 元議員の一般質問を許します。

○6番（佐田 元議員）

町民の皆さん、こんにちは、議席番号6番、佐田 元でございます。ただいま議長のほうから、令和5年第4回定例会での一般質問の許可が下りましたので、通告してあるとおり質問していきたいと思います。

まず1番目に、町道の整備についてであります。

町道木之香糸木名線は測量業務を終え数か月経過しているが、その後の進捗状況を問うものでございます。

2番目に、公共施設の利活用について、旧保健センター跡地の施設の再活用計画等は検討されているのか問うものです。

3番目に、戦艦大和慰霊塔の修繕について、現時点においての工事着工及び今後の計画について問います。

②として、修繕費用について問います。

2回目からは自席で行いますので、よろしくお願いいたします。

○町長（大久保 明君）

佐田 元議員の質問にお答えいたします。

町道木之香糸木名線は、以前から重要町道でございます。以前からこの質問がありました。中央部というかちょっと南よりの、ゴルフ場辺りが非常に大変難しい状況であると思っておりますけれども、今、北のほうの土地の交渉も、佐田さんたちが行って成立させたように聞いておりますので、現在の状況について課長のほうから答弁をしていただきます。

○建設課長（高橋 雄三君）

佐田議員の1番の質問についてお答えいたします。

まず、木之香糸木名線拡幅工事の施工スケジュールを説明いたします。

今年度は道路を広げるための片切掘削、のり面整形及びのり面保護工、メンテナンスフリーとして張りコンクリート及び種子吹きつけ工を、過疎対策道路整備事業により施工いたします。令和6年度に防災安全交付金を活用し、舗装補修工事を行う予定です。

建設課としても、よりよい事業を活用し進めております。議員のおっしゃるとおり、測量設計業務完了後、数か月経過しておりますが、建設課としても多くの工事や修繕作業を抱えている中で、発注時期や工期等を考慮した上で優先順位を決め、発注に向け作業をしております。本工事においても工事費算定は完了しており、設計図書等の発注準備を整え1月に発注を実施する予定でございます。

○6番（佐田 元議員）

ありがとうございます。今、課長の答弁によりますと1月中には発注するということのようですが、ぜひこの工事を進めていただきたいと思います。

以前も、何回もこの件に関しては質問しているわけですが、木之香集落民のみでなくて、多くの方がこの道路を活用しているわけで、道幅が狭くて以前にもお話ししたことがあります。本当に不便を来しているところでもありますので、大きな事故、災害等が起こらない前に、道路を拡張していただきたいという集落民の要望でありますので、ぜひよろしく願いいたしたいと思います。

測量設計が終わって、同時期に上晴に行く道路、そこはもう既に工事が完了しているんですが、その測量は同じ時期にあって、そこだけが早まった理由、そしてまた糸木名から阿権に出る道路、そこも測量はされているようですが、そういう測量をされて、数か月放置しているこの理由等があれば、また答弁をお願いいたします。

○建設課長（高橋 雄三君）

先ほどの説明の中でも説明したんですが、発注時期は工期等も考慮しております。それで優先順位等を設けて工事発注も進めております。

○6番（佐田 元議員）

分かりました。優先順位を決めて発注しているということですので、ぜひこの木之香糸木名線、この過疎計画の中にも、令和5年から令和7年の事業計画にも明記されていますので、ぜひ工事着工に手がけていただきたいと思います。

この件につきましては、今発注が1月中にするということですので、これで終わりたいと思います。

2番目お願いします。

○総務課長（久保 等君）

旧保健センター跡地の施設の再活用計画等は検討されているのか問うという質問であります。旧保健センター跡地の施設利活用による行政財産の使用許可について、総務課からお答えいたします。

旧保健センター跡地については、町内の団体より面縄地区活性化計画における、農福連携の受入

れ拠点施設として活用したいとの要望があり、令和3年11月に関係各課における検討会を行い、町主体の事業、農山漁村発イノベーション等整備事業を実施するため、地方自治法の規定に基づき令和4年5月1日より行政財産の使用を許可しているところであります。

○6番（佐田 元議員）

この件については、この前の樺山議員のほうからもいろいろな質問がありましたが、今この行政財産使用許可申請書の資料をもらっておりますが、これによりますと行政財産の所在地が大島郡伊仙町面縄2283番地の2となっておりますが、旧保健センターの番地はこの例規集によりますと、この2284番地に置くというふうになっていますが、なぜこの保健センターの番地が2283番地の2、この例規集によると2284番地、この違いはどういうあれですか、同じ建物でないということなんですか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問についてお答えします。

例規集に載っているとおり、この旧保健センターの番地については伊仙町面縄2284番地でありまして、この使用許可の番地の2283の2というのが間違いでありますので、それはまた総務課について、この確認がちゃんとしていなかったということで、誤りでありますので申し訳ございません。

○6番（佐田 元議員）

これ、この番地間違いでありますというあれですが、これを補助事業というか、この農山漁村発のイノベーション等の整備事業、この予算でしている事業ではないかという思いがしますが、この業者さんに対して本当に迷惑等がかかると思うんですけど、莫大な迷惑をかけるんじゃないかという思いがしますが、どうでしょうか。修正していいのか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの意見であります、ちょっとその辺は調べないと、その修正だけでいいのかというところではありますが、その受付をして処理をしたこっちのミスでありますので、またその影響についてちょっと調べさせてください。

○6番（佐田 元議員）

調べるということですが、どこに調べるわけですか。すぐ調べることができないですか。休憩して調べてください。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 2時58分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（久保 等君）

先ほどの事業の影響であります、佐田議員のご指摘のとおり旧保健センターについては2284番地でありまして、この許可の地番が2283—2というふうになっていますが、この両方とも町の町有地でありまして、この許可書の番地についてはこちらのミスでありますので、申し訳ございません。これはまた2284にするために、修正作業を進めさせていただきたいと思います。

○6番（佐田 元議員）

この平面図というか、見てみますと2283地は雑種地ですか、駐車場の様な感じがいたしますが、この前樺山議員の質問の中に改良工事の件で質問があったんですが、これを改良工事は補助金でやっている、その金額は幾らかという質問に対して約2,800万、2分の1が交付金でやったという答弁をいただいております。

この許可書、これが本当に有効なのか、この2283番地の改修、どのようにされたんですか。2,800万もかけて改修工事されていないわけでしょう。2284番地は改修されておりますよね、この2283番地の改修されていない空き地、これを令和5年の4月1日に行政財産使用許可書として出しておりますが、この表示として、第1、使用を許可する財産は次のとおりとする。所在地、大島郡伊仙町面縄2283番地の2、明細、伊仙町ふるさと僻地保育所旧保健センターとなっております。この空き地が旧保健センターなんですか、教えてください。

○総務課長（久保 等君）

ご指摘のとおり、2283の2については駐車場で利用しているところでありまして、本来の旧保健センターについては2284番地でありますので、この地番の表記が間違っておりましたので、申し訳ございません。

○6番（佐田 元議員）

間違ってますみません、それは私に謝らなくていいです。私が一番危惧するのは、この使用許可書が本当に有効にできるのか、これが国から補助金をもらってやる事業、それが本当にやっていけるのかという思いがします。

だから先ほども言ったように、この業者さんに多大なる迷惑をかけるんじゃないかなという思いがしますが、そのところはどうですか。間違っておって、これが補助金交付金要望書とかそういうのもこの番地でされているのか、されていないか。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

まず事業実施計画についてですが、本番地の記載といったものは国から求められておりません。また、行政財産許可申請許可等々の種類の提出、こういったものも求められてはいないところです。いわば、この工事につきましては、新築工事を行ってもいい工事となっております。

しかしながら、旧保健センター、動いていなかったという現状もありまして、こういった施設を活用できないかといったことで旧保健センターの改修工事に入った経緯がございます。

○6番（佐田 元議員）

これは、この許可書は、要は伊仙町とこの業者さんだけの許可書というか、国とは関係ないという捉え方でよろしいですか。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。本許可申請及び許可につきましては、町とブルー・スカイの間の許可申請関係に当たっております。本事業につきましては、面縄地区活性化計画という計画の下に事業を実施していただくということで、面縄地区内のどこでも新築改築等ができるような事業となっております。

○6番（佐田 元議員）

ちょっと勉強不足なので分かりにくいんですが、それではこの前の答弁の中にあった改修金額2分の1が交付金で賄ったということなんですが、これはこの業者さんの補助金とか、そういうあれは関係ないという考え方でよろしいですか。

国から補助金をもらって今やっているわけでしょう。そのお金はもうこの旧保健センターにはもう関係なくやっているということですか。その金は利用されていないということでもいいですか。利用されてるわけでしょう、利用されておったら国の補助金をもらっているということになるじゃないですか。だから国の補助金をもらってここを塗装やら水洗とか改良工事しているわけでしょう。

それを今、課長の答弁ではこの申請書は国とは関係ないという話なんだけど、この許可書はあくまでも今言うように分かりますよ。伊仙町とこの業者さんの関係の許可書であるということは分かります。自分が言いたいのはその2分の1だから、1,400万ぐらいですかね、1,400万ぐらいのそれをもう国には何も言わなくても、もう使い勝手でもいいということになりますか、例えばですよ、1億円の補助金があったと。この業者さんに補助金があるとしたら、その使い道はもう別にもう国のほうに報告とか申請とかそういうのは要らないという捉え方でいいということですか。

○総務課長（久保 等君）

もちろんその実績報告とかそういうものについてはしないとならないわけなんですけど、今回この事業の申請において、その場所という特定ではなくて主な地区の活性化に資する事業ということで申請していますので、この許可書の番地これについてはこの事業の云々というところには関係がないという表現でございます。

○6番（佐田 元議員）

分かったような分からないような感じがしますが、この令和5年4月1日に使用許可書を出してありますが、これをいろいろ調べてみますと、やはりこの前も答弁がありましたが、この事業をするに当たって議会には議決も何もない、それがいつの間にか景観がよくなってすばらしい建物施設になっている。これ議会の議決、やはり必要でなくていいんですか、よかったですか。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

本許可につきましては、行政財産使用許可のため議会の議決は不要となっております。本事業が町で定めた面縄地区活性化計画、これに基づいて事業を実施していくという流れとなっております。

そこで、町もその後の事業等々にも深く関わっていくことになりますので、財産貸付の形ではなく使用許可という形で我々行政としてもすぐに使えるような形で許可を出したところでございます。

○6番（佐田 元議員）

ということは、面縄地区活性化ということで許可を出したということで、議決は要らないということのようですが、この資料によりますと、この許可書が行政財産となっていますので、なんですが、ちょっと読み上げてみます。

行政財産は直接特定の目的のために利用されるものであるため、貸付け、交換し、売払い、譲与し、出資の目的とし、もしくは信託し、または私権を設定することは禁止されていると、自治法の238条の4に書いてありますが、これ行政財産でもやはりこの活性化ということで、町がすることによってこのようにして禁止されているのが、一業者に貸し付けるわけですがこれができるわけですか。

○経済課長（橋口 智旭君）

先ほど議員が読み上げた条文の中で、貸付け等々禁止されているとあるわけですが、その中に行政財産使用許可が禁止されているという条文が私はなかったと認識しており、その下に許可申請等々をを行ったという経緯でございます。

○6番（佐田 元議員）

確かにそれは例規されてはいません。

それを個人の判断で例規されていないからやったというような捉え方ができますが、ここに禁止されているという、このこと自体がもう既にもうやってはいけないことじゃないかという思いがしますが、これに例規されていないから個人の判断でやったということ、これはいかなものかなという思いがします。

町の財産、これをやはり個人に払下げ、または貸したりするときは、やはり事前に自己判断じゃなくてやはり議会に諮ってやれば、やはりこんなすばらしい事業、これを私たちも反対はしませんよ、はっきり言って。言いたいのは議会の議決もなし、またそういう話もなしで進めていったということ、これが我々議会人として町民の皆さんに聞かれるわけです。

何であそこ塗装なんかしているんだけど、あれ何かまた使うのかねとか、そういうあれ自分なんか知りませんよと、そういうあれですとやはり伊仙町の議会議員としてちょっと勉強不足というか、もう少しあんたなんか勉強せんにやいかんよと言われてたりもしますので、ぜひやはりこういう財産を処分したり貸したりするときはやはり議会に諮ってやってもらいたいと思います。

本当にこの事業はすばらしい事業であります。それと、これから先、ジャガイモを確保していくような話も聞いておりますが、近隣の保健センターの周りには住宅もあります。若い世代が恐らく住まわっていて小さな子どもたちもいるんじゃないかなという思いがしますので、ぜひ交通事故、

これから先、車の出入りも多くなったりいろいろな問題点というか住民とのクレーム等、そういうのも発生するんじゃないかという懸念がされますので、ぜひ近隣の皆さんが安心して生活でき、そして事故等が発生しないように業者さんと話をされていけたらなと思い、これ近隣にはそういう住民説明会等とかそれはされていますか。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

まず、本行政許可に関しまして、佐田議員は私個人の判断で許可を出した等とおっしゃっておりますが、私個人で許可を出せる権限は私にはございません。もちろん決裁の上で許可を出しております。

また、2年ほど前には関係課の課長が集まって協議を行った上で本施設を利活用するのが一番よろしいのではないかとといった協議は行っております。また、本計画、昨年度の予算においては設計業務を発注しております。その際にも全員協議会等々で何度かご説明しておりますが、昨年度設計業務の発注、今年度本施設の改修業務といった事業の流れについてはこれまで全員協議会でも説明はさせていただいたところでございます。

また、議員のおっしゃるとおり事故等の可能性、おそれ等も否定はできないわけですが、本施設のを利活用方法については高齢者、障害者の農福連携の受入れ拠点の施設として活用を行っていきたいと考えております。

そういったところで、地域の高齢者の方々や子どもたちとの交流、障害を持つ方々と子どもたちとの交流、こういった場の創設として本施設を利用してまいりたいと考えておりますので、そういったところは我々もちろん事業者のスタッフ等と十分理解して動いているところでございます。

○6番（佐田 元議員）

ありがとうございました。ぜひ農家の皆さんの出荷されるジャガイモが加工されていけたらなという本当にすばらしい事業ではないかと思っておりますので、頑張ってくださいと思います。

これについては以上で終わりたいと思います。

次、3番目、戦艦大和の慰霊塔の修繕についてお願いします。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

佐田議員の質問についてお答えいたします。

今回の議会の補正予算で財源充当の内訳を変更しております。こちらの承認がいただけましたら、議会終了後、修復に関する業務委託を締結し、今年度中に慰霊塔の修復を完了する計画となっております。

○6番（佐田 元議員）

議会の議決をやれば今年度中という話なんですけど、なぜ今年度中に完了しなければいけないその理由は何ですか。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

先ほどからも慰霊塔に関しての有意義性とかも話しておりますが、まず慰霊塔が建っている犬田布岬に関しては、伊仙町の一番の観光地と考えております。

また、そのシンボルとして慰霊塔は建っております。観光客が訪れる中、剥落している状態で今まさに危険な状態でありますので、1日でも早く修繕に移りたいと考えております。

○6番（佐田 元議員）

今課長がおっしゃってるとおり、慰霊塔自体が立入り禁止になって観光地にも非常に危険を及しているというのは重々分かっております。しかし、先ほどからこの慰霊塔の件に関しては何人かの方が質問されておりますが、本当に同じ質問になるかと思いますが、この一般寄附やらクラウドファンディングの寄附金、これに関してなんですが、本当に自分が考えるのには、思うのはやっぱりこの計画が、修繕していく中の計画が本当に不足というか計画がなかったんじゃないかなという思いがします。

寄附金を各方面から集めるわけですが、約3か月間で集める、これも先ほどから何回も質問がありました、これ自体、本当に知っている人が何人おったのかということなんです。

だから、それぞれ東部、中部、西部、説明会がありました。しかし、これが始まった後ですよ、説明会したのは。始まる前に説明すべきであったのではないかという思い、そしてあと1件。11月の29だったか、関西徳洲会の運動会がありましたよね。

そのときに課長に話したんだけど、ある人が寄附をしたいと振込用紙をもらってきてくださいということでしたら、振込用紙は持っていないということでありました。後から住所を教えてください、送りますとか、そういう安易な気持ちで寄附が集まるはずないですよ、はっきり言って。事前に準備していつでも対応ができるような体制にもっていくのがこういうプロジェクトをする、寄附を集める、これが本来の姿じゃないですか。後から住所を教えてください、後から送りますので。その本人はそれでも自分の家だから住所も分かるかもわかりません、しかし何人かの人に頼まれてその振込用紙をもらってきてくださいということを何人かの人に、同期生なんですけど頼まれてその運動会に参加しているわけですよ。その方は運動会もなんだけこの岬の戦艦大和の慰霊塔のここに、先ほども教育長の話にもありましたが、自分なんかの中学時代のお別れ遠足やらそういうので岬はしょっちゅう行っていた、ああいうすばらしい景観のところは自分なんかもないと。どこへ行っても自分はこの犬田布岬は誇りに思っているという話までしたんだけど。

その時点で、また戻りますが、なぜ振込用紙とかそういうのを準備していかなかったのか、それを持っていなかったのはもうそれいっち忘れておったとかそういう、あれはもう答弁は要りません、だからもう少し真剣にですねやっておればこの一般寄附でももう少し集まっていけたんじゃないかなという思いがします。

この前も話しましたが、最初は一般財源なんか組まないという話でしたよね。一般財源なんか組まなくても、皆さんの努力次第、計画、そういうあれがもっともっと真剣に考えておれば、この寄附

はもっと集まりよったんじゃないかなという思いがしますが、そのところどうですか。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

議員の質問にお答えします。

振込用紙に関しましては、まず一般寄附の場合申請を行った後、振込先を郵送するという形を取らせていただいております。

ただ、先に振込先を教えてしまうと個人から振り込まれた場合に、ただ通帳上名前しか載らないので、どこのどなたが振り込んだのかというのが、先に振込用紙を不特定多数の方にお渡しするとそういう状態になりますので、一旦申請を受けてから振込先をお送りするという形を取らせていただいております。その辺に関してはすみませんでした。

また、今回目標額に達しなく、一般財源等を活用した予算組みとなっております。その辺に関しましては今後とも一般寄附を募り、なるべく町の財政を圧迫しないよう努力してまいります。

○6番（佐田 元議員）

今の答弁で聞いてみますと、振込された方が分からなくなるというような話なんですけど、それはやり方次第でできるんじゃないですか。職員の都合上、そうやっているようなふうに取りられますが、やはり自分でわざわざ電話をかけて本土にいらっしゃる方が電話をかけて振込用紙を送ってください、寄附しますとか、そういう方もいらっしゃるかも分かりませんよ。しかし、はっきり言って、それこそ10人のうち何人かでしょうね、そういう方は。全部が全部、そういう電話して振込用紙を送ってください、寄附しますのでという、そういう方は恐らくそういないんじゃないかなという思いがしますが。

それとそれに関連して運動会のときに募金箱持って各テント回りましたよね。そのときの寄附金は幾らくらい集まりました、大まかでいいです。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

関西徳洲会での運動会のときに集まった金額としましては、約40万、また後日ほかに申請等ありまして集まっております。

○6番（佐田 元議員）

この約40万、これは各テントを回って募金箱に入った金額ですよ。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

募金箱で頂いた寄附に関しましては、約7万円となっております。

○6番（佐田 元議員）

40万というからおおすごいものだなという思いがしましたが、7万円、それぐらいが妥当でしょうね。さっきもちょっと話したのですが、事前にこうこうしますとかそういうあれであればやはり思いがある方は運動会のときに寄附をやろうかなという思いで小遣いを多めに持って家から出て、運動会がてら寄附をやろうかなという方がたくさんもっと募金が集まりよったんじゃないかなという思いをします。

一番言いたいのは、事前に計画ができていなかったのが一番募金が集まらない要因ではないかという、目標に達成しなかったんじゃないかなという思いがします。

それで、今年度に着工されるということですが、これは来年の4月7日予定されているこの第57回戦艦大和慰霊祭、これに間に合うようなあれでやっていくというそういう考えなんですか。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

議員の質問にお答えします。

今年度中に完了する予定で計画しております。

○総務課長（久保 等君）

今の課長の答弁に補足しますと、その計画をもってクラウドファンディングに挑みますので、そういった今議会終了後、直ちにまた工事に取りかからないと次の慰霊祭には間に合わないということですので、ご理解いただきたいと思います。

それと、先ほど一般財源を使わないという話でありましたが、前回の議会のときにクラウドファンディングで1億8,000万、それを半分は返礼品等に利用するわけですので9,000万という目標設定額、工事費が目標設定額の9,000万なんです、この次の議会で財源内訳が変わった場合には、議会の承認を得る必要があるというふうに私は述べていますので、もしそれだけ達しなければ財源内訳が変わってきますので、議会の承認を得るというふうに答弁したわけであります。

○6番（佐田 元議員）

私が勘違いなのかちょっとそれは分かりませんが、勉強不足で分かりませんが、私が言いたいのは、何でこんなに慌てて工事を完了したいという、もう少し頑張ってやれば一般の方からの寄附が集まって、少しでも一般財源から手出し、これが少なくなりこの一般財源、町民の方々に何らかの形で還元できたりするんじゃないかなという思いはします。

それで、私が思うのはこの4月7日に間に合うようにという思いであれば、話は別なんです、常日頃からやっぱりこの戦艦大和の慰霊と、これをやっぱり平和のシンボルでもあり、そして今、先ほどお話があったように我が町のシンボルでもあります。

そういう意味で4月7日にこだわらなくて、この慰霊祭にこだわらなくて、やっぱり何か名称を変えて、町長がいつも話されているように世界に、日本に発信できるようにこの慰霊祭を通じて戦艦大和慰霊祭じゃなくて、何か世界平和慰霊祭でもいいしそういうような何か名称を変えてやっぱりこれからやっていくのも1つの方法ではないかなという思いはしますが、そのことについてどうですか。

○総務課長（久保 等君）

先ほどの質問の中でもお答えしましたが、要は昨年のころから崩落が始まり立入り禁止のロープが張られているということで、早くどうにかしてほしいという声を基に、いろんな事業、県、国に相談したり、奄振の活用等も検討した結果、その事業にそぐわないということでありましたので、あとは単独で9,000万で修復するしかないという方向の下、このクラウドファンディングに挑んで

一般財源約3,000万までに持ってきたわけですので、それがなければ一般財源9,000万を使わなければならなかったということです。ご理解をいただきたいと思います。

その慰霊祭の名称変更については、私がまたどうこうという立場でありませんのでまた町長のほうからお答えいただきたいと思います。

○町長（大久保 明君）

急に名称変更と言っても、なかなかこの変更をどういうふうにするかということが頭に浮かびませんけれども、佐田議員、先ほどどういうふうな名称などがあると思いますかね、名称を考えていらっしゃるから示していただきたいと思います。

じゃなくてですね、こだわらなくて世界平和という。

○議長（前 徹志議員）

佐田議員、指名しますから。ユーチューブ配信しているものですので、町長も問いかけないでください。

○町長（大久保 明君）

私は考えていません。

○6番（佐田 元議員）

この件に関しては、何人かの議員の皆さんがいろいろ説明、答弁や質問がありましたのであれなんですが、今後の計画なんです、先ほどちょっと触れましたが、これは今回修復、修繕して終わりなのか、これからずっと、あと恐らく10年、15年、20年後はまたこのようなことを修復しなければいけない状態になってくると思うんです。そのために何か今後の修復のために考えていること、計画されていることなどありましたらお願いいたします。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

議員の質問にお答えします。

今回修復した後、定期的な目視調査、ドローン等を使った目視調査、慰霊塔本体にコンクリート膨張を把握する機械装置などを設置し、状態把握をし適切なメンテナンスを行うことによって、10年20年30年と延命化を図ることは可能ということです。

また、今後全国的にも慰霊碑、慰霊塔に関しては遺族会などの組織が寄附を募り、建立され維持管理されているものが多くあります。高齢化などにより組織自体が消滅し、所有者不明のまま国や県の支援が受けられなく、集落や自治体の管理もしくは無管理となって問題となっている慰霊碑、慰霊塔等が多くございます。こうした慰霊塔、慰霊碑に関しても国の支援、県の支援等が得られるよう、こちらのほうからも働きかけていきたいと考えております。

○6番（佐田 元議員）

ありがとうございました。延命化ができるような話なんです、私が思うのはやはりこれから、今後この若い世代に負担等かけない意味で基金の積立てとか慰霊塔の修復のための基金、とかまた犬田布岬のほうに花とか線香とかそういうものの販売、100円、200円ぐらいで、沖縄の観光地なんか

行けばよくそれが見受けられますが、そういう基金の積立てやら、何か今後の修復に役立てていけるようなそういうあれは考えていないですか。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

議員の質問にお答えいたします。

犬田布岬のほうが歩道や展望台・休憩所も整備されていますので、観光客など訪れてご利用いただいていると思います。また、そこを集落の方々とまたイベント等の開催も企画し集落の活性化へとつなげて、またその場で今回その他の一般寄附の方法なども活用して今後の維持管理のほうにつなげていけるような取組をしていきたいと考えております。

○6番（佐田 元議員）

いろいろ方法はあると思いますので、ぜひ検討されてやっていただきたいと思います。

この犬田布岬の慰霊塔、永遠にこの慰霊塔が我が町に建ち続けていき我々を見守っていただけるように祈願いたしまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（前 徹志議員）

これで、6番、佐田 元議員の一般質問を終了します。

本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次の議会は、12月15日です。明日は10時より全員協議会、その後最終本会議を行います。

また、この後、全員協議会を開催しますので、議員の皆様は委員会室へご参集願います。お疲れさまでした。

散 会 午後 3時42分

令和 5 年第 4 回伊仙町議会定例会

第 4 日

令和 5 年12月15日

令和 5 年第 4 回伊仙町議会定例会議事日程（第 4 号）

令和 5 年 12 月 15 日（金曜日） 午前 11 時 00 分 開議

1. 議事日程（第 4 号）

- 日程第 1 議案第 56 号 令和 5 年度伊仙町一般会計補正予算（第 5 号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第 2 議案第 57 号 令和 5 年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第 3 議案第 58 号 令和 5 年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第 4 議案第 59 号 令和 5 年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第 5 議案第 60 号 令和 5 年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第 2 号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第 6 議案第 61 号 令和 5 年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第 1 号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 追加日程第 1 議案第 62 号 伊仙町名誉町民条例の一部を改正する条例（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第 7 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 8 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	井上和代議員	2番	久保量議員
3番	大河善市議員	4番	杉山肇議員
5番	牧本和英議員	6番	佐田元議員
7番	清平二議員	8番	岡林剛也議員
9番	上木千恵造議員	10番	永田誠議員
11番	福留達也議員	12番	前徹志議員
13番	樺山一議員	14番	美島盛秀議員

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 元原克也君 事務局書記 實夏三君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	総務課長	久保等君
未来創生課長	佐平勝秀君	くらし支援課長	稲田大輝君
子育て支援課長	久保修次君	地域福祉課長	大山拳君
経済課長	橋口智旭君	建設課長	高橋雄三君
耕地課長	稲田良和君	きゅらまち観光課長	上木雄太君
水道課長	富岡俊樹君	農委事務局長	豊島克仁君
教育長	伊田正則君	教委総務課長	町本勝也君
社会教育課長	中富譲治君	学校給食センター所長	森一途君
健康増進課長	伊藤晋吾君	選挙管理委員会書記長	重村浩次君
総務課長補佐	寶永英樹君		

△開 会（開議） 午前 1 1 時 0 0 分

○議長（前 徹志議員）

ただいまから、本日の会議を開きます。

- △ 日程第 1 議案第56号 令和 5 年度伊仙町一般会計補正予算（第 5 号）
- △ 日程第 2 議案第57号 令和 5 年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- △ 日程第 3 議案第58号 令和 5 年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- △ 日程第 4 議案第59号 令和 5 年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- △ 日程第 5 議案第60号 令和 5 年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第 2 号）
- △ 日程第 6 議案第61号 令和 5 年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（前 徹志議員）

日程第 1 議案第56号、令和 5 年度伊仙町一般会計補正予算（第 5 号）、日程第 2 議案第57号、令和 5 年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）、日程第 3 議案第58号、令和 5 年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）、日程第 4 議案第59号、令和 5 年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）、日程第 5 議案第60号、令和 5 年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 6 議案第61号、令和 5 年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第 1 号）について、6 件を一括して議題とします。

提案理由の説明を 6 件一括して求めます。

○町長（大久保 明君）

議案第56号は、令和 5 年度伊仙町一般会計、議案第57号は、令和 5 年度伊仙町国民健康保険特別会計、議案第58号は、令和 5 年度伊仙町介護保険特別会計、議案第59号は、令和 5 年度伊仙町後期高齢者医療特別会計、議案第60号は、令和 5 年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第 1 項の規定により提案しております。

議案第61号は、令和 5 年度伊仙町上水道事業会計の既定の予算に変更が生じたので、地方公営企業法第24条の規定により提案しております。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第56号、令和 5 年度伊仙町一般会計補正予算（第 5 号）について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（久保 等君）

それでは、議案第56号、令和 5 年度伊仙町一般会計補正予算（第 5 号）について補足説明いたします。

予算書をお開きください。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額73億8,560万円に、歳入歳出それぞれ 1 億2,754万5,000円を

増額し、歳入歳出予算の総額を75億1,314万5,000円とするものであります。

予算書6ページをお開きください。

歳入歳出事項別明細書により、まず歳入について説明いたします。

また、歳入の詳細については、8ページから13ページをご参照ください。

1款町税、補正前の額3億5,841万7,000円に、滞納繰越分15万4,000円を増額し、補正後の額を3億5,857万1,000円とするものであります。

10款地方交付税、補正前の額34億1,816万5,000円に、特別交付税5,400万円を増額し、補正後の額を34億2,365万6,000円とするものであります。

12款分担金及び負担金、補正前の額3,421万1,000円に、25万9,000円を増額し、補正後の額を3,447万円とするものであります。

13款使用料及び手数料、補正前の額8,677万7,000円に、施設使用料及び住宅使用料滞納繰越分136万9,000円を増額し、補正後の額を8,814万6,000円とするものであります。

14款国庫支出金、補正前の額11億5,341万3,000円に、1億7,111万7,000円を増額し、補正後の額を13億2,453万円とするものであります。

主要因として、国庫負担金の民生費国庫負担金において障害者自立支援給付費等負担金1,039万5,000円、障害児入所通所給付事業負担金711万5,000円、合計1,751万円の増額、国庫補助金の総務費国庫補助金において主に再編関連訓練移転等交付金2,432万3,000円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億2,500万円等、合計1億4,729万6,000円の増額、民生費国庫補助金において保育対策総合支援事業費補助金等、合計60万9,000円の増額、土木費国庫補助金において公営住宅等整備事業50万円の減額、教育費国庫補助金において学校保健特別対応事業費補助金304万5,000円の増額、へき地児童生徒援助費等補助金240万6,000円の増額等、合計618万2,000円の増額によるものであります。

15款県支出金、補正前の額5億3,299万2,000円から851万8,000円を減額し、補正後の額を5億2,447万4,000円とするものであります。

主要因として、県負担金の民生費県負担金において障害児自立支援給付費等負担金519万7,000円、重度心身障害者医療費助成金57万8,000円、障害児入所・通所給付事業負担金355万7,000円、合計933万2,000円の増額、県補助金の総務費県補助金において地方創生推進交付金615万円の減額、民生費県補助金において子ども医療費補助金63万4,000円の増額、保育所等給食支援事業費補助金96万2,000円の増額、衛生費県補助金において離島地域不妊治療支援事業補助金60万7,000円の増額、猫対策事業補助金78万円の減額、農林水産業費県補助金において農業次世代人材投資事業補助金500万円の減額、多面的機能支払交付金800万3,000円の減額と、合計1,781万9,000円の減額によるものであります。

16款財産収入、補正前の額1,215万6,000円に旧庁舎の物品売払いによる収入等90万3,000円を増額し、補正後の額を1,305万9,000円とするものであります。

17款寄附金、補正前の額3億4,804万8,000円から1億690万5,000円を減額し、補正後の額を2億4,114万3,000円とするものであります。寄附金において企業版ふるさと納税寄附金220万円の増額、クラウドファンディング型寄附金1億6,769万円の減額、指定寄附金5,858万5,000円の増額によるものであります。

18款繰入金、補正前の額1億2,270万2,000円に基金繰入金の財政調整基金繰入金7,279万4,000円の増額、きばらでえ伊仙応援基金繰入金120万円の増額、合計7,399万4,000円を増額し、補正後の額を1億9,669万6,000円とするものであります。

20款諸収入、補正前の額5,921万2,000円に533万9,000円を増額し、補正後の額を6,455万1,000円とするものであります。

主な要因として、雑入の衛生費雑入においてネコ対策協議会負担金過年度分精算返納金317万7,000円の増額、民生費雑入において徳之島地区介護保険組合負担金精算返納金168万4,000円の増額等によるものであります。

21款町債、補正前の額10億842万8,000円から1,565万7,000円を減額し、補正後の額を9億9,277万1,000円とするものであります。

主な要因として、過疎対策事業債の過疎対策集落再編成整備事業費870万円の減額、臨時財政対策債の臨時財政対策債285万7,000円の減額、公共施設等適正管理推進事業債の長寿命化事業900万円の減額、学校教育施設等整備事業債210万円の増額、緊急自然災害防止対策事業債の大道兼久線排水路整備事業280万円の増額等によるものであります。

歳入合計、補正前の額73億8,560万円に1億2,754万5,000円を増額し、補正後の額を75億1,314万5,000円とするものであります。

次に、歳出について説明いたします。

予算書は7ページでございます。

また、歳出の詳細については、14ページから41ページをご参照ください。

1款議会費、補正前の額8,434万2,000円に人件費等42万4,000円を増額し、補正後の額を8,476万6,000円とするものであります。

2款総務費、補正前の額12億7,192万9,000円から6,730万円を減額し、補正後の額を12億462万9,000円とするものであります。

主な要因として、総務管理費の一般管理費において新庁舎への引っ越し及び旧庁舎整理期間の両庁舎の電気料と料金高騰の影響により光熱水費500万円の増額、新庁舎電話回線の増設等により電話料114万円の増額、財産管理費において再編関連訓練移転等交付金を財源とした防犯設備維持管理基金積立金1,000万円の増額、交通安全対策費において青パト購入経費300万円の増額、電算システム費において行政キオスク端末導入業務委託料495万円の減額、企画費において光伝送施設補修材料180万円の減額、地方公共交通特別対策事業補助金187万円の減額、移住就業・起業支援事業補助金820万円の減額、長寿と子宝の町でサテライトオフィス事業100万円の減額、伊仙町クラウドフ

ァンディング事業において返礼品代、通信運搬料、収納代行手数料の合計7,644万4,000円の減額、戸籍住民基本台帳費においてシステム改修負担金576万4,000円の増額等によるものであります。

3 款民生費、補正前の額16億3,113万6,000円に1億5,095万9,000円を増額し、補正後の額を17億8,209万5,000円とするものであります。

主な要因として、社会福祉費の老人福祉費において介護保険給付繰出金206万3,000円の増額、障害者福祉費において障害者自立支援給付等事業費2,079万円の増額、障害児入所・通所給付事業費1,423万円の増額、重心医療費において重度心身障害者医療費助成115万7,000円の増額、物価高騰緊急支援給付事業において物価高騰緊急支援給付金9,982万円の増額、児童福祉総務費において公用車購入費500万円の増額、私立保育所費において負担金補助及び交付金153万2,000円の増額、子ども医療費において扶助費335万円の増額等によるものであります。

4 款衛生費、補正前の額6億855万1,000円に636万7,000円を増額し、補正後の額を6億1,491万8,000円とするものであります。

主な要因として、保健衛生費の環境衛生費において徳之島3町ネコ対策協議会負担金130万円の減額、奄美群島成長戦略推進交付金返納金190万5,000円の増額、母子衛生費において不妊治療支援事業補助金121万5,000円の増額、島外旅費助成補助費70万2,000円の増額、水道事業費の上水道事業費において上水道事業会計繰出金386万8,000円の減額等によるものであります。

6 款農林水産業費、補正前の額7億7,954万円に2,345万円を増額し、補正後の額を8億299万円とするものであります。

主な要因として、農業費の畜産振興費において畜産生産者支援交付金3,102万円の増額、農業担い手育成確保事業において青年就農給付金500万円の減額、鳥獣被害対策事業費において有害鳥獣捕獲出動報償費154万円の増額、農地費の農地総務費において多面的機能支払交付金町負担金1,067万2,000円の減額、特定地域振興生産基盤整備事業において修繕料286万円の増額等によるものであります。

7 款商工費、補正前の額1億6,601万6,000円に65万7,000円を増額し、補正後の額を1億6,667万3,000円とするものであります。

主な要因として、商工費の徳之島希少野生動植物保護事業において外来種駆除業務委託料130万円の減額、重機借上料100万円の増額等によるものであります。

8 款土木費、補正前の額11億7,355万円から3,650万2,000円を減額し、補正後の額を11億3,704万8,000円とするものであります。

主な要因として、道路橋梁費の道路維持費において修繕料102万円の増額、工事請負費1,498万円の増額、港湾費の港湾管理費において調査委託料3,170万円の減額、工事請負費1,000万円の減額、住宅費の住宅管理費において修繕料113万4,000円の増額、過疎地域集落再編整備事業費において住宅用地購入費1,170万円の減額等によるものであります。

9 款消防費、補正前の額1億5,481万1,000円に防災まちづくり事業費の戸別受信代替機整備委託

料177万4,000円、防災無線機器材料費24万2,000円の合計201万6,000円を増額し、補正後の額を1億5,682万7,000円とするものであります。

10款教育費、補正前の額7億3,704万9,000円に1,227万9,000円を増額し、補正後の額を7億4,932万8,000円とするものであります。

主な要因として、教育総務費の学力向上プログラムにおいて各種教科検定料補助金280万円の減額、小学校費の学校管理費において特別支援教育支援員謝金157万8,000円の減額、備品購入費438万円の増額、学校建築費において備品購入費280万円の増額、中学校費の学校管理費において備品購入費172万円の増額、学校設備費において工事請負費434万5,000円の増額、高等学校費の高等学校総務費において離島高校生就学支援費280万円の増額、社会教育費の歴史民俗資料館費において印刷製本費120万円の増額等によるものであります。

12款公債費、補正前の額7億7,230万8,000円に3,519万5,000円を増額し、補正後の額を8億750万3,000円とするものであります。公債費の元金において3,280万5,000円の増額、利子において239万円の増額によるものであります。

歳出合計、補正前の額73億8,560万円に1億2,754万5,000円を増額し、補正後の額を75億1,314万5,000円とするものであります。

次に、予算書5ページをお開きください。

第2表地方債の補正についてご説明いたします。

(1) 過疎対策事業債、限度額3億4,680万円を3億3,740万円に改めるものであります。

(3) 公営住宅施設整備事業債、限度額2億9,990万円を2億9,970万円に改めるものであります。

(4) 臨時財政対策債、限度額1,632万8,000円を1,347万1,000円に改めるものであります。

(5) 公共施設等適正管理推進事業債、限度額2億5,530万円を2億4,630万円に改めるものであります。

(7) 学校教育施設等整備事業債、限度額3,490万円を3,700万円に改めるものであります。

(13) 緊急自然災害防止対策事業債、限度額ゼロ円を370万円に改めるものであります。

起債の補正前限度額合計10億842万8,000円を補正後の限度額合計9億9,277万1,000円とするものであります。

いずれの事業債においても、起債の方法、証書借入れまたは証券発行、利率3%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金において利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率、償還の方法、政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議することによる。ただし、地方財政の都合により繰上償還することがあるに変更はございません。

以上、令和5年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）について補足説明を終わります。ご審議賜り、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第56号について質疑を行います。

○3番（大河 善市議員）

令和5年度の一般会計補正予算（第5号）について伺います。

ページ数で言いますので、歳出の22ページ、款3民生費、節18物価高騰緊急支援給付金9,982万ですが、このものについて歳入はどのように充てたかをまず伺いたいと思います。

○くらし支援課長（稲田 大輝君）

ただいまの大河議員の質問にお答えします。

価格高騰緊急支援給付金として9,982万円、歳出のほうで計上しているものに関しては、歳入のほうで歳入のページ数9ページ、14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務国庫補助金の中の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充てて、今年度6月1日時点の対象で行っている3万円の給付金に引き続き7万円の給付のほうも計画しております。

○3番（大河 善市議員）

今、説明がありましたが、今回2回目、あと前回3万円支給されたと思いますが、伊仙町において世帯数が約3,400余り戸数があると思うんですが、このうちの対象となる世帯及び、どういう方が対象になるかをまずお聞きしたいと思います。

○くらし支援課長（稲田 大輝君）

ただいまの質問にお答えします。

現在3万円の給付金のほうをまだ実施しているところであります。当初、令和5年6月1日現在で伊仙町に住所を有している世帯で非課税に当たる方を対象に選定し、約1,700件の方々に確認書を送付し、受理を受けた分で給付を行っております。

また、6月1日以後に転入されてきて前住所地で支給を受けていない方、今年1月1日以降に転入をしてきて課税状況が伊仙町で確認をできない方に関しては、申請書を送り、その方々にも非課税証明の添付、それから前住地での給付を受けていないことを条件に給付をしております。

3万円の支給実績については、今12月現在で約1,425世帯に対して給付をしております。今12月末までを申請受付の締切期限にしていますので、まだ申請をされていない方、該当しそうな方々には電話等、それから通知を行い、12月28日までで申請をして行き、対象になる方が漏れることがないように給付を行うようにしているところであります。

○3番（大河 善市議員）

ありがとうございます。今回の7万円支給を予定している事業と前回の3万円支給された事業については、同じ事業で国からの交付金があるかを伺いたいと思います。

○くらし支援課長（稲田 大輝君）

ただいまの質問にお答えします。

今回7万円の給付を行うものと前回の3万円の給付、国のほうで示唆されているものは追加して

合計10万円というような指示が出ている中で、実際扱う交付金等の違いがありますので、対象、それから基準日も6月1日と12月1日住所を有する方になるので、現在7万円の給付のほうも、この補正予算が確定した後、12月1日の伊仙町の非課税に対象する方、それからまた国が示している条件に当たる方々に対しての通知書を作成していく予定にしております。

○3番（大河 善市議員）

今、聞いた質問、この間2、3日前、新聞に奄美市の例が載っていたんですが、給付対象がちょっと違うのが出て、その処法に相当時間を要するということではありますが、伊仙町についても相当時間を要するのかを伺いたいと思います。

○くらし支援課長（稲田 大輝君）

確かに先ほど申し上げたように、基準日が6月1日、12月1日と基準日が違いますので、伊仙町のほうでも12月1日時点伊仙町に住所を有する方、また前後で転入された方で対象になる方の選定には時間がかかりますので、予算の確定後、対象者の選定を1月中旬までには終わらせ、1月中に対象者のほうに通知を行い、2月から給付が行えるように努めていきたいと計画しているところです。

○3番（大河 善市議員）

ありがとうございます。ぜひ、この事業についてやっぱり低所得者の方が主な対象だと思いますので、少しでも早い給付をよろしく願いをしたいと思います。

これに関連して、またもう一点ですが、昨日もありましたが、マイナンバーカードが発行されて、これを取得するときに国からの交付を受ける方については、口座等がひもづけをされることによって、マイナンバーカードをしてあることの申請時に、手続についてメリット等が、マイナンバーカードを取得してひもづけをした場合、何か事務作業等にメリット等があるかを伺いたいと思います。

○くらし支援課長（稲田 大輝君）

ただいまの質問にお答えします。

議員がおっしゃられたように、確かにマイナンバーカードを申請・取得することにより、マイナンバーカードのほうに個人の公的給付の指定を受けれる口座番号の登録等が行われることにより、国が指定する給付金等を即座にその情報を使って振り込むというような手続ができていけるということで、マイナンバーカードの推進等も進んでいます。

しかし、町が行う給付金であったり、町がその口座番号を利用する場合には、国の特定口座に該当する項目の申請を取らなければ、町サイドのほうからその口座に一方的に給付金を振り込むとか、還付金を振り込むとかという手続には利用することができないので、また取扱いのほうの要綱等を変えることによって、そのことができるようになるかどうかという情報もこちらのほうで調べて、町民が優位にマイナンバーカードを利用していろんな申請ができるようになるよう、今、国が目指しているDX、デジタル推進のほうと協力をしてカードの利用方法を進めていきたいと思います。

○3 番（大河 善市議員）

ありがとうございます。

次に、歳出の27ページの節18畜産生産支援交付金3,102万円について、これの収入では何ページの、どの項目を充てて事業を実施するかを伺いたいと思います。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

先ほどくらし支援課長からございました歳入9ページ、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、こちらを財源として充てさせていただいております。

○3 番（大河 善市議員）

課長にお尋ねしますが、さっきの物価高騰緊急支援給付金7万円のやつが9,982万になるわけですよね。今回の今、課長がおっしゃった畜産にもそれを充てるということですが、畜産の支援が3,102万ということで、私が単純に計算したら500万くらい交付金では足りない。地方創生臨時交付金1億2,506万では足りないんじゃないですか。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

まず最初に、重点支援地方交付金の制度についてご紹介します。

先ほどくらし支援課の課長が答弁しました低所得者向けの交付金につきましては、11月29日付で国のほうから交付限度額として9,419万2,000円が伊仙町の配当額として、交付限度額として示されました。この9,419万2,000円をそのまま今回の低所得者向けの充当額としてやっております。

続きまして、この畜産に関する交付限度額として、これは推奨事業メニューという枠の中で3,086万8,000円が国から、これも11月29日で示されております。これを合算すると、その歳入の金額とその今の歳出の総額をすれば、大河議員がおっしゃったように500万前後の差額が出ますけども、これについては、今度、今くらし支援課のほうで今したところの低所得者向けの歳出額の過不足分につきましては、後に調査をして、実質給付した世帯と金額との差額分を国に申請し、その分は追加支援で来ることになっております。

一方で、その畜産に関しては、この3,086万8,000円を交付限度額として示されていますので、この範囲内でこの畜産の支援をするんですけども、いかんせん、その分で給付する農家戸数等考慮して、その分の差額分については、一般財源の手出しが幾分かあるような形になりますので、そういった形で500万の差額分はそれぞれ埋める形になると思います。

○3 番（大河 善市議員）

分かりました。経済課長に今回の支援交付金3,102万について、ちょっと詳しくお尋ねをしたいと思います。

この間、9月にも畜産農家に請求がされて11月に支援がされたと思いますが、この実績について、今、分かれば教えていただけないでしょうか。

○議長（前 徹志議員）

しばらく休憩します。

休憩 午前 11 時 43 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○経済課長（橋口 智旭君）

大河議員の質問にお答えいたします。

9月議会において、予算計上を可決していただいております畜産農家経営維持支援交付金の交付実績でございますが、3,128頭に対しまして、3,753万6,000円を交付済みとなっております。交付日は11月17日に農家の口座へ振り込まれております。

○3番（大河 善市議員）

ありがとうございます。今回の支払いの対象要件について伺います。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

本補正予算において計上している該当の牛についてでございますが、本年、令和5年4月から令和6年3月までの間に、販売保留された牛を対象としたいと考えております。

○3番（大河 善市議員）

1頭当たり、およそどのくらいを予定しているかをお聞きします。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

現在、来年の3月までの実績を3,300頭と予定しておりまして、1頭当たり9,400円ほどとなっております。

○3番（大河 善市議員）

ありがとうございます。3月までの令和5年度の実績ということですが、それが確定して、大体の支払予定日をいつぐらい予定しているかを伺います。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

本頭数が確定後、様々な事務処理、農協のほうと行ってまいります。3月下旬から4月上旬までにかけては支給したいと考えております。

○3番（大河 善市議員）

ありがとうございます。畜産農家に対しまして、ちょうど9月にも補正予算で支援を頂き、また、令和6年にかけて、また追加で支援を予定しているということで、大変、畜産農家にとってはあり

がたい助成だと思っております。ありがとうございます。

次に、9ページ、歳入についてです。

国庫補助金の再編関連訓練移転等交付金2,432万3,000円ですが、これについて、9月にも補正で国から交付がありましたが、今回も補正でまた交付があるということですが、前回の交付金額と同額ということですが、この交付金については、自衛隊のほうで、訓練等が来たら、交付金額については毎回同じ交付がなされるかをお聞きしたいと思います。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えしますが、これは共同訓練等その中身の中での交付でありますので、こちらでいつ頃するとか、そういうのが分からないので、その規模等によりますので、この算定については入ってくる国の計算上のことでありますので、こちらで幾らということとは分かりかねます。

○3番（大河 善市議員）

ありがとうございます。この事業を活用して、今回、歳出で15ページですかね、防犯設備維持経費基金1,000万円が計上されていますが、交付金の残りはどの項目に充てたかをお聞きします。

○総務課長（久保 等君）

この交付金の活用であります。当時9月の段階で予定していたもの、それがまた該当しないなどありましたので、今回、再度見直しを行い、福祉に関する事業としまして、ほーらい館の健康管理コンピューターシステムの更新業務ということで、そちらに760万円、それから、これ全て4,884万6,000円に対しての回答をいたしますので、よろしくお願いします。

それから、防犯カメラ設置事業に600万円、それから今言われた基金に1,000万円、子育て支援ということで14人乗りのワゴン車購入500万円、それから役場南の排水路工事に600万円、明眼線の側溝敷設で670万円、それから給食センターのパン分割丸め機で320万円、あと青パトロール車で300万円、喜念小学校備品購入で280万円というふうに割り当ててございます。

○3番（大河 善市議員）

ありがとうございます。次に、歳出の31ページ、節14工事請負契約1,498万円の工事区域について、どこを対象としているかを伺いたいと思います。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

現在、再編関連訓練移転等交付金申請事業として、2つの要素事業の申請を行いました。一つは、先ほど総務課長が言われた明眼線の側溝敷設工事です。側溝のない箇所に新設の側溝を80m敷設する工事になり、670万円の増額補正になります。

あと一つは、新庁舎南側進入路排水対策工事になります。排水対策を行うとともに、道路付近を拡幅する工事になり、600万円の増額補正になります。

また、大道兼久線排水路工事の水路系が想定より大きく、不足が生じたことにより130万円の増

額補正と、検福里線のり面崩壊対策工事を緊急自債を活用するため、修繕料より98万円の組替えになります。

○3番（大河 善市議員）

以上で、質問終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

○2番（久保 量議員）

令和5年度一般会計補正予算書について質問を行いたいと思います。

予算書、ページ数で27ページ、款6農林水産業費12目農業担い手育成確保事業のこのページの農業担い手育成確保事業の18節の青年就農給付金がマイナス500万円とありますけれども、この要因についてお伺いしたいと思います。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

本青年就農給付金でございますが、経営発展支援事業を活用して新規就農者に対しまして支援を考慮しておりましたが、その事業の内容から、民間の金融企業、金融会社から融資を受けた際に、その償還金に対して支援をするといった形の事業となっておりますが、現在のやはり畜産、競りの価格ですとか、資機材の高騰を受けまして、本人の自己持ち出し分の財力、そこに余力がないということで、事業取りやめとした経緯がございます。

○2番（久保 量議員）

分かりました。次です。次のページ、28ページの農林水産業費の目1、18節多面的機能支払交付金、町負担金の三角の1,067万2,000円の要因をお願いします。

○耕地課長（稲田 良和君）

質問にお答えします。

これは国の交付金の確定により減額補正をしているところでございます。

○2番（久保 量議員）

分かりました。次は、32ページ、款8の土木費でございます。目1港湾管理費、こちらの12節委託料及び14節の工事請負費、これが3,100万円と1,000万円ほど、委託料と請負費、このマイナス要因をお願いします。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

先日、永田議員の一般質問の中でも説明させていただきましたが、各関係機関との協議により方向性を定めるのに不測の時間を要したため、今年度の面縄港整備計画に関わる環境調査業務費は減額補正し、令和6年度当初予算に計上させていただきます。

今後、環境調査を含め計画策定や基本計画までは補助対象になりませんので、事業申請する前に

町単独で進めておかなければならない業務であります。一つ一つ課題をクリアして、根拠を固めた中で国への事業申請を行っていきたいと考えております。

○2番（久保 量議員）

分かりました。次の款8土木費の目4過疎地域集落再編整備事業の16節公有財産購入費の中の用地購入費として、これもマイナスの1,170万円と示してございますけれども、こちらのほうもお伺いします。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

この費用は、東目手久用地購入費に関しましては、当初予定していた住宅用地としての購入の場合は、公営住宅債を活用できましたが、土地の用途が住宅以外になると公営住宅債が活用できないことにより、再検討するため減額補正であります。

○2番（久保 量議員）

分かりました。以上で終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ございませんか。

○5番（牧本 和英議員）

令和5年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）について質疑並びに要望、そしてまた、予算外のちょっと質問したいんですが、議長よろしく願いいたします。

ありがとうございます。大河議員、久保議員が質疑をされておりましたので、27ページの目9畜産振興費の節の18畜産生産支援交付金、これは畜産だけでありますので、こういった等の事業等で、また、今まで支援されてない花卉、そういったところにも今から今後支援できるのかをお伺いいたします。マンゴーとか、果樹等。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

他の園芸品目、果樹、バレイショ等でございますが、こういったものにつきましては、現在、輸送コスト化事業を活用したり、生産資材の助成等を行っているところでございます。

また、常任委員会等でもありましたが、ドローンの散布事業の費用の助成だとか、そういったものについては、しっかりと事業の概要を検討し、今後、構築していつて予算化に努めてまいりたいと計画しております。

○5番（牧本 和英議員）

ぜひ、そういう方々、そういう農家の方々にもいい支援事業を用いてもらいたいと思います。

それでは、次に30ページ、7商工費、目の2の節の12委託費、戦艦大和慰霊祭ツアー委託料とありますが、この内訳をお願いします。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えいたします。

8月1日から10月29日まで行われたガバメントクラウドファンディングにおいて、100万円寄附の返礼品として、来年度行われる慰霊祭の招待ツアーという形で返礼品を組ませていただきました。その返礼品に使う委託料となります。

○5番（牧本 和英議員）

先日も一般質問で、佐田議員がこの慰霊祭のことで質疑がありましたが、急いで3か月しかない工期で工事を進めるわけですが、犬田布岬、あの辺は物すごい風が強い。工事する方々の負担というか、けが等が起き、あんだけの高さを足場を組むわけですので、やっぱり3か月ちゅうのをやっぱりもうちょっと見直して、慰霊祭は慰霊祭で、工事の工期をちょっと、やっぱりもうちょっと余裕を持った工事ができないかお伺いいたします。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えいたします。

工期については、今後、契約段階でまた契約業者との話し合い等にもよって決まるのですが、一応現時点では今年度内の完了は見込めるとのことです。

○5番（牧本 和英議員）

見込めるといっていますが、その期間物すごい風が吹くんですよ、向こうは。だから、やっぱりそういうところ配慮しながら組んでいくのもいいんじゃないかなと思う気がするんですが。できるのであれば、ちゃんとやっぱりそんだけ経費をかけてするわけですので、しっかりとしたものを建築で、補修工事ができるようにお願いいたします。

質疑はこれぐらい、これだけですが、ちょっと要望として教育長に。ここ数日、テレビ報道等で大リーグの大谷翔平選手が、全国の小学校にグローブを寄贈するという話が出ておりましたが、伊仙町にはいつぐらい届く予定ですかね。

○教育長（伊田 正則君）

時期についてちょっとはっきり今は回答できませんけど、全ての小学校の各学校から要望がありましたので、教育委員会としては、まとめて8校全てお願いはしています。

○5番（牧本 和英議員）

ぜひ、子どもたちも楽しみにしているので、そういうせっかくのこういった世界を代表する選手にまでなった方が、日本全国の小学校にグローブを寄附する、グローブとボールですかね、寄附するということです。ぜひ、学校に出向いて子どもたちに伝達式、そういう形でしていただきたいという要望です。すみません、よろしくお願いします。

そして、今議会が始まって、町長がずっとサツマイモの加工とか、沖縄経由で海外に出すとかいうのをずっと毎日のように言われてたんですが、これは、奄美ブルー・スカイ農園さんがやられるちゅうことなんですかね。

○町長（大久保 明君）

2社の方が、同じような話をしてまいりました。一つはブルー・スカイであり、もう一つは西部地区の大手の方でございます。

○5番（牧本 和英議員）

他にも申込みがあるということで受け止めていいわけですね。その里山、何だったっけ、この事業に、事業に対して奄美ブルー・スカイ農園さんとまた別の会社がするというか、申込みがあるということですか。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

申込みがあるという前に、そういった事業ができないかといった話が来ているところです。その中で我々としてどういった事業が使えるか、どういった交付金事業が当てはまるか等を今調べているところでございます。

○5番（牧本 和英議員）

サツマイモの件が出たもので、西部で大きくしている方がおられるので、その方もしたらどうかという思いで質問したところです。

以上です。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ございませんか。

○8番（岡林 剛也議員）

令和5年度一般会計補正予算（第5号）について質疑をいたします。

歳入から。歳入の11ページ寄附金、指定寄附金5,858万5,000円とありますけども、先般、頂いた資料によりますと、徳洲会グループが、この寄附金の全9,000万円の立替資金の36%ぐらいですかね、当たる3,250万円を寄附してくださるという説明を受けたんですけども、これはもう申入れ書みたいなそういう確約書というか、そういうのは頂いているんでしょうか。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

こちらに関しては、通知書という形で通知を頂いております。

○8番（岡林 剛也議員）

分かりました。続きまして、先ほどもありました9ページの再編関連訓練移転交付金ですけども、これは今回あった訓練の交付金でしょうか。

○総務課長（久保 等君）

この交付金については、令和5年の3月に行われた訓練の交付金でございます。

○8番（岡林 剛也議員）

ということは、今回の訓練の交付金はいつ入る予定になるんですか。

○総務課長（久保 等君）

今回の訓練については、合同訓練ではありませんので、こういった形の交付金はないものと感じております。

○8番（岡林 剛也議員）

分かりました。議会初日に、議案第49号でこの伊仙町防犯設備基金条例というのを可決したんですけども、これで、この条例の積み立てる額は、一般財源とかこの再編関連訓練移転交付金を充てられているんですけども、ずっと議題になっていた戦艦大和の慰霊塔、あれ今からもずっと補修したりして維持していかなければいけないんですけども、その基金をつくって、こういう自衛隊関係ですか、こういう交付金をその基金の財源にするということは考えられないでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

この交付金に対象する事業として、先日もお知らせしましたが14項目ありますが、それについては、防衛省とのまた協議が必要となりますので、ここでそういったことができるできないという明言はできないわけなんですけど、また、これを協議してそういったものに利用できるのかどうかというのをちょっと当たってみたいと思います。

○8番（岡林 剛也議員）

分かりました。ぜひお願いいたします。

続きまして、歳出の17ページ、サテライトオフィス事業ですけども、今回修繕料として100万円が減額されておりますが、これの説明をお願いいたします。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

ただいまの質問にお答えします。

100万円の減額の主な要因は、旧農業高校の4階校舎の外階段のほうに手すりを設置する予定でしたが、別途その校舎全体の改修並びにエレベーター設置等について検討されている状況です。まずその動向を確定し次第、その対応が必要じゃないかなということで、まず最初に、この100万円はちょっと現時点では時期尚早ということで取り下げる形で減額させていただいております。

○8番（岡林 剛也議員）

今、説明ではエレベーターを設置すると。旧農業高校跡校舎、たしかあれは歳入で、サテライトオフィス施設使用料、8ページですけども36万9,000円入っています。それと当初予算でたしか1社4万円の12か月で48万円入っています。足して84万9,000円ですけども、ここの業務委託料400万円、管理委託料143万円、合わせて543万円なんですけども、経費がかかっているみたいですけども、これ費用対効果的に見てどうなんですかね。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

管理の状態については、その名のとおり、あそこの清掃管理と受付業務等々するための予算であります。委託料に関しましては、企業誘致の一環で、3部屋ある中で今2部屋確定しております。残り1部屋誘致するために今コンサル等を通じて、積極的に企業誘致と事業誘致ともにしているところなんですけども、費用対効果につきましては、現時点でその今2社来ていただいている企業さんについては、地元の企業及び団体事業所と連携をするようにしております。1社につきましては、今、群流解析といってデータを専門にしている会社でありまして、今、今年度、主要観光施設に、いわゆるGPS的なものをつけて、人が島外から入ってきたときに、どれだけの人がこの観光地を訪問しているかというデータ取りをしたりとか、そういったものを解析していただく会社となっております。

そういったデータを駆使して、今後、観光及び他の事業に対する事業を要望する際の、積算根拠になるのであろうかということで我々期待しておりますので、そこら辺の費用対効果、事業申請するに当たってのエビデンスとして使えるところではないかなということで今認識しております。

○8番（岡林 剛也議員）

ちなみに一般の町民とかも使えると思うんですが、その使用状況はどうなっておりますか。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

コワーキングスペースにつきましては、一応、都度何名かお客様が来ていただいているということで報告は受けています。あと、島外からビジネスマン、都度ご利用いただいているということで今報告は受けております。

○8番（岡林 剛也議員）

あそこ4階にあって、歩いて上るのも大変だと思うんで、多分エレベーターという話になっていると思うんですけども、そのエレベーターというのは大体1基設置するのにどれぐらいかかるものなんでしょうか。

○社会教育課長（中富 譲治君）

ただいまの質問にお答えいたします。

旧農業高等学校の、現在、歴史民俗資料館がある建物ですけど、こちら耐震補強改修工事を、令和6年度の奄振のほうに申請しておりまして、その申請が通ってからの着工になります。

○8番（岡林 剛也議員）

ってことは、まだエレベーターの積算とかはされていないということですか。

○社会教育課長（中富 譲治君）

ただいまの質問にお答えします。

積算といいますか、設計書のほうは出来上がっております。

○8番（岡林 剛也議員）

じゃあ、金額とかは分からない。

○社会教育課長（中富 譲治君）

申請を上げている金額は1億3,000万円程度です。

○8番（岡林 剛也議員）

エレベーターも込みでということですか。耐震だけですか。

○社会教育課長（中富 譲治君）

耐震補強と全て内装のほうも全ての費用でございます。

○8番（岡林 剛也議員）

分かりました。続きまして、35ページ、学力向上プログラムの各種教科検定料補助金280万円が減額されていますが、せっかく町が予算を出して検定補助金を出してあげるのに、なぜこんなに減額になるのかお伺いします。

○教委総務課長（町本 勝也君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

議員のご指摘のとおり、今、今回のこの減額につきましては、実績に応じて12月から3月分を除いた部分について不用額として落としております。本年度の受験者数につきましては、英語検定のほうが104名、漢字能力検定のほうが81名、算数検定のほうが71名となっております。こちらにつきましては、また学校のほうにも受験の勧奨といいますか、教育委員会のほうからも通知等も含めてお願いをしていきたいと考えております。

○8番（岡林 剛也議員）

検定というのは、主に日曜日にされるものなんですか。

○教委総務課長（町本 勝也君）

はい、学校外での活動となりますので、業務時間外の検定の受験ということになるかと思います。

○8番（岡林 剛也議員）

無理強いさせることはできないと思うんですけども、なるべくせっかくこういう機会があるんですから、先生方にもお願いして、多くの受験者を募って、こういう無駄な予算にならないように努力していただくようお願いして終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ございませんか。

○11番（福留 達也議員）

予算書の27ページ、お願いします。

先ほども出ていましたけれども、12目、一番下、農業担い手育成確保事業、新規就農ということで、新規就農者に対して、毎年150万円の3年間の継続、これとは違う事業ですか。これ先ほど何か説明あったんですけども。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

今回、減額しているのは、新規就農者育成総合対策といった事業の中で、経営発展支援事業となっております。議員がおっしゃられているのが、経営開始資金といった事業となっております。

○11番（福留 達也議員）

僕が言ったのは違う内容ということですね。ちょっと関連して聞きたいんですけども、僕が言ったその事業、新規就農ということで、年間150万円の3年間の継続補助があるというその事業なんですけれども、これどうですか、今年度は何名ぐらい応募があつて、どれぐらいが事業獲得できた、そういった実績が分かればお願いします。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

本年度は2名の新規就農者の申請がありまして、現在その交付に向けて手続を行っているところです。

○11番（福留 達也議員）

応募はどれぐらいありますか。当初予算で何名ぐらい予定、今実績が2名とおっしゃいました、当初予算で何名ぐらいを予定していて、実際応募はどれぐらいですか。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

当初予算でたしか3名の予算計上をしておりまして。申請までこぎつけた方が2名となっております。その他電話等で相談のあった方があと2名いらっしゃいます。その2名の方に対しましても、こういった書類が必要だとか、こういったものをそろえてください、提出してくださいといったお話は進めているところでございます。

○11番（福留 達也議員）

一つ聞きたいんですけども、新規就農ということで、名称どおり新たに就農した人に対する補助だと思うんですけども、実際島にいて、いきなり都会から来て、こう来て新規就農というのがイメージできるんですけども、実際、現状はどっかに勤めながら、役場職員だってそうだと思うんですけども、どっかに勤務をしながら、休みとか片手間でジャガイモ等を作って出荷をすると、そういった人たちが多いと思うんですね。新規にするということで、会社を辞めて本当に農業一本でやっていこうと、そういった人たち結構いて、本当にそういったのにこの応募要項に該当すればいいんだけど、実際に他の会社に勤めながら自分で名前を出した、そういった状況だった人が、もう会社も辞めて農業一本でいこう、こういった人はもう該当しない事業ですか。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、これまで副業農家、いわゆる副業農家、これまで出荷のあった方に対しては、本事業は該当外となっております。今、本事業を受ける方で多いのが、農業大学校を卒業して帰ってきた就農生のほうがやはり多い状況になっております。

○11番（福留 達也議員）

私の個人的な思いなんですけれども、こういった補助金が出る趣旨というのかな、目的というのかな、農業一本でやっていこうという人を支えていこうという意味合いでの補助事業だと思うんですよね。そうなった場合に、そこいら辺りの要件をもうちょっと緩和をして、本当に今まで勤めながら片手間で出したから、本当に農業一本でやっていこうと。だって、それはもう適用除外ですよみたいな形式かしれないんですけれども、本来の趣旨はそういったところじゃないかなと思うんですよ。本当に農業一本でやっていこうと、新たに。そういったところをもうちょっと相談して、何とか解釈の緩和というのか、違法なことはしちゃいけないんですけれども、そういった本来の趣旨というのを酌んで、もし、そういったのが適用可能であれば、そういった人たちにも適用して農業の町でありますから、そういった若手がやっていきたいというのであれば、なるべくそういった手当をしてあげていただきたいなと思います。終わります。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

本事業につきましては、我々奄美群島のほうでも議員のおっしゃるとおり、この大島郡の実情を県のほうに訴え、国のほうに訴えているところでございます。

また、以前の要件としまして、本人の三親等以内の方々が作っている作物以外で50%の収益を上げなさいといった、非常にハードルの高い要件等が加味されておりましたが、こういったものも、実施する市町村の実情等を訴えかけて、現在は要件から外れたり等もしておりますので、そういったところについては今後も要望していきたいと考えております。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ございませんか。

○7番（清 平二議員）

令和5年度一般会計補正予算書（第5号）について質問いたします。

11ページ、款16項2財産売払収入、2物品売払収入、この売払いで残った備品等があるのかどうかお尋ねします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

その公売会を行って、誰もそういった購入がなかった備品についてはございます。

○7番（清 平二議員）

そういう備品等の処理の仕方というか、はどうしたのか、まだ残っているのかどうか。

○総務課長（久保 等君）

その残っている備品であります、解体の発注のときにそれを含めて処理してもらうような手続になっております。

○7番（清 平二議員）

これはこれで終わります。

この前からずっと岬の慰霊塔の問題等、いろいろ議論してまいりましたが、たしかこれは昭和43年に建立されて、これはどこが主体となって建立したのか、資料があれば教えていただきたいと思います。

○総務課長（久保 等君）

手元にそういった資料がございませんので、ちょっと調べてお答えしたいと思います。

○議長（前 徹志議員）

しばらく休憩します。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 1時47分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

議員の質問にお答えします。

事業主体につきましては、後ほど調べてお示ししたいと思っています。

○7番（清 平二議員）

昭和43年に建立したっていうのは分かるわけですね。事業主体がどこかっていうのがまだはっきりしないという、調べてみないと分からないということです。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

遺族会と党による組織とありますので、また詳しいことに関しましては調べてお示ししたいと考えています。

○7番（清 平二議員）

それはいつ頃お示しするのか。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

早急に調べてお示ししたいと思います。

○7番（清 平二議員）

早期ということですが、やっぱりいろいろこの前から議論されているので、そういうのは調べておいていただきたいなと思ひまして。早期と言ったらいろいろ早期ありますので、やっぱりきちっとして早めにいつまでということをやっていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

○13番（樺山 一議員）

1、2点ほど質疑をいたします。

令和5年度一般会計補正予算（第5号）について質疑を行います。

先ほども久保議員がちょっと尋ねていましたけど、28ページの多面的支払交付金。先ほどうっかり聞き逃したもんですから、これ何で減額されていますか。1,067万2,000円。お願いします。

○耕地課長（稲田 良和君）

ただいまの質問にお答えします。

国の交付金決定で減額しているところであります。

○13番（樺山 一議員）

申請してあったが、交付金がそれだけしかなかったということで、決定した交付金は幾らですか。

○耕地課長（稲田 良和君）

この交付金は、全国の面積で割当てをされるところでございまして、今年度4,987万6,172円が決定しているところでございます。

○13番（樺山 一議員）

分かりました。交付金がやはり全国的に比例して減額されたと理解してよろしいですか。

そして、もう一点関連で、今、伊仙町で畑かん事業が各地で進んでおります。そして畑かん事業が終われば、もうその地区の事業は私は完了していくと思いますけど、路面が舗装されていないところが多分に残ると思います。あれを全て事業が終わって町に移管されれば、町はあれだけ舗装する金はないと私は思いますけど。今、事業が進んでいる間にどうにか舗装工事という、そういう堅苦しいのではなく、侵食防止とかいう簡単な感じの工法があるんですよ。そういうものでもしていかないと、もう事業が終わって、伊仙西部地区、やはり道ががたがたですよ。ああいう形になるとは思いますけど、そういうのを今事業が進んでいる間にどうにかできないのかお伺いします。

○耕地課長（稲田 良和君）

ただいまの質問にお答えします。

中部地区につきましては、昨日も一般質問のほうでお答えしましたが、更新事業を計画しておりますので、それに併せてやるような方向で今話を進めているところでございます。

今現在の地区は、また予算等どういう事業が持ってこれるか、検討また打合せをしながら予算の獲得に努めていきたいと思っています。

○13番（樺山 一議員）

それをしないと、本当に中部地区みたいな感じになりますよ。だから、ぜひ今その事業が進んでいる間にどうにか案を出して、そういう形でしないと、崎原地区とか今畑かん事業していますけど、もうほとんどの道が大変ですよ。皆さん町内を回ってご存知だと思いますけど、ぜひその件については、私、要望しておきます。

続きまして、歳入の11ページ、款17項1目1クラウドファンディング型寄付金について。

町長、こういう慰霊塔とか建築物は、私、いろいろ補助金等を使って造るのは簡単だと思いますけども、それを未来永劫維持していくのは大変だと思っております。その慰霊塔に関しては、それに今伊仙町が直面している状況ですが、今回はクラウドファンディングで個人の方々に、そして一般寄附で徳洲会グループをはじめ企業団体、個人に、そして伊仙町民のやはり大切な一般財源を補填してこの工事ができるようになると私は思いますけども、この方々の意思を汲んでいくにも、やはり修復をして、その先も、先ほどから岡林議員そして昨日の佐田議員が一般質問でもおっしゃっているように、やはりそういう基金等設立をして、修理をしても、今回の9,000万を充てても、未来永劫修理が要らないわけではないので、そういう基金等をつくって進めていく考えがあるかどうかお伺いします。

○町長（大久保 明君）

そのことは、常にいろんな考えを模索しております。

これは非常に困難かもしれませんが、文化財として今後できる可能性あるというのを、ある国会議員の秘書からお伺いいたしましたので、それだけの価値をどのようにして、多分それが文化財になったというのは、戦後、戦時中から例がないと思いますけれども、それやっぱり学者の方々がしっかりと吟味していくと。

今、日本で第一流の方が設計した慰霊塔であるということと、それから参加した方々をよく考えてみますと、終戦の言葉をまとめた方だったり、「戦艦大和ノ最期」ということを書いた吉田 満さんたちの評価が非常に高いわけですから、その方々が精魂込めて造り上げた慰霊塔であるから、それを恒久に残すための国の文化財ということの可能性は、文化財課長に電話をしたら、カムイヤキの当初の頃、伊仙町に来たことあるということと慰霊塔も見たということでしたので、その方に今度近いうちにお会いしていろいろ考えを聞いていきたいと思うし、これは今、盛山先生とも話をしていますけども、これはたまたま迫水久常先生の秘書をしていたということなどもあって、それから皇族の方々がこれほど関与している慰霊塔はないわけです。

もちろんその慰霊塔は富山丸も対馬丸もみんな状況は一緒ですけども、そういうものを国が管理していけるようにもうしないといけない時代ではないかと思えます。世界中いろんな墓地も戦争があった地域は国が管理しているわけですから、敗戦国ということをつまでも、それに世界が押しつけるのかということも議論をしていくということでもありますし、今回9,000万どのくらいの、今は50数年たっていますけども、40年ぐらいたってからもう崩落が始まっておりますので、中村晋也先生が下の映像でも言っていましたけれども、その頃は予算がなかったのも、コンクリートでこのようなものを造るということは非常に大変な作業であるし、それがどれだけでもつかということは分からないよというようなお話もしておりましたので、そういうあらゆることを加味しながら、また伊仙町議会の方々ともいろいろかんかんがくがく議論しながら、やっていけるかどうかと。

そのための一番のあれは、文化財として国が持っていかなければいけないというのは、佐藤持久さんという奄美新聞や大島支部の創設者が、私たちが最初の募金活動で第2弾として、九段会館で

やったときに、「これは国が管理すべきだ、それだけの価値のある慰霊塔だ」ということを話したことを私はまだはっきりと覚えております。

その辺のことも含めて考えていくと。もちろんコンクリートでやったということは、非常に厳しい中でやっているわけですから、今後、国とも協議しながら、我々もいろんな専門でありませんけども、そういう専門の方々の意見を聞きながら、どういった方向が進めていけるかということで、今回確かに議員の方々がおっしゃるように、なかなか進まない中でいろんな方々の意見を聞いて、クラウドファンディングしかないだろうということで今取り組んだわけでありますので、今後どうするかに関しても、今回、今日、議員の方々も非常に積極的で、この残りの寄附をどうしてかということは、伊仙町議会の方々も前志向と同じ気持ちになって当然やってるわけですけど、そういう気持ちでやっていただくということが、今なすべき、やるべきことの最重要な取組であるし、その後またどうしていくかということは、これからも特別委員会などをつくりながらやっていくだけの価値があるということですから、それをやっぱり執行部もそうですけども、議員の中でもそういう特別委員会などを創設していただいたら、これはかなりいい感じで国のほうにも要望は当然できると思います。今のところそういう気持ちでございますので、どうか皆さんの英知を頂いて、オール伊仙町でこの問題を解決していくことは可能であると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○13番（樺山 一議員）

昨日からずっと戦艦大和の慰霊塔の重要性、国宝級とかそういう話を町長ずっとしております。しかし、国宝でもないし国が管理するわけでもない。現在どうしても伊仙町が管理していかなければならない状況ですので、これからこの補修が終わってどうするか。この補修をしている期間3月31日までに、次は維持管理に向けてどうするという方向性をぜひ示していただきたいと思っております。どうですか。

○町長（大久保 明君）

これは示していくということです。ですから、樺山議員がいろいろ心配しているようなことも含めて、皆さん方の知見も受けながら、専門家の方々、そして政府関係者の方々、国の戦争に関わった遺族会の方々としっかりと議論して、進むべき方向性を3月までには決定をしていきたいと思っております。

○13番（樺山 一議員）

ぜひ、今回整備しながら、次の方向性を示していただきたいと思っております。

我々ここに座っている議員、そして町長、そして役場の管理職の方々、未来永劫この席に座っているわけではありませんで、ぜひ、国宝級の立派な慰霊塔が、将来、我々孫や子の負担にならないような形で、負の遺産にさせないように、我々が考えて次の方向性を決めていかなければいけないと私は思っております。

以上で終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ございませんか。

○14番（美島 盛秀議員）

令和5年度一般会計補正予算の質疑については、多くの議員の皆さんから質疑も大分言われておりまして、それに関連して、私はまた質問したいと思います。

まず、10ページの款15目4の農林水産事業県補助金の節の多面的機能支払交付金の800万が減額をされております。これに関連して、歳出28ページの農地総合費の中の節2の多面的機能支払交付金町負担金の1,672円が減額されています。この2つを関連いたしまして、質疑をいたしたいと思います。

この多面的支払交付金というのは、平成19年度から始まりました。そして去年だったと思いますがけれども、この多面的支払交付金だけでは間に合わないだろうということで、去年から長寿命化事業という交付金事業ができましたけれども、これを合わせて、さっき言った4,900万と考えていいのかどうか、その説明をお願いします。

○耕地課長（稲田 良和君）

ただいまの質問にお答えいたします。

昨年度から長寿命化が開始されていますが、資源向上支払いのほうが面積が100%くるんですが、その割合によって面積の増減で長寿命化の金額が確定しますので、100%要求しても、面積によってこの長寿命化の金額は減額がほとんど、今、全国的にも長寿命化の金額は減少傾向にあるということです。一応こちら100%という要望はするんですが、この面積によって確定しますので、例年100%の要求は通らないという状況でございます。

○14番（美島 盛秀議員）

その内訳で、減額の1,067万2,000円、その中の長寿命化の部分の予算は幾らになっていますか。

その工事高、去年行われた長寿命化の事業の。

○耕地課長（稲田 良和君）

ただいまの質問にお答えします。

去年の実績によります。一組織、その長寿命化200万程度を基準にして積算して工事を進めているところでございます。

○14番（美島 盛秀議員）

先ほどの質問にもありましたけれども、畑かん事業が終了すると、道路の管理が大変じゃないかという意見等もありましたけれども、こういう道路、現状が悪いところをその長寿命化でやりなさいという目的だと私は思うんですけども、その畑総地帯のエリア内の事業だったと私は記憶しております。

しかしながら、そこだけじゃないと。その周辺も非常に道路が悪いということで、この道路補修等も含めて、その長寿命化の事業を活用できないかということで、徳之島3町の伊仙町の委員会の

中で決定をして、じゃあ、その周辺もいいんじゃないのということで、もっともっと予算を増やさなければいけないということで、町にも要請をしたという記憶があります。

ですから、町が1,067万も減額をしているんですけども、こういうことをやはり町が段階的に年々少しずつでも増やして行って、減額するんじゃなくて増やして行って、道路補修をすると。恐らく町民の皆さんは、その畑総事業の終わった道路、私になるべく時間のあるときはそういう農道を走ります。もう全く4WDの軽トラも走らないようなところもあります。町道ですよ、畑総の後の。

それは町の担当が、その事業のあるときに、そこを工事しているときにお願いをして、させればよかったと私は思っているんですけども、もっともっと減額をするんじゃなくて、もっとこれは増えるような。ですから、私が一般質問の中でも言いました財政計画をしっかりと立てて、事業をやってくださいと言っているのはそこ辺りなんです。

今後、こういう大切な町民生活に直結する予算でありますので、こういう道路インフラ整備というのは。ですから、こういうのをしっかり考えて、今後の計画をして予算を執行していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○耕地課長（稲田 良和君）

この長寿命化についてですが、各組織代表者と担当者と現場を確認して、今年はここをしますということで計画を進めているところでございます。先ほど樺山議員の質問の中にもありましたとおり、今後、県と予算のほう確認しながら、今言われた悪いところとかできるように努めたいと思います。

○総務課長（久保 等君）

美島議員の質問でありましたが、この多面的支払交付金の中で、国からの予算額が落ちてこうなったということで、マイナスとするんじゃなくて、これを町の費用をプラスしてということでありましたが、これをこの名目の中でそれを増やすということは、多面的機能支払交付金に該当しませんので、これを落とした予算で、またそういった箇所がある場合は、補修の工事または修繕とかそういういったもので対応していかざるを得ないとも考えていますので、そういった予算の計上になろうかと思います。

○14番（美島 盛秀議員）

この事業の目的、大切さというのを担当職員以下、町長以下、しっかりと認識してもらわないと、もう舗装をやらなくてもいいような、普通乗用車でも自転車でも走れるような道路に行って、わざわざこの長寿命化の予算を使っている場所を何か所か見受けます。それよりも私は、口頭でもその係の人に言いましたけども、ここよりも悪いところがいっぱいあるよと。歩くのさえ不便を感じている道路もいっぱいあるのに、なぜそういうところを優先しないのということ等言いましたけれども、やはり担当課、建設課ですかね、耕地課あたりはそういう調査をして、そういう事業を発注して申請が上がってきて、この道路を補修するということになれば、そういうところをしっかりと

と検証して、そしてここはもうまだまだ大丈夫、これより悪いところもあるよということを指導しながら、事業は進めていかないと。

もう土地改良で真っすぐしたところ、さっき総務課長が言いましたけれども、道路補修費でやるとか言いましたけれども、全く舗装しなくてもいいようなところまで舗装してある。こんなことがあっては、私は財政はもたないと思いますよ。舗装して悪いことはないです。悪いところを優先してやる、それが町民、住民へのサービス、住民を支えていくことだろうと思いますので、ぜひそれぞれの担当課がそういうところ事業発注するときに、あるいは要望等が上がってきたときには、調査等をしてやっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それじゃあ、次の11ページの。もう答弁はいいです。もう理解しているはずですから。

11ページの款16財産収入、目2の物品売払収入。先ほどもちょっとありましたけれども、88万3,000円の売払金があります。

再度お尋ねしますが、その残った備品等もあると思います。旧庁舎内にあった備品というのは、もう長年の使えないような備品もあっただろうし、また残って他の公共施設等に使うという備品もあるようでありますから、残って売れなかった分で廃棄処分したのか、するのか、あるいはこれからまた販売をするのか、お尋ねをいたします。

私は、この88万3,000円というのが非常に額が少ないのと、もう2、3百万ぐらいのお金にはいい収入があるなと当初思っていましたので、私たちも議場の椅子を2,000円で買いました。自分の何十年も座った椅子ですから、こんなのもう自分たちに無償であげなさいよと言っただけけれども、2,000円はするということで買ったんですけども。そういう心遣いもやったんです。そこら辺りで、88万3,000円以外にもっともっとお金になるものなどあったと思いますけれども、今後これからの収入等は見込めるのかどうかお尋ねします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

他の施設の備品が悪くなっているところ、また学校の備品等に代用した備品等、それから今回公売会で売払いをしたもの、その他について備品等があったんですけど、それを競売で取る人がいなかったものについては、もうそのまま解体業者に任せて解体費用と一緒に処分した次第でございます。

この公売会の中で、先ほど議員が言われました椅子、机、キャビネット、それぞれ高いものでも1万、安いのではもう100円という購買で買われた人がいましたので、これが高いのか安いのかと言えば、もうその競売で売った値段ですので、こういった形になっております。

○14番（美島 盛秀議員）

実は、この解体業者、今、旧庁舎で解体をしていると思うんですけども、議場の解体をする準備で、議場の後ろに傍聴席の椅子があったんですね。それをもう私のダンプを個人で借りて、それに積んで、捨てるのかどうか利用するのか分からなかったもんですから、それどうするのと言ったら、

友達に頼まれて牛小屋に持っていったということを言われて、じゃあ僕にもちようだいよということとで、長い椅子を半分から切ったのを2個もらって神社に持ってきました。神社に行って、いろいろ夏とか祭りのときとかありますので、神社に行って利用をできるようにと思って、八幡神社に置いてきました。ですから、こういう廃棄する、使い物にならないと思って捨てようとしている、そういうようなものをやっぱり大事にして、使える物は使うというふうなことで、しっかりと職員の皆さんも周知して、ただであげますよとか、そういうことやったらもらう人はいっぱいいると思います。これが私は無駄をなくす、財政にも無理のないような、そういう無駄をなくして頑張っしてほしいという意味を兼ねて、こう質疑をしているところなんですけども。

それと、今の解体をやっている、ここに出ている木造のところ、あれは平成5年、6年あたりの建物だと思いますけれども、庁舎が狭いということで継ぎ足した鉄骨の建物だと思います。恐らくあれも3,000万ぐらいかかったんじゃないかなと思います。その鉄骨、私は非常にこの売払い金、お金にもなる高価なものだと思います。解体のその鉄骨をどう産業廃棄物に持っていったら、お金を払って産廃として捨てるのか、あるいは捨てられるのか、あるいは、それはまたこういう売払金等に入る予定があるのかお尋ねをいたします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

当箇所については、そういった鉄骨が出るということで調査もしてございますので、その処理の費用から、それは売ればこういう金額になるということを想定できていますので、そこから除して工事費を出していますので、解体業者のほうは、その分については処理をするという形の積算をしております。

○14番（美島 盛秀議員）

その鉄骨の部分については、除いて事業発注したという受取方でいいんですか。

休憩して。ちょっと理解がしにくいわ。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時38分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの岡林議員の質疑の中で、社会教育課長のほうが訂正がありますので、それから先に答弁をお願いします。

○社会教育課長（中富 譲治君）

先ほどの岡林議員の質問において、耐震補強の改修費を1億3,000万とお答えしたのですが、

1億9,300万円の誤りでございました。訂正いたします。

○総務課長（久保 等君）

先ほどの美島議員の質問であります、その発注前のスクラップの鉄の値段、それに今、鉄骨があるところの重量を計算して、それが例えば100万という算定でしたら、工事費からその100万を下げて発注をしていますので、そういうものが出て、それを処分してまた同じ値段になるということです、それは発注した段階では、その分は差し引いて下げて発注してあるということでございます。

○14番（美島 盛秀議員）

中断させて申し訳ないと思っております。

今の説明で分かりました。その額面が、設計する時点での額面が分かっておったら、お示ください。

○総務課長（久保 等君）

ちょっと調べて、報告させてください。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時43分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（久保 等君）

この設計の金額であります、そのスクラップの値段とあと県単価の絡みもございまして、明確には細かくはお教えできませんが、その単価に消費税も掛けたら約90万程度になるということです。

○14番（美島 盛秀議員）

以前は、30年ほど前でありまして、資材も安くて建設ができた。しかし、最近は物価高で鉄骨関係も大分、1.5倍から倍に値上がりをしております。そういうのを見込んでの試算だと思えますけれども、そういう90万という大体の見積単価であれば、それは今、町外の産業廃棄物処理業者が解体をしているかに見えます。そういう点は、産業廃棄物、今のやっている解体している、そういうところへ行って90万で見積りしてあったら、90万ぐらいで買受けができると、相談次第だということ等はできるのですかね、お尋ねします。

○総務課長（久保 等君）

私がそれをできるとか、できないとかいう答弁はできないんですが、それを相談してみたらいいと思います。

○14番（美島 盛秀議員）

私が、なぜこういうことを聞くかと言うと、以前からずっと、地元業者育成のためにこういう業者を育てなさいということを、町長には常日頃から言ってきたと思います。町長も聞いていると思います。この本体工事も町外業者でした。ですから、私は反対もしました。そういうような解体業者、あるいはこういう建築工事のできるような業者を育成しなかったために、また、こういうような町外業者が入ってきて、解体をしているということと私は思っております。町長、ぜひ、地元業者育成のために今後どう考えているのか、町長の意見をお尋ねいたします。

町長に言わせてください。

○町長（大久保 明君）

伊仙町の工事にしても、いろんな宿泊にしても、島に来て伊仙町に金が落ちないということは私は何とかしないと、子どものときからおかしいなと思っていました。

ですから、港にしても、これはもう間違いないんですけど、面縄港が島の一番古い大きな港だったという証拠がどんどん出てきておりますし、それから、いろんな観光地もそうですから。

そういう中で、町内業者ということで、最近はいくつかの伝泊とかそういう会社は出てまいりました。経済の流れが亀津一極集中にどんどん進んでいって、伊仙町で成功した方々が亀津でビルを造ることのほうでステータスのような時代があったし、亀津の街で飲食店をすることが成功だというふうな流れがありましたし、伊仙でもうけたお金を亀津に投資するということに関しては、皆さんもそうだと思いますけども、これをどうしなければいけないということはいろいろ考えていると思います。

ですから、私はまず、町長としてやれることは、県の公共施設はなぜ亀津にあるのかということ徹底して県にも交渉したり、ささやかでありますけども、登記所というのは昔、3町にあったわけですから。それを、県の強引な統合で亀津にもっていったと。今度は、奄美大島一つに統合すると言ったときに、十数年前ですけれども、県のトップが来て「町長さん、伊仙にはできませんよ」と、「誰がそれ決めたんですか」と、「いや、そうなの」と、「誰が決めたのか」と言ったら、「分かりません」と言うから、そしたら私は、「当初は、天城と伊仙町は亀津に譲ったから、今度は天城か伊仙に進むのは当たり前じゃないですか」と言ったら、「そんなばかなこと言わなくてくれ」と言うから、本当に、本気になって「これ、間違っておる」と。ですから、「法務大臣に行って、私直接ね、直談判しますよ」と言ったんです、本当に。そう思いましたから。そしたら「ちょっと待ってくれ」ってしばらくして、ほーらい館の中に法務局を置くということになったわけです。

私は、伊藤知事と大げんかしたことがあります。それは、農業高校に、そのときの県の課長も覚えてますけど、鹿児島県は、農業高校のあるところに統合した本拠地を置くというふうに、確かにそうでしたね。宮之城農業、阿久根農業。だから、「徳之島農業高校に、新しい新設の徳之島高校はできるだろう」と、「だろう」と言った、課長が。終わったら、「それは難しかった」と、「上からの命令だった」という話ですけど。

私は、そういう思いは皆様方と同じように非常に強いものがあります。ですから、ホテルも何とかして誘致しなければいけないと。そして、やっぱり個々の人は経営が重要ですから、人口の多いところに集まっていくのはしょうがないけれども、ただ流れはもう変わったと思います。東京一極集中から地方というのは変わりませんが、亀津から伊仙町に戻ると、天城町に戻るとかいう流れは、我々が必死になってつくり出していかなければなりません。

これは、いろんな企業の話も、いろいろ商売している方々もそうですけども、町内業者、例えば今、町内業者を育てようということにするだけの大きな建設業者が本当に育てて、育てるとするのは、その一つにターゲットを絞って、その方に全てをさせなければ育たないわけですから。そういう中で、自然遺産になったら伊仙町のいいところをどんどん発信していこうと。宿泊施設はホテルも、そして犬田布岬にもホテルを造るようなことをしていかなければならないということと並行して、やはり商工関係の方々も建設業界の方々も、いろんな各種電気会社も町内で育ちつつあるような気がしますけど、まだまだ不十分だと思っておりますので。

解体業者は、徳之島町に2社もあるのは、徳之島町の行政が決めたかどうか知りません。ですから、町としてそのようなことを誘致するとか、例えば、育てるということに関して、じゃあ、この庁舎を全て町内の業者でやっていけるかどうか分からないわけです。ですから、町内業者を育てるということと、それから大型プロジェクトに関しては、やはり町内では限界があるわけですから、それをどうしていくかということも含めて、まずはなくさみ館、もうあまり話し合ったことないんですけども。なくさみ館造ったとき、あれは鹿児島県の初めてのまちづくり交付金事業というので、あらゆる事業を一体として自由にやっていけるという、これ、3年後に廃止になりました。そんなことは各省庁がやっぱり許さないわけです。まちづくり交付金事業だけ、プールと癒えていなホールと、あそこ百菜も、あれ全部国の省庁が違うわけです。それを一体としてやっていくというまちづくり交付金事業は、鹿児島県で伊仙町がやっただけで、あとは廃止になりましたが。できなかったわけですけども。

ああいったことをやったときに商工会が物すごく反対したんです。だから、じゃあ、あれを造ったほうが町内の中小の販売店がなくなるから困るという物すごい意見だったんです。しかし、造ったら、ほーらい館で、あとは誘致したAコープでも、よく見たら、伊仙町で購買をしたら、私よく買物に行くんですけど、この小学校の前の店はお客さんは朝から多いんですよ。だから、町内、大型店舗が来ることによって、町内購買が増えたんじゃないかというふうな気がいたします。ですから、大型店舗反対というのは、全く逆の効果が出たというふうに思います。

建設業者にしても、電気業者にしても、いろいろ町として建設課で指導をしても、今の域から成長していこうという志がない方々もいるし、もちろん若い人たちは情熱のある方もいらっしゃるんですけども、そういう方々を伸ばしていくことは重要だと思っておりますので。

昨日、美島さんが新しいタイプの日経の出生率のデータ、今日よく見たら、あれは20、30ぐらいの自治体があれを参加しただけで、よく見たら伊仙町載ってないから何でかなと思ったんですけれ

ども。あの評価の仕方は、一つの評価の仕方だと思いますけれども、人口を増やしたいという自治体を募って、あのようなデータを出しているわけですから。もちろん、合計特殊出生率は、伊仙町はまだまだ1位、2位にあるわけですから。そういうことも含めて、人口を増やしていくということが、町内業者、あらゆる、今、フリーな会社もだんだん出てきてまいりました。設計する方が都会にいながら、伊仙町出身者が来て入札をしたりするようにもしているし、NTTデータとかいろんなことも挑戦しながら、モスク・クリエイションという会社、23、本土から来て伊仙町が予算を取って、彼のために伊仙町に来るようお願いしましたけども、たった1社だけしか来なかったです。それも、最後に来た方ですけども。

そういったあらゆる努力、地域振興のために努力していくということは、同じように建設業者、町内で会社をどんどん発展させていくということは、今、若い人たちの間では徐々に出てきていると思いますので。これからあらゆる農業振興、そして人口を減らさないということの中でやっていけると思うし。

人口に比例するような業者の数は、比例すると思いますので。ということは、人口を減らさないように、増やしていくようにすれば、また、その志のある若い方々が一念発起して、自分が社長になるというふうなこともこれから出てくる時代になると。そのために、この地域の発展性は港であり、そして南に向かって農産物を出すとか、クルーズ船が来るとか、そういうことを見据えてやっていくと。

伊仙町の景観に関しては、もう鹿浦川でも溪谷でも暗川でも、これは最高の価値があるのを、やっぱり皆さんとともにいかにしたら生かしていった、観光業者が、そしていろんな通訳する方々が増えてくるかを含めて、まちづくりのために、まちづくりをしっかりとしていくことが、町内業者育成に直結すると思いますので、そういう気持ちでできたらと思うし、そのことは、私はあまり長く町長をしてもみんなが飽きられて、もうさっと木枯し紋次郎のように、うまくいったら後はという形があれば、私の人生はいいと思いますし。

ただ、それを実現するためには、先ほど樺山議員が言われて、一番痛いと言われましたけれども、不可能ではないと思っております。国の管理、それをまずは今年度中にまた行って要望して、今年中やっていきたいと考えておりますし。政治は、私は不可能はやっぱりないと思いますね。だから、伊仙町はかんかんがくがく、今日のような議論する伊仙町議会というのは誇るべき議会ではないかと感じております。

今後とも、クラウドファンディングの件で、皆さんの本当に一番重要な点についても指摘をしていただきましたし、皆さんとともにこの事業は必ず成功するし、未来に輝けるような犬田布岬慰霊塔であるように絶対にしていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○14番（美島 盛秀議員）

十分、町長が答弁をしていただきまして、私もそういう気持ちは忘れたことはありません。町長もそういう答弁ができて、さぞ満足できたと思います。

私が言いたいのは、町外業者を入れる理由。私は町外業者を入れるメリットというのは全くないと思うんです。例えば、伊仙町にそういう実績をつくれるような会社がないということは、従業員の給料を払わなければいけない、あるいはその従業員に払うその給料もいい給料を払ってあげる、地元の人たちだから。そうすれば、その給料に対しての税金が入ってくる。私は、この伊仙町の税収の少ないのもそこらあたりにあると思っていますよ。ですから、私も町長と同じ気持ちで伊仙町のことをよくしたい。だから、その税収関係、自主財源を増やすためにも、町外業者を入れないで地元の業者を育てていって税収を増やす、財政を安定させていくというのが、最も町政運営上大切なことであって、それを見て批判をして、監視していって、こう議論するのが我々議会の務めなんです。だから、それは、私はそういう考えを持っていますので、今そういう答弁、町外業者が入っているのかということをお尋ねをしたわけなんですけれども。

ぜひ、これからそういう税収ということを考えて、一般税収、税金が入るような財政ができるようなそういうことも考えていただきたい。

例えば、私は何回も何回も言ったこともありますけれども、効果検証委員会というのを設置してくださいと何遍も言いました。一般質問の中でも、議事録起こせは出ていますよ。そうして、その事業が終わったら、それぞれのことを効果検証して、ああ悪いところは悪い、そういうことをやらないから、こういう事態が起きてくると思いますので、どうか今後、効果検証委員会、効果を検証してとは答弁の中にみんな言います。その委員会などあるのか、自分たち一人で担当だけで見て、できたからという答弁ではないかと私は思いますので、効果検証委員会なるものをつくって、やはりこういう組織の在り方をもう少し検討する必要があると思いますので、よろしく願いいたします。その効果検証委員会ものを設置できることがあるのかどうか、できるのかどうかお尋ねします。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

ただいまの美島議員のご質問にお答えします。

効果検証委員会ですけれども、今回の議案で上程しました伊仙町振興計画審議会において、今、町がこれまで行われてきた計画並びに各種施策に対して、効果検証をする予定にしています。

また、その委員につきましても、町当局のみならず、外部から有識者そして各関係団体、ひいては議員のほうからも、議会のほうからも選出いただき、推薦を頂き、その構成メンバーで費用対効果も検証し、さらに、その検証を踏まえた中で次期計画に向けてどういったことが必要かということまで含めて、具体的に指し示していただく。これが一つの形になっていけば、美島議員の望まれる方向に導かれるのではないかなというふうに思っております。

○14番（美島 盛秀議員）

分かりました。ぜひ、それぞれの事業、実施された事業等それぞれについても、職員間あるいは各課長の連携の下、それが本当のオール伊仙町と言えるんじゃないかなと私は思いますので、ぜひ、そういう作業等を進められるように努力をしていただきたいと思います。お願いいたします。

その下の款17の寄附金、目1の寄附金、これたしか他の議員の皆さんからも話がありましたけれ

ども、私は一般質問の中で、この一般財源は、クラウドファンディング事業が達成できなかったのに一般財源を入れる必要はないということ等をしつつこく質問いたしました。しかしながら、どうしても事業は進行させなければいけない、そういう思いは一緒であります。先ほどからありました国宝級の、あるいは歴史的あるいは文化的にも大切な事業であるということは認識をいたしております。

しかし、クラウドファンディングが955万、これだけしか実質的に利用できないということになれば、これ本当に事業の失敗じゃないかと、私は今でも考えているんですよ。もう少し早くから、時期を置いてやればよかったのじゃないか。それに関連して、またさっきいろいろ質疑がありましたけども、時期を延ばして慰霊祭は4月7日に行っても、完成はそれまでにこの寄附金等がもらえるはずだから、もらった分について、また補正をしながらやっていけばいいんじゃないかという思いで、私は一般質問をしたんですけども、折り合いがつかなくて、後もっていろいろ本議会と執行部の皆さんと相談をしながら、私はこの3,250万を全額じゃなく、せめて半分ぐらいはどうかという話も全員協議会でもしました。しかし、それは、町長ができないと言われたと言って、800万ぐらいでできるということを説明を受けて、結果的には、今日のこの予算額になったと思います。

3,250万、これから800万引いて、そしてさらに、その中にこれに係る建設工事にかかる、これからの募金活動したりする経費が127万かかるということで、その分もこの800万から引いて全額で5,858万5,000円に修正をしたと、変更してこの予算になったと。実質的には、数字的には合うわけなんですけども、これから800万は募金活動でお願いをする、さらに、それに使う経費まで募金活動の中から出す。これほど、また私が考えていかなければならない問題じゃないかなと思っているんです。

こういう活動をするためには、やっぱり執行部、一般管理費があります。出張旅費があります。そういう人たちに迷惑を、せっかく寄附をしたんだから、それで満額間に合わせるようなことをやれば、私はよかったんじゃないかなと思いますけども。

年間、そういう一般財源に5、6百万ぐらいあるんじゃないですか。その中には町長交際費もありますよ。この中にも15万ほど増額を計上されています。そういうふうな、本当に正常なそういう形の予算書で我々議会に上げてほしい。なぜ、一般旅費で、出張旅費とか町長交際費とか、そういうきちんと我々が認められた中の予算でこういう活動できないのか。大阪に行ったあの出張旅費の件もありましたけども、そこら辺りどう、今後、これはもう今日、提案されましたのでどうしょうもないんですけども、今後そういうことが起きないようにできるのかどうか、きちんとした決められた予算内でできるのが執行部としてできるかどうか、お尋ねをいたします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問であります。またこれから3月に向けて、さらに寄附活動もするわけなんです。が、今まで計上しているその予算の中での旅費、それから交際費等、今回もその寄附活動にも活用しましたし、これから起こる出張であったり、そういうものに対しては予算を組んで、その執行

に向けていくわけなんです、今から3月までの活動をしなければならない。それは今までの旅費の計算上不足しますので、今回このお願いしているわけですので、そこはご理解いただきたいと思っています。

○14番（美島 盛秀議員）

その理由も分かります。しかし、先ほど関連に関して質疑いいですかという許可がありましたので、私も関連して質疑をしたいと思いますけれども。

犬田布にあります慰霊塔の、犬田布公園にある慰霊塔の資料館、あそこの運営のことで私は度々、5、6年前に質問したことがあります。そうしたら、いつの間にか戦艦大和資料館という看板が外されていました。あれは国の補助金をもらってやっている施設だから、そこで商売を、金もうけをやったらいかんよということ等があって、あそこである人が喫茶店をやっている。そこでお金を、利益を得ているということで、今後は検討して何とかしますという話でありました。そして、入館料も取りますということなんですけれども、町長が先ほどから説明された国宝級だという話の中に全然その資料館のことは出てこない。

あそこに立派な資料館があって、その資料館というのに戦艦大和のいろんな歴史的なことを展示をして、そして入館料を頂いて、そして、それであそこの運営がしなければならないという施設だと、私は当時から認識をしておりました。ところが、あそこからの収益は全くなし。私たちは、出張行ったり、ああいう施設行ったりするときには、必ず入館料というのを払います。それも町の大事な財政です。そういうふうにして我々は町外行って、島から出たときには入館料も払う。いろんなお金を払っているのに、せっかく造った、国の補助金を受けて造った施設、もらうべきものはもらわない。

まだ6年ぐらいたっていると思いますけども、公園化事業で造ったあの資料館、あれ、観光客は毎日来ています。このコロナ以降、世界自然遺産になってから毎日バスが来ているらしいです。その人たちは、あれは何か、ああ喫茶店だね、喫茶店だったら、コーヒーだったら都会でも飲めるよ、こう言っていますよ。あそこにきちんとした看板置いて、資料館がいて、戦艦大和のことが分かる、理解できる。こうしたら、観光客来て、入館料払って見て、年間どれぐらいの人が見るか分からないですけども。入館料払ったら、必ずその人たちは行って、すばらしい戦艦大和というのはすばらしい、伊仙町にこういうのがあるよということの宣伝が広まってくる。口コミで私は広がると思うんです。そうすれば、この5年間であの改修費もできていたかもしれません。

そういう行政のやるべきことはやらない、ただ自分の思う勝手なことばかり、自慢話みたいなことをやる。それは、私は町のトップとして、私には考えられませんので、こういう質問等になりましたけれども。ぜひあそこも、ちょっと聞いてみたら今年いっぱい休みだと、東京や大阪、あちこちから来た友達関係が、「ああ徳之島、こういうの见たいね」と言って、私も何回も連れて行きますよ。高くても飲みます。ああいうところで、お金はもうけさせているのに、入館料は取らない。何回も、私は矛盾しているんですよ。そういうようなことが、町民には分からないんです。あそこ

で、個人的に喫茶店をして金もうけさせていいんだなと。だから、こういう飲みの目的で入る人は多いですけども、戦艦大和のその歴史を学ぼう、歴史を知る、第二次世界大戦のその歴史を学ぼう、そういうことは私は今の若い世代の人たちはあまりない。

まあ、こういうこと等がありましたから、まあ経過で余計な話だったかもしれませんが。ぜひ、もう今日は教育長も出席しておりますので、あの戦艦大和の歴史、あるいは文化遺産として残る価値のあるものでありますので、執行部と相談をしながら、あそこの活動、そして対外的にも戦艦大和の偉大さという、その歴史を語り伝えていくためにもぜひ努力をして、せめて町内の小中学生にはあれを説明して、その子どもたちがあと何年かして巣立っていく、そしたら、それが私の仕事にはこういうすばらしいものがあるよという、宣伝ができるような方法を今後伝えていっていただきたいと思いますし、あそこに、その資料館の看板がないから、あれは何か全く分かりません。

今後、その資料館の看板等整備する事業があるのかお尋ねいたします。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

看板設置については早急に対応したい、させていただきます。

○14番（美島 盛秀議員）

ぜひ、話合いの下でしっかりとした対応をして、未来永劫に慰霊塔の歴史が引き継がれていけるようにお願いしたいと思います。

まあ、あまり、他の議員さんの皆さんもまだあるかもしれませんが、いろいろ議論は出ましたので、私はこれで終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第56号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第56号、令和5年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第56号、令和5年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第57号、令和5年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、補足説明があればこれを許します。

○健康増進課長（伊藤 晋吾君）

議案第57号、令和5年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額10億6,217万3,000円に、歳入歳出それぞれ1,829万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を10億8,046万5,000円とするものです。

歳入について、予算書5ページをお願いします。

5款国庫支出金1項2目システム整備費補助金は、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金として4万8,000円計上するものです。

6款県支出金1項1目保険給付費等交付金は、普通交付金1,455万円の増額、県繰入金（2号分）見込額に伴う54万円の減額し、補正後の額を8億5,704万円とするものであります。

10款繰入金1項1目一般会計繰入金は、実質事務費繰入金の見込額に伴う28万3,000円を減額し、補正後の額を1億1,514万円とするものです。同款2項1目基金繰入金は、保険給付費等交付金償還金分451万7,000円を増額し、補正後の額を511万円とするものです。

歳出につきまして、6ページをお願いします。

1款総務費1項1目一般管理費は、主に会計年度任用職員の報酬101万円の減額、18節において国保制度関係システム改修負担金として24万2,000円を増額し、補正後の額を964万9,000円とするものです。同款2項1目賦課徴収費において共済組合負担金1万2,000円の増額、3目滞納処分費において消耗品費8万円を減額し、補正後の額を341万9,000円とするものです。

予算書6ページから7ページにかけて、2款保険給付費1項及び2項の18節負担金補助及び交付金は、見込額の増加に伴い療養給付費408万円、高額療養費1,047万円を増額しております。

6款保健事業費1項3目医療費適正化対策経費は、会計年度任用職員の期末手当を1万3,000円増額し、補正後の額を350万6,000円とするものです。

9款諸支出金1項6目保険給付費等交付金償還金は、令和4年度普通交付金超過交付の返還額として451万7,000円を計上し、補正後の額を451万8,000円とするものであります。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第57号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第57号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第57号、令和5年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第57号、令和5年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第58号、令和5年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、補足説明があればこれを許します。

○地域福祉課長（大山 拳君）

議案第58号、令和5年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）について補足説明いたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額8億9,199万2,000円に、歳入歳出それぞれ2,138万7,000円増額し、歳入歳出予算の総額を9億1,337万9,000円とするものです。

歳入について説明いたします。5ページをお開きください。

2款国庫支出金1項1目介護給付費負担金、給付費の増加に伴う国負担割合分の歳入で、施設介護サービスが154万3,000円、居宅介護サービスが124万円、合計278万3,000円増額補正するものです。

2款国庫支出金2項1目調整交付金は、給付費の増加分82万4,850円、調整交付金の上乗せ分131万9,760円、地域支援事業増加分9万300円、差額調整額50万3,000円の合計273万7,000円増額するものとなっております。2目介護保険事業補助金、令和6年4月に保険制度改正及び報酬改定を行う予定としており、これに対応するためのシステム改修費として70万円補正するものです。3目地域支援事業交付金、所要見込額の増加に伴い36万1,000円増額するものです。5目保険者機能強化推進交付金と6目介護保険保険者努力支援交付金は、介護保険制度のインセンティブ事業収入でそれぞれ114万7,000円、124万5,000円増額するものです。

3款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金、所要見込額の増加に伴い支払基金の負担割合分445万4,000円増額するものです。2目地域支援事業支援交付金についても所要見込額の増加に伴う支払基金の負担割合分48万7,000円増額するものとなっております。

予算書6ページになります。

4款県支出金1項1目介護給付費負担金は、給付費の増加に伴う県負担割合分の歳入で、施設介

護サービスが180万1,000円、居宅介護サービスが77万5,000円、合計257万6,000円とするものです。同款2項2目地域支援事業交付金も増加に伴う県負担割合分22万5,000円を増額するものです。

5款繰入金1項1目介護給付費繰入金も給付費増加に伴う町負担分として206万3,000円増額するものです。2目地域支援事業費繰入金も同じく22万5,000円とするものです。4目その他繰入金は、2款2項2目で説明したシステム改修費用の町負担分として70万円増額するものです。

6款諸収入2項2目雑入は、令和4年度介護保険組合負担金の過年度返還金として168万4,000円増額し、補正後の額を277万2,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。予算書7ページになります。

1款総務費1項1目一般管理費について、補正前の額247万2,000円から140万円増額し、補正後の額を387万2,000円とするものです。歳入で説明したシステム改修費用としての増額です。

予算書7ページから10ページになります。

2款保険給付費1項3目地域密着型介護サービス給付費から、10ページの6項1目特定入所者介護サービス費まで各種サービスに係る給付費となっており、全て今年度の実績から積算した年間所要見込額の増加となっております。7ページ、1項3目地域密着型介護サービス給付費413万3,000円の増額、5目施設介護サービス給付費が921万6,000円の増額、8ページ、2項1目介護予防サービス給付費が157万8,000円の増額、6目介護予防住宅改修費が38万4,000円の増額、7目介護予防サービス計画給付費が10万9,000円の増額、10ページ、6項1目特定入所者介護サービス費が107万7,000円の増額となっております。

また、この2款以降に補正額0円と表記されるものについては、財源組替えによるものとなっております。

予算書10ページ、3款地域支援事業費1項1目18節負担金補助及び交付金において、所要見込額の増加に伴い通所介護負担金が165万6,000円、訪問介護負担金が15万円、合計180万6,000円増額補正するものです。

予算書11ページになります。

同款3項1目総合相談支援事業費は、8節旅費を7万7,000円減額し、10節需用費へ予算組替えをするものです。

予算書12ページをお願いします。

5款諸支出金1項2目償還金は、歳入の6款諸収入で説明した令和4年度介護保険組合負担金の過年度精算金として168万4,000円増額するものです。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第58号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第58号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第58号、令和5年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第58号、令和5年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第59号、令和5年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、補足説明があればこれを許します。

○健康増進課長（伊藤 晋吾君）

議案第59号、令和5年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額2億1,157万1,000円に、歳入歳出それぞれ5万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億1,151万4,000円とするものです。

歳入について、5ページをお願いします。

3款繰入金1項1目事務費繰入金において、補正前の額419万5,000円から19万9,000円を減額し、補正後の額を399万6,000円とするものです。

5款諸収入2項2目保険料還付金において、補正前の額62万円に14万2,000円を増額し、補正後の額を76万2,000円とするものです。

次に、歳出について予算書6ページになります。

1款総務費1項1目一般管理費、補正前の額378万7,000円から19万9,000円を減額し、補正後の額を358万8,000円とするものです。こちらは主に、8節旅費において各種研修会にウェブでの出席による減額であります。

4款諸支出金1項1目保険料還付金、補正前の額62万1,000円に14万2,000円を増額し、補正後の額を76万3,000円とするものです。こちらは、過年度保険料還付金の増額によるものであります。

以上、ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第59号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第59号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第59号、令和5年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第59号、令和5年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第60号、令和5年度徳之島交流広場「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）について、補足説明があればこれを許します。

○健康増進課長（伊藤 晋吾君）

議案第60号、令和5年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）について補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額1億3,654万2,000円に、歳入歳出それぞれ48万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億3,702万4,000円とするものです。

歳入について、予算書5ページをお開きください。

1款使用料及び手数料1項1目使用料において、補正前の額4,803万5,000円に5万7,000円を増額し、補正後の額を4,809万2,000円とするものです。こちらは都度利用者の増加に伴う増額であります。

2款繰入金1項1目繰入金において、補正前の額7,635万円に42万5,000円を増額し、補正後の額を7,677万5,000円とするものです。こちらは職員給与繰入金の増額になります。

歳出について、6ページをお願いします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費の2節から4節までについては、職員給与に伴う増減額になります。7節報償費については、アルバイト謝金の減額になります。10節需用費は、主に給水施設で使用する塩の値上げによる増額であります。11節役務費は、電話料、健康運動実践指導者

と水泳コーチの登録手数料及びスクエアステップ指導員の更新手数料になります。12節委託料については、特殊建築物定期検査委託料の総額であります。13節使用料及び賃借料は、主に印刷機リース料の増額になります。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第60号について質疑を行います。

○14番（美島 盛秀議員）

令和5年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算について質疑をいたします。

6ページの歳出、節の2の給料ですね。一般職員給料とそれから7の報償費、アルバイト謝金が減額、職員の給料が増額となっていますけれども、どういう理由で職員給料が増額になっているのか、あるいはアルバイト謝金等の減額なんですけれども、どういう事業等で減額になっているのかお尋ねいたします。

○健康増進課長（伊藤 晋吾君）

ただいまの質問にお答えいたします。

2節から4節にかけては、「ほーらい館」の会計年度の職員ではなく、役場の職員の分の一般会計でもありました職員の増減額になります。

7節の報償費のアルバイト謝金については、こちらはプール教室等のときに補助員としてアルバイトとして、監視をしていただくような謝金として準備をしていたんですが、こちらのスタッフで対応できたということで減額しております。

○14番（美島 盛秀議員）

こういう外部にある施設の管理運営、そこに採用する職員、こういう職員の管理等は「ほーらい館」に行って、館長が指導あるいはいろんな手続等をやるのか、あるいは庁舎内にいる課長がやるのか、今、課長は「ほーらい館」でやっていますか。

○健康増進課長（伊藤 晋吾君）

今、現在は、こちら新庁舎のほうの健康増進課のほうに在籍してまして、「ほーらい館」の館長も兼務しています。その都度、「ほーらい館」にも出向いて、職員は2人、庶務としてまた係長と2人在籍しているところでございます。

○14番（美島 盛秀議員）

外部にあるこういう施設の運営というのは非常に厳しい、あるいは、いろんな問題点も醸し出します。過去にもいろいろありました。いろんな商品の売上げとか、あるいは、運営会員の増とか減とか、まだまだ運営自体はスムーズにっていないという町の大事な施設でもあります。

そして、今、アルバイト謝金ということは、プール教室のアルバイトの件だと思いますけども、やはり、夏休みになったら子どもたちも長期の休みに入ります。こういう大事な施設の運用、このプールの利用については、以前、教育委員会のほうで支払われているということだったと思います

けども、今の現状、このプールのアルバイト内容を、今後、続けていかれるのか、こういう予算を削減して、今後、運営上の予算がスムーズにいけるかどうかお尋ねします。

○健康増進課長（伊藤 晋吾君）

ただいまの質問にお答えします。

水泳教室に関しては、今「ほーらい館」のスタッフで、コーチ並びに補助員として入って実施しています。その中で補助員の研修も今年度は行っています。その中で待機している、水泳教室に参加を待機してしている方も、今、徐々に増やしていっているところでございます。

○14番（美島 盛秀議員）

今年、水泳選手でしたかね、誰かそういう専門の人が来て指導されたようだったんですけども、今後も、こういういろんな社会的にスポーツで活躍している人たちを「ほーらい館」に招聘して、やる必要性はあると思いますので、この前の大相撲の白鵬関が来たように、そういうようなこと等を今後どんどん進めていくことが、子どもたちの将来に大きな希望と夢を持たせるということにもつながりますので、こういうアルバイトの謝金等額でありますけれども、これはアルバイトで仕方ないと思いますけれども、こういう、いい予算をもっと増やして、子どもの教育につながる施設にしていきたいと思います。

終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

○8番（岡林 剛也議員）

歳入の都度使用料5万7,000円とありますけども、この間、自衛隊員がいっぱい10日か2週間ぐらい入りに来ていたと思うんですけども、その使用料は入っていないんでしょうか。

○健康増進課長（伊藤 晋吾君）

ただいまの質問にお答えします。

今回の補正は、80名程度の都度使用料として歳入を入れていますが、その分に関しては、今度また請求、今しているところでございます。また、都度使用料は、今後また歳入は増える見込みであります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ございませんか。

○7番（清 平二議員）

「ほーらい館」のことですけども、これに関連して、先般、私たちに保健センターの移設のことで条例が来たんですけども、やはり、そういうプライバシーが守られないということで、私たちはそれを反対しましたけども、これをこの「ほーらい館」にもう一回返して、そういうプライバシー関係を守る環境づくりをできるのかどうかお尋ねをします。

○健康増進課長（伊藤 晋吾君）

ただいまの質問にお答えします。

今現在、健康増進課でもそうですし、子育て支援課でもありますけど、そういった対応はできてはいると思います。まだ足りない部分はあると思いますけど、まあ、その「ほーらい館」に戻すという件に関しては、また今後、協議・検討が必要だと考えています。

○7 番（清 平二議員）

これは私たち議会の中で、やっぱり町民の声として出してありますので、ぜひ、この町民の声を、やっぱりプライバシーを守るということで守ってほしいと思います。

ぜひ、もう一度これをどうするのか検討して、早めに答えを出していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第60号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第60号、令和5年度徳之島交流広場「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第60号、令和5年度徳之島交流広場「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第61号、令和5年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）について、補足説明があればこれを許します。

○水道課長（富岡 俊樹君）

議案第61号、令和5年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）について補足説明いたします。上水道事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

第2条、収益的収入及び支出の補正について説明いたします。

収入支出ともに既決予定額に1,058万3,000円を増額し、収入、水道事業収益合計3億813万1,000円、支出、水道事業費合計3億427万1,000円とするものです。

右のページの上のほうをご覧ください。

内訳として、収入、1款1項1目その他営業収益補正予定額1,279万8,000円、1款2項5目雑収益77万8,000円、1款3項1目国庫補助金299万3,000円の減額です。

次に、支出の内訳です。

1款1項1目原水・浄水費388万2,000円は、地下水ポンプ取替え及び薬品費の増額分でございます。3目総係費520万円は、振動センサー委託料、検針委託料及び燃料費の増額によるものです。

以上、収益的収入及び支出の説明を終わります。

次に、予算書1ページ、第3条、資本的収入及び支出の補正について説明いたします。

収入、第1款資本的収入、既決予定額1億4,560万7,000円に、5,003万4,000円を増額し、1億7,897万5,000円、支出、第1款資本的支出、既決予定額2億1,680万4,000円に、5,236万3,000円を増額し、合計2億6,916万7,000円とするものです。

第3条の括弧書きのとおり、収入額が支出額に対し、不足する9,019万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填いたします。

次のページの下の表をご覧ください。

内訳として、収入、1款1項1目企業債補正予定額4,170万円は、水道管路耐震化等推進事業負担金となります。1款3項1目国庫補助金2,500万円、1款4項1目他会計補助金1,666万6,000円は、一般会計の負担分の減額によるものです。

次に、支出の内訳です。

1款1項1目原水施設費186万3,000円は、中部浄水場薬品タンクなどの購入費になります。2目配水施設費50万円は、道路台帳システム購入費不足分となります。

4目水道管路耐震化等推進事業費5,000万円は、老朽化した水道管の更新事業費となります。これらの工事に関しましては、令和6年度に実施の予定でございます。

以上で、上水道事業会計の補足説明を終わります。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第61号について質疑を行います。

○14番（美島 盛秀議員）

令和5年度伊仙町上水道事業会計補正予算書について質疑をいたします。

収入のところについて、水道事業収益、全般的なことについてお尋ねしたいと思いますけれども、ある住民が、町民が私に電話がかかってきて、私の近所の水が漏れているよということで、私が見に行ったら確かに水が漏れていました。それで役場に連絡をしてみてくださいと言ったら、即行って見て補修をしたみたいです。

そうしたら、その翌月の水道料が8,000円に8,500円でしたか、なっていたと。まあ90代のお年寄りでした。年金生活をしているこういうお年寄りが8,000円以上も水道代で支払われると、普通は、

基本料金で間に合っていたということで非常に心を痛めていました。その金は何とかできないのとお願ひしたら、その集金しに来た人が、「いや、これはもうちゃんとメーターで出ている金額だから、そういうことはできません」と言われて、その人は8,500円払ったということを私に後もって言いました。

こういう件に関して、それは道路でしたから、屋敷内じゃないんですよね。これがメーターにつながってメーターで水道料が上がっているということは、どういうことなのか、私も理解ができませんですけども、そういう訳の分からないような漏水、そういうようなこと等をきちんとして、そういう水道料を取るべきものは取らなければいけないという思いはありますけれども、年金生活をしているお年寄りでありましたので、私は、何とかこれはしていかなければいけないのじゃないかなと思いますけれども、この辺り、水道課でどういうふうな検討等をされているか、あればお尋ねします。

○水道課長（富岡 俊樹君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

基本的に漏水をしていてメーターが回っているということで、我々の感覚としては宅内で回っているもんだと、道路上に公道に出ている予定ではないので、ちょっとそこら辺は見て確認をしないと何とも言えないんですけども、我々の考えでは、メーターが回っている、漏水をしていました、もう敷地内で漏水をしているんで、早く修理をしてくださいというような方向で。

漏水に関して8,000円とか1万円とか2万円になる人もいますけど、メーターより家のほうで漏水をされて、お金が1万円、2万円と高額になった場合には、漏水を修理しましたという業者の領収書を持ってきていただければ、1年分遡って平均で減額対象としているところでございます。

○14番（美島 盛秀議員）

分かりました。それで敷地内であれば負担すると、それ以外であれば、補修したのは業者さんの領収があればできると。敷地内でも両方構わないんですか。

○水道課長（富岡 俊樹君）

基本的に敷地内で漏水しているものに対してのメーターが回っているものだろうと、我々の感覚で、メーターが回って道路に出ている管はないという認識でございまして、個人の敷地内の漏水は、漏水修理をして領収書を持ってきていただければ、過去1年の遡った平均で減額対象という形にしております。

○14番（美島 盛秀議員）

たしかブロックの外なんですよ。敷地内じゃなくて、ブロックの外を、まあ水道課の職員に聞けば分かると思いますけども。そうしますと敷地内であれば、領収があれば遡ってもらえるということですね。

○総務課長（久保 等君）

美島議員の質問であります。このメーターが回っているということは、メーターより内側で漏

水しているから回るわけであって、それがメーターより本管側にあるとメーターは回らないという原理ですので、逆に、それがメーターを通過して道路に出ているのかというのは調べないと分からないんですけど、今言っているのは、道路側にあっても、それがメーターを通過した道路側なのか、そこがはっきりしないので、今ここで、メーターが道路に漏水したものが、メーターが回るという原理がないわけですので、そこはちょっと調べないと分からない。

でも、それがメーターの敷地内で漏れているのであれば、1年間の平均を取ったその金額に合わせて、その上がった月の分は返金をするという内容です。

○水道課長（富岡 俊樹君）

すみません、ちょっと説明不足で。メーターから中は、個人の管理、個人の土地ということで我々は認識していて、その個人の土地は個人で業者さん呼んで修理をしてくださいと、修繕を。その修繕をした領収書を役場のほうに持ってきていただければ、1か月平均で減額の対象としていくところでございます。漏水を修理した領収書ということですね。

メーターから道に出ているというのは、ちょっと我々今の状況がはっきり分からないものですから、場所を分かれば、後で教えていただければ、職員の確認しに行きますので、よろしくお願いいたします。

○14番（美島 盛秀議員）

職員が修繕したはずですので、また聞いて確認をして、その屋敷内から漏れたのが道路に出ているのか、道路のが漏れているのか、再確認をお願いいたします。

終わります。

○議長（前 徹志議員）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第61号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第61号、令和5年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第61号、令和5年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）

は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（前 徹志議員）

ただいま伊仙町長から議案第62号、伊仙町名誉町民条例の一部を改正する条例が提出されました。
これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。議案第62号、伊仙町名誉町民条例の一部を改正する条例を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

△ 追加日程第1 議案第62号 伊仙町名誉町民条例の一部を改正する条例

○議長（前 徹志議員）

追加日程第1 議案第62号、伊仙町名誉町民条例の一部を改正する条例を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保 明君）

令和5年第4回伊仙町議会定例会に追加提案いたしました議案第62号につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第62号は、伊仙町名誉町民条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案しております。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第62号について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（久保 等君）

議案第62号、伊仙町名誉町民条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

本改正は、名誉町民の称号を贈る対象を町民、町内の団体、または伊仙町にゆかりのある個人もしくは団体へ改めるものでございます。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第62号について質疑を行います。

○6番（佐田 元議員）

伊仙町名誉町民条例の一部を改正する条例について質疑いたします。

先ほどから、町長のほうから団体の条例を改正するということで、個人もしくは団体ということで名前が上がっておりますが、これは、こういう名前を上げる前に、先ほど未来創生課長のほうからありましたが、まず、この推薦委員会の組織、これ今、組織はあるということですのでよろしいですね。

○未来創生課長（佐平 勝秀君）

名誉町民の推薦に関しては、常に常設しているわけではございませんので、この案件があったと

きに、町長のあれでもって招集をして、その審議する案件を諮っていくような形にしております。

○6番（佐田 元議員）

この条例の第1条、見てみますと、まあ抜粋しますが、町民の尊敬を受ける者は、先行審議し、町長に推薦するということになっていますが、第3条の推薦委員会の委員に町長も入るわけですか。

○議長（前 徹志議員）

しばらく休憩します。

休憩 午後 4時26分

再開 午後 4時45分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの美島議員の質疑の文言と町長の答弁の文言は、全て削除いたします。

他に質疑ありませんか。

○6番（佐田 元議員）

この条例によりますと、第2条、この件に関してこれはこれとして、第5条のほうに推薦委員会の事務は企画課で所管するということになっていますが、できたらここも一部改正する必要があるんじゃないかなという思いがしますが、どうでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

確かに今ご指摘のとおり、企画課となっておりますが、現在の課名に変更する必要があります。

○6番（佐田 元議員）

伊仙町名誉町民条例の一部を改正する条例で、本当に、きょう、追加議案で提案されましたけど、これは私としては、時期尚早で、もう少し検討する必要があるのではないかという思いがしますが、いかがでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

今回、提出した条例については、その推薦委員会を開く段階の中で、こういった文言がないと検討にも上げれない事項でありますので、これを先に定めて、そういった推薦委員会を開こうということでもありますので、ご理解いただきたいと思います。

○6番（佐田 元議員）

ということは、このまま審議を進めていくということによろしいですか。

以上で終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第62号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第62号、伊仙町名誉町民条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前 徹志議員）

起立少数です。したがって、議案第62号、伊仙町名誉町民条例の一部を改正する条例は否決されました。

△ 日程第7 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（前 徹志議員）

日程第7 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△ 日程第8 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（前 徹志議員）

日程第8 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

総務文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長から、伊仙町議会会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定

しました。

これで本日の会議は全部終了しました。会議を閉じます。

令和5年度第4回伊仙町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会 午後 4時51分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 前 徹 志

伊仙町議会議員 井 上 和 代

伊仙町議会議員 久 保 量